

第6章

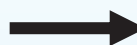
分野別計画

「政策の体系」に沿って基本目標と重点目標を実現するための体系を、政策・施策・事業として段階的に整理します。

- 政策とは、基本目標や重点目標を実現するために目指すべき方向や行政活動をまとめたものです。
- 施策とは、政策を実現するための具体的な方策や対策をまとめたものです。
- 事業とは、個々の施策を実現するための具体的な手段となるものです。

凡例

1 【主要な事業例】 矢印の表記

 (実線) … 継続中や実行段階にあるもの

 (破線) … 方向性等の協議・検討を行うものや準備段階にあるもの

2 【成果指標】

(1) 『◆』マーク

「光市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲載の KPI を表しています。

(2) 出典の表記

ア 「光市まちづくり市民アンケート」(平成 28 年 6 月実施)によるものは、「市民アンケート」と記載しています。

イ 近況値の時点について、【28】のものは平成 28 年 12 月末時点(一部指標を除く、「市民アンケート」は平成 28 年 6 月時点)、その他のものは【 】に記載の年度の数値としています。

【現状と課題】

- 地域づくりにおける「協働」とは、市民、事業所、行政など複数の主体が目的を共有し、力をあわせて目指す地域づくりに取り組むことを言いますが、人口減少や少子高齢化が進むとともに、国・地方を通じた財政状況が厳しさを増す中、「協働」は、地域づくりにとって欠かせないものとなっています。
- 本市では、市民一人ひとりが光市民憲章に掲げる「その名のごとく光あふれる理想のまち」とするための実践活動を行っており、青少年健全育成や環境保全活動をはじめ、コミュニティ・スクールに代表される地域ぐるみの子育て・教育環境の整備や認知症高齢者等の支援など、豊かな市民力や地域力を土台とした協働の地域づくりが進んでいます。
- 今後も、地域と行政との相互理解がより一層深まるよう、引き続き、協働意識の醸成や市民が活動しやすい環境づくりなどを通して、地域と行政との「協働」を推進していく必要があります。

【基本方針】

市民一人ひとりが地域づくり活動に主体的かつ実践的に参画する協働の仕組みづくりを推進します。

また、地域づくり支援センターを中心に、地域コミュニティ活動や市民活動の活性化を支援するとともに、誰もが安心して市民活動に参加できる環境を整備します。

【施策展開の方向】

(1) 「光市民憲章」の普及啓発

市民一人ひとりが主体的かつ実践的に「理想的なまちづくり」に参加するための行動規範であり、かつ、市民生活の規範となる「光市民憲章」の普及啓発を進め、市民一人ひとりの主体的かつ実践的な地域づくり活動への参加と地域自治の促進に努めます。

(2) 協働型まちづくりの具現化

市民の主体的な地域づくりへの参画と活性化を図るため、協働意識の醸成を図るとともに、身近な道路や公園を地域や団体に管理する「アダプト・プログラム（里親制度）」や、地域の多様な課題について市民や団体等の発想を活かし市民と行政とが力を合わせて課題の解決に取り組む「協働事業提案制度」を推進するなど、協働型の地域づくりの具現化に向けた取組みを進めます。

(3) 多様な活動の支援と環境整備

地域づくり支援センターを中心に、市民活動団体等への活動場所の提供とともに、活動しやすい環境の整備を進めるなど、市民活動の活性化を支援します。

また、団体相互のネットワークづくりの支援や、誰もが安心して活動に参加できるよう、市民活動補償制度などによる支援を図ります。

さらに、市民活動への助言やコーディネートができる人材の育成など、相談・支援体制の構築に努めます。

【主要な事業例】

	年度					担当
	H29	H30	H31	H32	H33	
市民憲章の普及啓発	→					文化・社会教育課
協働の地域づくり意識の醸成	→					地域づくり推進課
アダプト・プログラムの推進	→					地域づくり推進課
協働事業提案制度の推進	→	→				地域づくり推進課
地域づくり支援センターの充実	→					地域づくり推進課
市民活動補償制度の実施	→					地域づくり推進課
市民活動等に関する相談・支援体制の構築	→					地域づくり推進課 関係各課

【成果指標】

指標名	近況値	目標値(H33)
①まちづくり活動に参加している人の割合	28.3%	30.0%
②協働事業の数(年度)	79件	80件以上
③◆アダプト・プログラムの参加団体数	16団体	20団体
④地域づくり支援センターの利用者数(年度)	38,909人	39,000人

※近況値出典【年度】：①市民アンケート【28】
②④地域づくり推進課【27】
③地域づくり推進課【28】

【現状と課題】

- 人口減少や少子高齢化が本格化する中、近所同士のつながりや地域の連帯感といった、従来の地域社会を支えてきた人間関係の希薄化が進んでいます。一方、災害への対応や高齢者の見守り、子育て・教育など、人と人との「つながり」は、地域において極めて重要な意味を持つことが再認識されています。
- 本市には、従来からの地縁関係を基盤とした334団体の自治会が形成され、加入世帯数18,466世帯、加入率は79.5%（平成27年度末時点）となっていますが、自治会への未加入世帯や自治会が設立されていない地域もあり、地域コミュニティ組織の確立が課題となっています。
- 本市では現在、「光市コミュニティ推進基本方針」に基づき、「対話」と「つながり」をキーワードに地域と行政との協働のまちづくりを進めており、地域自治の推進を目標として、平成28年4月に全ての公民館をコミュニティセンターに名称変更しました。今後は、地域コミュニティの拠点施設としてコミュニティセンターの整備充実を図るとともに、持続可能な運営体制づくりを支援していく必要があります。
- また、地域の未来を自ら考え、決め、行動するための「コミュニティプラン」の策定も進んでおり、プランの具現化に向けた支援や地域意識の醸成や人材の育成、さらには、地域課題の共有・解決の仕組みづくりなど、地域自治の実現に向けた取組みを加速していく必要があります。
- 一方、離島である牛島や農山村地域などの中山間地域では、過疎化や高齢化などにより、地域の自治機能の維持が困難となることが懸念されています。

【基本方針】

自治会の周知や加入促進への支援に努めるとともに、「光市コミュニティ推進基本方針」に基づき、「コミュニティプラン」等を踏まえた地域住民や各種団体の主体的な活動への支援や環境整備に努めます。

また、地域の活動拠点であるコミュニティセンターの整備充実や、各種団体がつながった地域コミュニティ組織による持続可能な運営体制づくりを支援します。

【施策展開の方向】

(1) 自治会の活性化支援

暮らしの中の様々な課題に対して、隣近所の住民が力をあわせ、互いに助け合うことができるよう、日常生活におけるふれあいの促進と近所意識の醸成を図ります。

また、連合自治会等との連携のもと、日常生活における支え合いとふれあいの核となり、今後のまちづくりの原動力となる自治会の周知や加入促進への支援に努めます。

(2) 地域コミュニティ活動への支援

自分たちの地域は自分たちでつくる「地域自治」の推進に向け、「光市コミュニティ推進基本方針」に基づき、「人、モノ、金、情報」等を提供するための仕組みづくりに努めるとともに、「コミュニティプラン」に基づく地域の主体的な取組みを支援します。

また、地域担当職員の配置や市職員による「地域ふれあい協働隊」の地域行事への参画など、地域と行政の顔が見える関係づくりを進めるとともに、地域の実情に応じた地域自治の支援に取り組みます。

さらに、生涯学習、地域福祉、環境保全などの様々な分野間での連携を密にし、総合的な観点から市民が自らの考えやアイデアを活かして取り組む活動を支援するとともに、活動の活性化に向けた学習機会の提供や、市広報やホームページ、SNS等による積極的な情報提供に努めます。

(3) 地域コミュニティを担う人材の育成

地域において主体的に行動できる人材や組織をマネジメントできる人材の育成のほか、地域コミュニティ組織の人的ネットワークやSNS等を活用した人材の発掘に努めます。

また、豊富な知識や技術、経験を有するシニア世代が、自主的かつ主体的に地域活動に参加できる環境の整備に努めます。

(4) コミュニティ組織の運営体制の確立

地域の活動拠点であるコミュニティセンターの整備充実を図るとともに、各地域の特色を活かした活動の活性化や課題の解決に向けて、地域コミュニティとコミュニティ・スクールの連携など、各種団体がつながった地域コミュニティ組織による持続可能な運営体制づくりを支援します。

(5) 中山間地域におけるコミュニティの活性化

各地域で作成した「コミュニティプラン（夢プラン）」に基づく、地域の主体的な取組みを支援するとともに、県等関係機関と適切に連携しながら、公共交通や日常生活に必要なサービスなど安心して暮らせる生活環境の整備を図り、持続可能な地域づくりに努めます。

また、中山間地域の活性化や移住・定住促進等の視点から、「地域おこし協力隊」の受入れや、空き家を活用した移住・定住や多様で個性あふれる地域の特性を活かした都市住民との交流活動を促進します。

【主要な事業例】

	年度					担当
	H29	H30	H31	H32	H33	
自治会の周知や加入促進への支援	→					地域づくり推進課
光市コミュニティ推進基本方針の推進	→					地域づくり推進課 関係各課
コミュニティプランの具現化の支援	→					地域づくり推進課
地域ふれあい協働隊による地域行事への参画	→					地域づくり推進課
地域コミュニティを担う人材の育成	→					地域づくり推進課 関係各課
コミュニティ協議会の運営の支援	→					地域づくり推進課
地域コミュニティとコミュニティ・スクールの連携促進	→					学校教育課 地域づくり推進課
中山間地域における移住・定住の促進	→					企画調整課 関係各課
大和複合型施設の整備	整備工事	→				都市政策課
地域おこし協力隊の受入れ	準備	→				地域づくり推進課 企画調整課

【成果指標】

指標名	近況値	目標値(H33)
①◆自治会加入率	79.5%	90.0%
②◆地域のコミュニティプラン(夢プラン)の策定割合	50.0%	100.0%
③地域の自治会やコミュニティ活動に参加している人の割合	52.3%	60.0%
④◆中山間地域において「住みよい」と考える人の割合	72.7%	80.0%
⑤◆大和複合型施設(支所部分を除く)の利用者数(年度)	33,695人	34,000人

※近況値出典【年度】：①地域づくり推進課【27】
②地域づくり推進課【28】
③④市民アンケート(④はクロス集計)【28】
⑤都市政策課、地域づくり推進課、図書館【27】

【現状と課題】

- 従来、行政だけが担ってきた領域を開くとともに、行政だけでは実施が困難な領域に官民協働で取り組む「新しい公共」の担い手として、社会的使命を持って社会公益活動に取り組むボランティアや、組織的な公益的活動を行うNPO等、柔軟性や迅速性に富み、先駆的な取り組みを展開できる市民活動が注目されています。
- 本市では、平成17年12月に策定した「光市市民活動推進のための基本方針」に基づき、市民活動の拠点となる地域づくり支援センターの整備をはじめ、市民活動補償制度の創設や「元気なまち協働推進事業」の実施など、活動の活性化に向けた環境づくりを進めてきました。
- その結果、市民活動は、福祉、子育て、教育、地域づくり、環境など、様々な分野において広がりを見せ、活動団体71団体、うち、NPO法人16団体（平成27年度末時点）となっていますが、一方で、団体会員数の減少や参加者の固定化や高齢化、また、活動分野の偏在化など、新たな課題も生じており、今後、より幅広い市民の参画を促す取り組みが必要となっています。
- また、今後も引き続き、場所、情報、資金などの活動資源の充実や市民同士の交流の促進などを通して市民活動に取り組みやすくするための環境整備を進めるとともに、協働事業提案制度など、公的サービスの開放に向けた制度設計を進める必要があります。

【基本方針】

市民が様々な活動に主体的に参画できるよう、情報の提供や拠点機能の強化等を通じた活動環境の整備を図るとともに、市民同士のネットワークの形成に向けた交流の場づくりを進めます。

また、幅広い市民の活動参加を促進するため、各種情報誌や講座等を通じた周知啓発を進め、市民意識の高揚を図ります。

【施策展開の方向】

(1) 市民活動の普及啓発

市民一人ひとりが自らの能力と個性を発揮し、主体的にボランティア活動などの社会貢献活動に参加できるよう、積極的な情報提供に努めます。

また、次世代を担う子どもたちには、社会奉仕体験の機会を充実させ、ボランティア活動など市民活動に対する意識の醸成を図ります。

(2) 市民活動の支援

ボランティア活動などの市民活動が活発化するよう、自主性、主体性を尊重しながら、必要に応じてNPO法人化への支援などを行うとともに、「新しい公共」の担い手やまちづくりの要となる人材の育成や確保に努めます。

また、民間も含めた資金助成に関する情報の集約に努めるなど、活動資金についての相談・情報提供機能の充実を図ります。

さらに、ひかり市民活動ネットワークを中心に、市民と参加団体とのネットワークを形成し、交流の場づくりに取り組みます。

(3) テーマ型コミュニティによる公的サービスの提供

行政が直接実施するよりも、効率的かつ効果的な事業実施が期待できるサービスについては、「新しい公共」の考え方にに基づき、市民と行政との協働による取組みを推進し、市民サービスの向上に努めます。

【主要な事業例】

	年度					担当
	H29	H30	H31	H32	H33	
ボランティア活動の促進	→					地域づくり推進課 関係各課
NPOなど社会貢献活動の促進	→					地域づくり推進課
市民活動等に関する相談・支援体制の構築（再掲）	→					地域づくり推進課 関係各課
地域や団体間のネットワークの構築	→					地域づくり推進課
協働事業提案制度の推進（再掲）	制度設計・ 事業募集	事業実施				地域づくり推進課

【成果指標】

指標名	近況値	目標値(H33)
①NPO 法人の数	17 団体	20 団体
②市民活動団体の登録数	72 団体	80 団体

※近況値出典【年度】：①②地域づくり推進課【28】

政策 1 生涯学習社会の推進

【現状と課題】

- 生涯学習は、知識や教養を深め、生きがいを得たいといった学習者の自己実現のみならず、その成果を社会に還元し、人と人との交流を生むことで、地域の活性化や人材の育成など、中長期的な観点からも社会経済の発展に多様なメリットをもたらすことが期待されています。
- 本市ではこれまで、生涯学習ニュースコレクター制度の導入や生涯学習サポートバンクの効果的・効率的な運営など、学習関連情報の積極的な発信や人材活用制度の充実に努めるとともに、生涯学習センターをはじめ、コミュニティセンターや図書館等、ソフト・ハードの両面から生涯学習の拠点となる施設の充実、さらには、学習成果の評価・活用の場づくりなど、「循環型学習社会」の構築を進めてきました。
- 今後は、こうした取組みの充実強化を図りつつ、更なる地域コミュニティの活性化や地域の教育力向上にも資する、学びを通じて人や地域がつながる仕組みづくりにも重点を置いた取組みが求められています。
- また、重要な生涯学習拠点の一つである図書館の機能向上や利用環境の充実をはじめ、家庭や学校、幼稚園・保育所等とも連携を図りながら、幼少時から本に親しむ習慣づくりに向けた支援など、子どもの読書環境のさらなる充実を図る必要があります。

【基本方針】

「第2次光市生涯学習推進プラン」に基づき、学びを通して仲間や地域の「わ」が広がる循環型学習社会の構築を進めるとともに、生涯学習の拠点となる生涯学習センターやコミュニティセンターなどの機能充実と効率的な活用に努めます。

また、図書館を生涯学習拠点の一つとして、世代を問わず本を身近に感じ、親しめる環境整備を進めるとともに、今後の図書館整備のあり方について検討します。

【施策展開の方向】

(1) 生涯学習推進体制の整備充実

「第2次光市生涯学習推進プラン」に基づき、全ての市民が学ぶ楽しさや、社会貢献の喜びを感じることができ、学びを通して仲間や地域の「わ」が広がる『循環型学習社会』の構築を進めます。

また、総合的な生涯学習関連施策を効率的かつ効果的に推進するとともに、生涯学習の拠点施設となる生涯学習センターやコミュニティセンターなどの機能充実と効率的な活用に努めます。

(2) 学習機会の提供と環境整備

生涯学習センターを拠点として、多様化・高度化する市民の学習ニーズや市民のライフステージに応じた学習機会を提供するとともに、SNSを活用した情報発信や生涯学習に関する情報誌の充実を図るなど、市民の自主的・自発的な生涯学習活動を支援します。

また、生涯学習センターや生涯学習関連施設において、各種学習相談に適切に対応できる体制の充実を図ります。

(3) 学習成果の地域づくりへの活用

生涯学習サポートバンクの機能の充実など、市民が学んだ成果をまちづくりや地域づくりに活かすための環境整備を進めるとともに、学びを通じた仲間づくりや交流の活性化を支援します。

また、地域の歴史や文化等を学び、郷土の愛着を深めるふるさと学習の推進や、地域課題の解決に結びつく学習機会の提供に努めます。

さらに、地域とのつながりの中で家庭教育を支援する仕組みや、地域と学校・家庭との繋がりを強化し、コミュニティの活性化や地域の教育力向上を目指します。

(4) 読書環境の整備と読書活動への支援

図書館を生涯学習拠点の一つとして、利用者の関心と楽しみに応える多様な図書資料の継続的な充実を図るとともに、市民の利便性や生涯学習意欲を高める、高度検索機能やレファレンスサービスの充実に努めます。

また、図書館の運営に関し図書館協議会の意見を踏まえ、市民との協働による図書館運営を推進するとともに、今後の図書館整備のあり方について検討します。

さらに、「第3次光市子どもの読書活動推進計画」に基づき、幼少時から本に親しむ習慣づくりや、子どもを中心とした読書活動の支援、読書相談などを展開するとともに、学校図書館やコミュニティセンター等との連携による市民の読書環境の整備充実に努めます。

【主要な事業例】

	年度					担当
	H29	H30	H31	H32	H33	
第2次光市生涯学習推進プランの推進					→	地域づくり推進課 関係各課
魅力ある学習機会の提供・拡充					→	地域づくり推進課
生涯学習講座の充実及び情報提供					→	地域づくり推進課 文化・社会教育課
生涯学習サポートバンクの充実					→	地域づくり推進課
ふるさと学習の展開					→	文化・社会教育課
第3次光市子どもの読書活動推進計画の推進					→	図書館 関係各課
レファレンス対応など図書館のサービス機能の充実					→	図書館
図書館整備のあり方の検討	■	■	■	■	■	図書館

【成果指標】

指標名	近況値	目標値(H33)
①生涯学習関連ホームページ・SNSのアクセス件数(年度)	5,188 件	12,000 件
②生涯学習サポートバンク登録者数(個人)	60 人	70 人
③生涯学習サポートバンク登録者数(団体)	84 団体	90 団体
④図書館貸出密度(貸出数／人口)(年度)	5.2 点	5.4 点
⑤児童書貸出数(年度)	88,351 冊	91,000 冊

※近況値出典【年度】：①地域づくり推進課【27】
②③地域づくり推進課【28】
④⑤図書館【27】

【現状と課題】

- 芸術や文化は、暮らしにゆとりや潤いをもたらし、豊かな人間性の涵養に資するとともに、感動の共有を通じた他者との相互理解の促進など、人のつながりをも生み出します。また、地域の伝統文化を後世に継承していくことは、郷土愛を育み、新たな文化を生み出すきっかけともなります。
- 本市には、彫金の分野における重要無形文化財保持者（人間国宝）をはじめ、国指定文化財である石城神社本殿や石城山神籠石、県指定文化財である旧伊藤博文邸や島田人形浄瑠璃芝居など、有形・無形の文化財や史跡、民俗芸能や伝統行事が数多く存在しています。
- これまで、公益財団法人光市文化振興財団との連携のもと、質の高い芸術・文化に親しめる環境づくりを進めることにより、市民文化の向上に努めてきましたが、高齢化やライフスタイルの多様化が進む中、より魅力ある事業の実施や、光文化協会などと連携した自主的な活動の支援により、多世代にわたって文化意識の高揚を図る必要があります。
- また、核家族化や地域コミュニティの希薄化が進む中、郷土の歴史文化への理解を深め郷土愛を育むとともに、先人から受け継がれてきた貴重な伝統文化を守り、後世に継承するための取組みが求められています。
- さらに、平成30年（2018年）に明治維新150年という節目の年を迎えるにあたり、揺れ動く歴史の舞台となった長州の地を県全体で盛り上げる機運も高まってきており、今後、県や県内他市とも連携のもと、他の観光資源ともネットワーク化を図るなど、本市の文化的資源を活用し、地域の活性化につなげていくことが必要です。

【基本方針】

- 市民の文化にふれあう機会の拡充や自主的な芸術・文化活動の活性化を図るとともに、市民ホールや文化センターなど市民が優れた芸術・文化に親しめる環境を整備します。
- また、文化財の発掘、保存、有効な活用に努めるとともに、伝統芸能の保存に向けた後継者育成や、子どもたちへの体験機会の充実に努めます。

【施策展開の方向】

（1） 芸術・文化活動の活性化

- 市民の芸術・文化活動に対する関心を高め、活動機会の拡充を図るとともに、各種芸術・文化活動の情報提供や啓発活動の充実に努めます。
- また、市民の自主的な活動、芸術・文化団体や指導者、さらには活動を担う人材の育成の支援に努めるとともに、幅広い活動分野と年齢層を視野に、文化行事への参加者の拡大に努めます。
- さらに、重要無形文化財保持者（人間国宝）の優れた作品を、市民が鑑賞する機会等を創出し、芸術や文化に対する市民の意識の高揚を図ります。

(2) 文化財や歴史的資源の保存と活用

郷土史研究グループ等との連携のもと、多様な文化財や歴史的資源の発掘・保存や調査・研究を行うとともに、石城山神籠石の適切な保存・活用・継承に努めます。

また、歴史や文化に対する市民の関心を高めるため、書籍「未来をひらく 光市の歴史文化」を活用した歴史講座の開催や現地学習の促進など、多様な普及啓発活動を推進するとともに、地域の文化財や歴史的資源の適切な保存や鑑賞環境の整備を通じて、交流活動の活性化を図ります。

さらに、明治維新150年を見据え、伊藤公資料館における企画展の開催や周辺環境の整備を図るとともに、関係機関と連携した事業の展開に努めます。

(3) 伝統芸能や祭りの保存・継承

市民と協働で、地域に密着した伝統的な祭りの保存・継承や、地域の特色ある伝統芸能の保存に向けた後継者の育成支援を図るとともに、市内に点在する文化的資源のネットワーク化を図り、地域コミュニティの活性化や地域間の連携と人的交流を促進します。

また、学校等との連携のもと、体験学習などの機会を積極的に活用し、次世代を担う子どもたちに、地域の伝統芸能等にふれる機会を創出します。

(4) 文化施設等の利用促進と環境整備

市民ホールや文化センター、コミュニティセンター等を効果的に活用し、各種芸術・文化活動を促進するとともに、文化関連施設の良好な維持管理に努めます。

また、市民が芸術・文化活動に関する情報が入手しやすい環境の整備を進めるとともに、施設利用などを促進します。

【主要な事業例】

	年度					担当
	H29	H30	H31	H32	H33	
芸術・文化活動に関する各種情報の提供	→					文化・社会教育課
地域における芸術・文化活動の支援	→					文化・社会教育課
文化団体への活動支援	→					文化・社会教育課
芸術・文化鑑賞機会の提供	→					文化・社会教育課
市民参加型の芸術・文化活動の企画・開催	→					文化・社会教育課
文化財の発掘及び調査・研究	→					文化・社会教育課
石城山神籠石の保存・管理	→					文化・社会教育課
文化財・歴史資料の保存・保護	→					文化・社会教育課
明治維新150年記念事業の展開	→					文化・社会教育課 関係各課
文化財・伝統芸能等を活用した事業の実施	→					文化・社会教育課
石城山史跡の保存・活用	→					文化・社会教育課
伝統芸能の後継者の育成	→					文化・社会教育課
伝統行事・祭りの保存・継承と情報発信	→					文化・社会教育課
歴史・文化施設等の整備充実	→					文化・社会教育課 関係各課

【成果指標】

指標名	近況値	目標値(H33)
①文化財の保存・活用に携わる市民ボランティアの数(年度)	328人	380人
②文化行事への後援件数(年度)	53件	70件
③光市美術展の出品数	485点	500点
④地域の行事や祭りに参加している人の割合	39.1%	44.0%
⑤歴史・文化施設の年間利用者数(年度)	98,652人	105,000人

※近況値出典【年度】：①②⑤文化・社会教育課【27】
③文化・社会教育課【28】
④市民アンケート【28】

【現状と課題】

- スポーツは、個人の生活に豊かさや活力を生み、心身の健康や幸福感をもたらすだけでなく、青少年の健全育成や地域コミュニティの活性化など、まちづくりの面からも多面的な役割を担っています。
- 本市ではこれまで、光市体育協会等関係機関との連携のもと、山口国体を契機とした競技スポーツの競技力向上に向けた支援を行うとともに、スポーツイベントや各種教室・出前講座の開催をはじめ、スポーツ・レクリエーション活動を通じた交流の場の提供やニュースポーツの普及・啓発など、誰もが気軽にスポーツに親しめる生涯スポーツを推進してきました。
- 今後も引き続き、市民や関係団体と連携を図りながら、市民一人ひとりのライフスタイルに応じた主体的なスポーツ活動を推進するなど、年齢や障害の有無にかかわらず、いつでも、どこでも、スポーツを楽しみ、親しめるよう環境の整備を進めるとともに、スポーツ人口の拡大に向けた取組みが求められています。
- また、安全で快適にスポーツを楽しめる場を提供するため、各種スポーツ施設の計画的な整備と適切な維持管理が必要です。

【基本方針】

「光市スポーツ推進基本計画」に基づき、子どもからお年寄りまでライフステージに応じた生涯スポーツや自然環境を活かしたスポーツ・レクリエーション活動を推進します。

また、競技力を有する選手の育成を目指して、指導者の育成を図るとともに、学校や競技団体等と連携し、選手の育成と競技力向上に努めます。

さらに、各種スポーツ施設の効率的な運用と計画的な維持管理に努めます。

【施策展開の方向】

(1) 生涯スポーツの推進

総合型地域スポーツクラブの育成・支援や各種スポーツ団体との連携により、市民一人ひとりが健康で明るくライフステージに応じて、いつでも、どこでもスポーツに親しみ、いつまでも社会生活を維持できる環境の整備に努めるとともに、地域におけるスポーツの指導や普及を推進します。

また、誰もが気軽に楽しめるニュースポーツの普及など、レクリエーションとしてのスポーツを体験する機会の充実に努めます。

(2) 競技スポーツの推進

学校や競技団体等との連携を強化することにより、全国トップレベルの大会で活躍する選手や、より高い競技力を有する選手の育成と競技力向上に努めるとともに、優秀な成績を収めた選手を表彰することにより、意欲の向上を図ります。

また、優秀なスポーツ指導者の確保・育成のため、各種研修の機会や情報の提供に努めるなど、資質や能力の向上に努めます。

(3) スポーツ環境の充実

様々なスポーツ活動において、誰もが気軽にスポーツに親しみ、関わり、楽しめるよう、光市総合体育館、大和総合運動公園、光スポーツ公園等の主要スポーツ施設や、学校体育施設などの地域スポーツ施設の効率的な運用と計画的な維持管理に努め、快適なスポーツ環境の充実を図ります。

また、特色ある自然環境や施設を活用するため、関係各課との連携による施設整備に努めるとともに、これらの資源を活かしたイベントなど、ソフト面の充実を図ります。

【主要な事業例】

	年度					担当
	H29	H30	H31	H32	H33	
光市スポーツ推進基本計画の推進	→					体育課 関係各課
各種スポーツイベント・スポーツ教室の開催	→					体育課 関係各課
総合型地域スポーツクラブの育成・支援	→					体育課
ニュースポーツの普及推進	→					体育課
競技力向上に向けた支援	→					体育課 学校教育課
スポーツ指導者の確保・育成	→					体育課
学校体育施設の開放や施設管理の充実	→					体育課 教育総務課
自然環境を活かしたスポーツ・レクリエーション活動の推進	→					体育課 関係各課

【成果指標】

指標名	近況値	目標値(H33)
①週1回以上運動・スポーツをする人の割合	48.3%	60.0%
②スポーツ行事・大会(市主催)への参加者数(年度)	3,733人	5,000人
③スポーツ優秀選手表彰件数(年度)	89件	90件
④主要スポーツ施設の利用者数(年度)	585,880人	600,000人

※近況値出典【年度】：①市民アンケート【28】
②③④体育課【27】

【現状と課題】

- 日本国憲法における基本的人権の尊重という基本原理に則り、市民一人ひとりが、かけがえのない尊い生命の主体者であるという認識のもと、生涯にわたって人権が尊重され、自由で平等な生活ができる地域社会を実現することは、まちづくりの基本です。
- 本市では、これまで、あらゆる行政分野における人権尊重の視点に立った施策を推進するとともに、市民、地域、学校、行政が一体となった人権の尊重に関する教育・啓発活動にも努めてきました。
- 一方、少子高齢化の進行による家族形態の多様化や地域の連帯感の希薄化、一層進む国際化や情報化といった環境の変化は、政治的、経済的、社会的な要因から、様々な分野における新たな人権課題を生んでおり、その多様化・複雑化が進んでいます。
- 今後は、「光市人権施策推進指針」に基づき、「いのち（生命）」「じゆう（自由）」「びょうどう（平等）」の観点から、市民一人ひとりの人権が尊重された心豊かな地域社会の実現に向けて、職員自らが人権意識の高揚を図るとともに、家庭、地域、職場、学校など、あらゆる場を通じての教育・啓発活動を推進する必要があります。
- また、人権に関する相談や支援体制の充実を図るなど、関係機関等との連携による人権施策の総合的な推進が求められています。

【基本方針】

「光市人権施策推進指針」の理念を踏まえ、あらゆる分野で「市民一人ひとりの人権が尊重された心豊かな地域社会」の実現に向け、人権施策に関する総合的かつ効果的な取組みを推進します。

また、基本的人権の尊重という普遍的視点に立って、学校をはじめ、様々な場面での人権教育・啓発を総合的かつ効果的に推進するとともに、市民一人ひとりを大切にするまちづくりを目指し、市民と行政が一体となった人権擁護活動を推進します。

【施策展開の方向】

(1) 人権施策の推進体制の整備充実

「光市人権施策推進指針」に基づき、幅広い人権課題への対応や、より一層の人権尊重を踏まえた施策を推進します。

また、市民、団体、事業者等と行政がともに考え行動していくため、光市人権施策推進審議会や光市人権教育推進協議会など関係機関と連携を図りながら、推進体制の充実強化に努めます。

(2) 学校・地域における人権教育の推進

児童生徒の心身の成長の過程に即し、学校の教育活動を通して、人権尊重の視点に立った指導の充実を図り、一人ひとりを大切にする教育を組織的、継続的に推進します。

また、一人ひとりの人格を認め、他人を尊重できる人間関係を構築するための教育の環境づくりに努めるとともに、家庭や地域社会と連携し、相互に補完しながら人権教育を推進します。

さらに、地域社会全体の人権意識の高揚を目指し、関係機関等との連携により、各種講演会や研修会の開催など、地域における学習機会の充実を図ります。

(3) 人権擁護活動の推進

女性や子ども、高齢者、障害のある人などの人権に関する相談窓口の充実や相談員の資質向上など、人権救済に向けた体制づくりを推進します。

また、人権に関わる関係各課や関係機関との連携を図りながら、基本的人権の尊重の精神を育む教育・啓発活動を進めるとともに、市民一人ひとりの人権が尊重された心豊かな地域社会を構築するため、市民の自主的な学習や交流活動を支援します。

(4) 指導者の育成

人権課題に対する正しい認識と指導力を備えた指導者の育成と資質向上に努めるとともに、学習会や研修会等への自主的、意欲的な参加が得られるよう、学習機会の充実に努めます。

【主要な事業例】

	年度					担当
	H29	H30	H31	H32	H33	
光市人権施策推進指針の推進	▶▶▶▶▶					人権推進課 関係各課
光市人権施策推進審議会等との連携による推進体制の充実強化	▶▶▶▶▶					人権推進課
学校における人権教育の実施	▶▶▶▶▶					学校教育課 人権教育課
人権に関する講演会や研修会の実施	▶▶▶▶▶					人権教育課 人権推進課
コミュニティセンター等を拠点とした地域における人権教育・啓発の充実	▶▶▶▶▶					人権教育課 人権推進課
人権に関する相談事業の実施	▶▶▶▶▶					人権推進課
人権教育の指導者の確保	▶▶▶▶▶					人権教育課 人権推進課

【成果指標】

指標名	近況値	目標値(H33)
①人権教育・啓発事業参加者数(年度)	2,500人	2,800人

※近況値出典【年度】：①人権推進課、人権教育課【27】

【現状と課題】

- 少子高齢化が進み、本格的な人口減少社会が到来した今日、男女が互いにその人権を尊重し、個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現は、社会全体で取り組むべき課題となっています。
- 国においては、平成27年9月に、女性の採用や登用、能力開発などに関して、国や地方公共団体、事業主の責務を定める「女性活躍推進法」を施行するとともに、同年12月には、あらゆる分野における女性の活躍や安全・安心な暮らしの実現、男女共同参画の実現に向けた基盤整備などを柱とした「第4次男女共同参画基本計画」を策定するなど、男女共同参画社会の実現に向けた我が国の取組みは新たな段階に入っています。
- こうした中、本市が実施した「人権に関する市民意識調査（平成27年9月）」によると、女性の人権に関する問題として「男女の固定的な役割分担意識を押し付けること」と回答した人が42.3%と最も多くなっており、いまだに家庭や地域、職場や学校など、様々な場において男女間格差や性別による固定的な役割分担意識が根強く残っています。
- 本市ではこれまで、2次にわたって策定した男女共同参画基本計画に基づき、市民一人ひとりが、性別に関わらず一人の人として個性が尊重される男女共同参画社会の実現を目指して取り組むとともに、平成29年3月には、国や県の動向を踏まえ「男女が共に活躍し、一人ひとりの個性と能力が輝くゆたかなまちを目指して」を理念とする「第3次光市男女共同参画基本計画」を策定しました。
- 今後も引き続き、この計画に基づき、男女間格差の解消や男女平等意識の醸成、さらには、配偶者等からの暴力（DV）の根絶に取り組むことが必要です。
- また、女性の活躍の推進をはじめ、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進など、男女がその個性と能力を十分に発揮できる環境づくりが強く求められています。

【基本方針】

男女共同参画社会の実現を目指し、政策・方針決定過程や地域における女性の参画の促進や、市民、企業、団体等との連携強化に努めるとともに、家庭、地域、職場、学校などにおける男女平等意識の醸成や配偶者等からの暴力を許さない環境づくりに努めます。

また、女性の活躍推進の観点から、働きたい女性が仕事を継続できる職場環境の整備や女性の創業支援に努めます。

【施策展開の方向】

（1）男女平等意識の啓発

「第3次光市男女共同参画基本計画」に基づき、社会通念やしきたりに根付いた男女の固定的な役割分担意識の解消や正しい知識の習得を促すため、学習・実践機会の充実や周知・啓発活動の推進により、男女平等意識の確立を目指します。

また、アンケートなどを活用し、本市における市民意識の把握に努めます。

(2) 男女共同参画の推進

男女がともに個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現を目指し、政策・方針決定過程や地域における女性の参画を促進するとともに、市民、企業、団体等関係機関との連携を深めます。

また、光市男女共同参画推進ネットワークとの連携により、家庭、地域、職場、学校などあらゆる場における男女共同参画の浸透を図るとともに、施策の着実な推進に努めます。

(3) 女性の活躍推進

働く場における女性の活躍推進の必要性を広く市民に周知するとともに、働きたい女性が子育てや介護などと仕事を両立できる職場環境の整備等について、事業者への啓発に努めます。

また、女性の創業支援の充実に取り組むとともに、商工会議所や商工会、ハローワークなどの関係機関と連携して、再就職やスキルアップを目指す女性を支援します。

(4) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

仕事と生活との両立に向けたライフスタイルを推進するため、広報・啓発活動や講座・講演会の開催などに努めるとともに、育児・介護休業制度や短時間正社員制度などの定着に向け、県や関係機関等と連携し、事業者への啓発に努めます。

また、様々な場における男性の家庭や地域活動への参画に対する意識啓発を進めます。

(5) 男女間のあらゆる暴力等への対応

配偶者等からの暴力（DV）をはじめ、職場におけるセクシャルハラスメントやパワーハラスメント、マタニティハラスメントなど身体的、心理的暴力の根絶に向けた周知・啓発活動を進めるとともに、被害者に対する相談機能の充実に努めます。

また、関係機関との連携や情報交換を強化し、DV等に対する相談から保護、自立に至る切れ目のない支援を行います。

【主要な事業例】

	年度					担当
	H29	H30	H31	H32	H33	
第3次光市男女共同参画基本計画の推進					→	人権推進課 関係各課
男女共同参画に関する庁内推進体制の充実					→	人権推進課 関係各課
各種審議会等、意思決定過程への女性の参画の推進					→	人権推進課 関係各課
光市男女共同参画推進ネットワークと連携した取組みの推進					→	人権推進課
職業生活における女性活躍の推進					→	商工観光課 人権推進課
女性の就職、再就職、創業に対する支援					→	商工観光課
事業所等での男女共同参画の推進					→	人権推進課
男女間の暴力等に関する相談窓口・支援体制の充実					→	福祉総務課 人権推進課
男女共同参画や男女間の暴力等に関する情報提供と啓発					→	人権推進課 福祉総務課

【成果指標】

指標名	近況値	目標値(H33)
①家庭生活または地域活動と仕事を同じように両立させている人の割合	26.3%	26.3%以上
②市の各種審議会等における女性の登用の割合	29.2%	40.0%
③男女が平等だと思っている人の割合	36.6%	60.0%
④やまぐち男女共同参画推進事業者数(認定件数)(累計)	11件	16件

※近況値出典【年度】：①男女共同参画に関する市民アンケート【27】

②人権推進課【28】

③市民アンケート【28】

④人権推進課【28】(県における制度開始以降の累計)、目標値も同じ

重点目標 1 安心して子どもを産み育てるために

政策 1 結婚・出産の希望実現

【現状と課題】

- 人口減少の大きな要因である少子化の進行が危惧される中、価値観やライフスタイルの多様化によって若者を中心に結婚に対するイメージや意識が変化するとともに、経済的な理由などから未婚化や晩婚化が進んでいると言われていています。
- また、厚生労働省によると、平成 27 年の初婚年齢の平均は男性 31.1 歳、女性 29.4 歳で、約 20 年前の平成 7 年と比較すると、男性は 2.6 歳、女性は 3.1 歳高くなっており、平成 47 年（2035 年）の生涯未婚率は 24.1%と、4 人に 1 人が生涯未婚になると推計されています。
- 一方、平成 27 年に本市が実施したアンケートでは、独身男女のうち、結婚を希望しない人の割合は約 13%に留まるとともに、理想とする子ども数も 2 人以上であるなど、希望と現実にギャップがあり、社会全体の課題として「希望実現」という観点から、結婚や出産に関する支援を進めていくことが求められています。
- 本市ではこれまで、医療機関等関係機関との連携のもと、不妊・不育症治療への支援をはじめ、妊娠・出産時からのきめ細かな相談体制の充実や妊婦健診の無料化など、安心して子どもを持ち、産み育てることができる環境整備を進めており、平成 28 年度からは新たに、独身者の出会いの場の創出支援を開始しました。
- 今後も引き続き、結婚に向けた第一歩となる出会いの場の創出支援の充実を図るとともに、妊娠・出産の不安や悩みを取り除く総合的な支援の継続・充実を進め、結婚・出産・子育てといったライフステージに応じた切れ目のない支援を展開していく必要があります。

【基本方針】

結婚に関する個人の希望を叶えるため、温かく幸せな家庭づくりの第一歩となる出会いの場づくりを支援します。

また、妊娠・出産に対する不安や悩みの解消や、不妊・不育症に悩む夫婦への支援など、様々な側面から健やかな妊娠と出産をきめ細かく支援します。

【施策展開の方向】

(1) 出会いと結婚の支援

まち全体で温かく幸せな家庭づくりを応援し、本市への移住・定住につなげていくため、地域や団体等が実施する「出会いの場」創出の取組みを支援します。

また、結婚に至ったカップルの門出を祝福し、新生活を支援します。

(2) 健やかな妊娠・出産支援

産院、小児科の関係機関や母子保健推進員等との連携を図りながら、ハイリスク妊婦の把握・支援に努めます。

また、妊婦に対する健康診査の実施や妊産婦訪問など相談・指導体制の一層の充実に努めるとともに、各種相談や教室、冊子等を通じて親になることに対する不安や悩みの軽減に努めます。

さらに、不妊・不育症に悩む夫婦への経済的・精神的支援の充実に努めます。

【主要な事業例】

	年度					担当
	H29	H30	H31	H32	H33	
出会いの場創出促進事業の実施						企画調整課
記念日をありのままで残そうサービス事業の実施						市民課
子ども・子育て総合相談体制の充実						子ども家庭課
産院・小児科や関係機関との連携						健康増進課 関係各課
妊娠・出産ケアシステムの充実と個別相談の充実						健康増進課
妊婦健康診査の実施						健康増進課
不妊・不育症治療への支援						健康増進課

【成果指標】

指標名	近況値	目標値(H33)
①市制度を活用した出会いの場イベントの開催件数(年度)	—	6件
②◆オリジナルデザインの出生届・婚姻届を交付した割合(年度)	99.5%	99.5%以上
③◆子育てに関する不安や悩みへの相談対応件数(年度)	3,599件	3,850件
④◆妊婦健康診査受診率(年度)	96.7%	98.0%
⑤◆一般不妊治療費助成及び不育症治療費補助件数(年度)	55件	80件

※近況値出典【年度】：①企画調整課【27】(28制度開始)
②市民課【27】(本市窓口受理分)
③健康増進課、子ども家庭課(子ども相談センターきゅっと)【27】
④⑤健康増進課【27】

【現状と課題】

- 少子化や核家族化をはじめ、共働き世帯の増加、人口減少に伴う地域のつながりの希薄化など、子どもの育ちや子育てをめぐる環境が大きく変化する中、子どもたちの健やかな成長と子育て家庭を、まちぐるみ・地域ぐるみで支え、応援する必要があります。
- 本市では、全国に例のない「おっばい都市宣言」のまちとして、子育て世帯が希望にあふれ、全ての子どもたちが、父母や地域の愛情に包まれて育つまちの実現に向けて、学校や地域、事業所、行政が一体となった取組みを進めてきました。
- こうした中、国においては、平成24年に子ども・子育て関連3法を施行し、地域のニーズに基づいた子育て支援策を市町村が実施主体となっていく「子ども・子育て支援新制度」をスタートさせました。
- これを受けて本市においても、平成27年3月に「光市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、幼児教育と保育の一体的提供への対応や、家庭における養育支援の推進など、新制度の視点を加えた適切な対応を進めるとともに、「おっばい都市」としての独自の質の高い施策を、総合的かつ計画的に展開しています。
- 今後も、子ども相談センターきゅっとを中心とした子ども・子育て総合相談体制の充実をはじめ、子育て情報の発信強化や子ども医療費への助成など、安心して包まれた健やかな「子育て・育ち環境」の充実を図り、多様な面から子育て家庭の負担軽減に向けたアプローチを展開する必要があります。

【基本方針】

「おっばい都市宣言」のまちとして、光市で子どもを生き育てたくなる、やさしさあふれる質の高い子育て支援対策を展開するとともに、母子保健の充実を図ります。

また、男女を問わず就労と子育てを両立できる環境づくりを進めるとともに、家庭・地域・事業所（職場）・学校・行政などが一体となって子育て環境を見守る支援の「わ」をまち全体に広がります。

【施策展開の方向】

（1） 地域ぐるみの子育て意識の醸成

「おっばい都市宣言」の理念を踏まえ、「おっばい育児」の推進や「おっばいまつり」等を通じた地域ぐるみの子育て意識の醸成を図ります。

また、中高生と乳幼児がふれあえる場を創出するなど、地域全体に子育ての「わ」を広げ、地域ぐるみで子育て家庭を支える、子育てにやさしい環境づくりを推進します。

（2） 子育て支援体制の充実

子育て世代包括支援センター機能と児童虐待などに対応する家庭児童相談機能を兼ね備えた子ども相談センターきゅっとを中心とした、子ども・子育て相談体制の充実を図ります。

また、子育て情報誌やホームページ等を通じた子育て支援サービスの周知を図り、子育ての安心感を醸成します。

(3) 子育て・子育て環境の質の向上

放課後児童クラブ（サンホーム）の充実やワーク・ライフ・バランスの普及啓発、父親の育児参加の促進など、仕事と家庭を両立できる環境づくりを進め、総合的な観点からの子育て・子育て環境の充実に努めます。

また、地域住民と協働で、放課後子ども教室の充実、児童遊園地や児童館などの子どもの遊び場の安全管理や有効的な活用に努めるとともに、保育出前講座の実施や子育てサークルの育成など、子育て家庭相互の交流機会の充実に努めます。

さらに、「子ども医療費助成事業」等による経済的支援の充実や特に支援を必要とする子どもや家庭への支援に努めるとともに、経済的、精神的に不安定になりがちなひとり親家庭が不安なく子育てや就労ができるよう、環境整備や相談体制の充実に努めます。

(4) 母子保健対策と食育の推進

医療機関や母子保健推進員等との連携を図りながら、保護者の育児不安の軽減、子どもの健やかな成長発達を支援するため、乳幼児に対する健康診査や育児相談等の母子保健事業の一層の充実に努めます。

また、生涯にわたる健全な食生活の実践のため、豊かな人間性を育む基礎となる乳幼児期からの食育の推進に努めます。

【主要な事業例】

	年度					担当
	H29	H30	H31	H32	H33	
おっばい都市基本構想の推進					→	子ども家庭課
おっばいまつりの開催やおっばい冊子等による子育て意識の醸成					→	子ども家庭課 健康増進課
光市子ども・子育て支援事業計画に基づく総合的な子育て支援の推進			次期計画策定	→	→	子ども家庭課 関係各課
子ども・子育て総合相談体制の充実（再掲）					→	子ども家庭課
子育てに関する情報提供の充実					→	子ども家庭課
地域における子育て見守りネットワークの構築					→	子ども家庭課 関係各課
ファミリーサポートセンター事業の実施					→	子ども家庭課
育児休業制度の普及啓発など就労環境の整備促進					→	子ども家庭課 商工観光課
児童遊園地等の協働管理					→	都市政策課
放課後児童クラブ（サンホーム）の管理・運営					→	文化・社会教育課
放課後子ども教室の充実					→	文化・社会教育課
子育てサークル等の育成と支援					→	子ども家庭課
乳幼児医療費・子ども医療費助成制度の充実					→	子ども家庭課
ひとり親家庭への支援					→	子ども家庭課
食育子育て支援事業の実施					→	子ども家庭課
乳幼児健康診査の実施					→	健康増進課
育児相談・教室の実施					→	健康増進課
母子訪問事業の実施					→	健康増進課
発達支援事業の実施					→	健康増進課

【成果指標】

指標名	近況値	目標値(H33)
①◆子育てに関する講座・イベント等への参加者数(年度)	11,279 人	12,000 人
②◆子育て支援活動に参加している人の割合	11.4%	15.0%
③◆地域の子育て支援拠点年間利用者数(年度)	13,763 人	14,500 人
④◆ひかり子育て見守りネットワーク市民サポーター数	282 人	400 人
⑤◆個別訪問延べ件数(年度)	8,544 件	9,400 件

※近況値出典【年度】：①③子ども家庭課【27】 ②市民アンケート【28】
④子ども家庭課【28】 ⑤健康増進課【27】(妊婦、新生児、乳児、幼児の合計)

重点目標 1 安心して子どもを生き育てるために

政策 3 保育・幼児教育の充実

【現状と課題】

- 家族形態や保護者の勤務時間帯の多様化など、保育・幼児教育をとりまく環境は大きく変化しており、平日はもとより、休日保育や一時預かり保育、病児保育など、家庭の実情に応じたきめ細かなサービスの提供が求められています。
- 一方で、人口減少下において地域のつながりの希薄化が進む中、子育て世帯が孤立することがないように、幼稚園や保育所には、交流や相談機能を有する拠点として、地域における子育て支援の核としての役割も求められています。
- こうした中、本市では、各種保育サービスの充実をはじめ、保育料など保護者の負担軽減、また、幼稚園・保育所・小学校の連携や各種研修等を通じた指導体制の充実や職員の資質向上、さらには、子どもたちの安全・安心を確保する公立幼稚園・保育所の耐震化の計画的な推進など、ハード・ソフトの両面から良質な保育・幼児教育の環境づくりを進めてきました。
- 少子化が進む中、望ましい施設規模や保育・幼児教育の質的向上などの観点から、公立幼稚園の再編を進めるとともに、引き続き、利用者や地域のニーズを踏まえた包括的な取組みが求められています。
- また、全国的な課題ともなっている保育士の不足を解消するべく、保育士を確保しやすい環境づくりを進める必要があります。
- さらに、国の「子ども・子育て支援新制度」では、幼児期の教育・保育の一体的な提供が進められており、本市においても、幼稚園や保育所の機能を併せ持ち、より柔軟に子どもを受け入れることができる認定こども園について、既存施設の意向を尊重しながら、移行に向けた支援や助言等を行っていく必要があります。

【基本方針】

子どもや家庭の実情に応じた各種保育サービスの充実や、子どもの個性に応じた適切な教育など、質の高い保育・幼児教育を推進します。
また、幼小連携や需要等を勘案して公立幼稚園の再編を推進します。

【施策展開の方向】

(1) 保育環境の充実

障害児保育、一時預かり、延長保育、休日保育、病児保育など、子どもや家庭の実情やニーズに対応したきめ細かな保育サービスの充実に努めるとともに、研修等により職員の資質を高め、保育内容の充実と向上に努めます。

また、保育士の確保や保育施設の適正な維持管理などにより、待機児童「ゼロ」を維持するとともに、耐震化の推進など保育環境の充実と子どもの安全の確保に努めます。

(2) 幼児教育の充実

遊びや生活の中での直接的・具体的な体験を通して、「自立的な生活態度」、「人とかかわる力」、「豊かな感性」、「学ぶ意欲」が培われるよう、教育内容と指導方法の工夫・充実を図るとともに、幼・保・小連携の推進を通じて相互の交流・連携を深め、子どもの個性に応じた適切な教育など質の高い教育に努めます。

また、公立幼稚園の再編を推進するとともに、保育サービスや教育内容の充実に努めます。

(3) 子育て支援の総合的な推進

地域の実情や保護者のニーズを踏まえて、幼稚園や保育所を地域に開放するなど、地域に開かれた子育て支援の場としての活用を進めるとともに、一定の条件のもとで、保育料等の軽減を行うなど、引き続き、保護者への経済的な支援を行います。

また、子ども・子育て支援新制度に移行する施設等への支援を行います。

【主要な事業例】

	年度					担当
	H29	H30	H31	H32	H33	
各種保育事業の実施	→					子ども家庭課
保育士の確保対策の推進	→					子ども家庭課
幼稚園・保育施設の整備充実	→					子ども家庭課
公立保育所の耐震化の推進	→					子ども家庭課
幼児教育に関する研修会の実施	→					子ども家庭課 学校教育課
公立幼保施設の再編		幼稚園の再編	→			子ども家庭課
保育料等の軽減の実施	→					子ども家庭課

【成果指標】

指標名	近況値	目標値(H33)
①◆待機児童の数	0人	0人
②公立保育所の耐震化率	66.7%	100.0%

※近況値出典【年度】：①②子ども家庭課【28】

重点目標 2 人間性を育み可能性を高めるために

政策 1 質の高い教育の推進

【現状と課題】

- 全国的に子どもの数が減少する中、本市の児童生徒数はピーク時の約40%になっており、少子化への対応は急務となっています。また、グローバル化やインターネットの普及等による高度情報化等、子どもたちを取り巻く環境は急激に変化し、複雑化・多様化する教育課題に、よりの確に対応することがますます重要になっています。
- こうした中、子どもたちが自らの可能性を高め、夢や希望を実現していく力を育むためには、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」が不可欠であり、学校には、児童生徒一人ひとりにしっかりと寄り添い、個に応じたきめ細かな教育が求められています。
- 本市の義務教育においてはこれまで、幼保・小・中学校の連携による15歳までを見通した「学び」と「育ち」をつなぐ連携・協働を重視した教育を進めるとともに、光スタンダード（授業展開）による特色ある学校授業の展開をはじめ、外国語教育やキャリア教育、防災教育や食育の実践など、子どもたちの知・徳・体のバランスのとれた、「生きる力」を育む質の高い教育の実現に努めてきました。
- また、光っ子サポーターなど、独自の特別支援教育体制や、いじめや不登校への迅速かつ適切な相談・対応・支援により、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応える、きめ細かな指導体制づくりを進めてきました。
- さらに、高校・高等教育においては、特色ある学校づくりや、奨学金などの就学支援を通じて、社会情勢の変化に的確に対応できる人材の育成を支援してきました。
- 今後も引き続き、「生きる力」を育む質の高い教育や、児童生徒一人ひとりを大切にしたいきめ細かな指導体制の充実、また、特色ある高校教育への支援に取り組んでいくことが必要です。
- 一方、地方創生の取組みの一環である「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+）」など新たな連携の枠組みも有効に活用した地域人材の育成と地元への定着などにも取り組んでいく必要があります。
- 併せて、「県立高校再編整備計画」等の動向についても十分に注視していく必要があります。

【基本方針】

子どもたちの知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育むため、教育内容の充実を図りながら一人ひとりの個性や特性を重視した学校教育を推進するとともに、個に応じてきめ細かに支援します。

また、地域に開かれ、信頼される特色ある学校づくりと、ふるさと光市をこよなく愛し、地域の担い手となる人材の育成を支援します。

【施策展開の方向】

(1) 確かな学力を育む教育の推進

幼保・小・中学校の連携を密にし、15歳までを見通した学力向上や生徒指導の充実等、具体的な取組みを実践するとともに、学校・家庭・地域が「めざす子ども像」を共有し、「教育の当事者」として、子どもの学びと育ちに積極的にかかわる学校づくりを推進します。

また、コミュニティ・スクールや学校間・校種間連携を基盤とした「チーム光」による新たな学習スタイル「ラーニング光」の開発・実践を通して、子ども主体の授業づくりを進めます。そして、グローバル化に対応した外国語教育やキャリア教育など時代の進展に対応した質の高い教育に努めます。

さらに、教育課程の弾力化を図るとともに、ティーム・ティーチング、グループ学習、個別学習など、発達の段階に応じた指導方法の工夫・改善を進め、児童生徒一人ひとりの個性と資質を伸ばす教育を推進します。

(2) 特別支援教育の推進

児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた「特別支援教育推進事業」、「光っ子教育サポート事業」、「スクールライフ支援員事業」など本市独自のきめ細かな支援や、「どの子にもわかる・できる授業」を目指すユニバーサルデザイン化への取組みなどの充実努めます。

また、障害児の早期教育に対応できるよう、福祉・医療機関等との連携により教育相談体制の充実努めるとともに、学校や地域において、通常学級の児童生徒や地域の人々との交流活動の推進など、長期的視点のもと、障害のある児童生徒の自立と社会参加に向け、きめ細かく支援します。

(3) 豊かな心を育む教育の推進

児童生徒一人ひとりが安心感や充実感を持ち、楽しい学校生活を送ることができるよう、自己存在感、自己有用感を高める教育活動の実践を進めるとともに、子どもたちの基本的な倫理観や社会性、規範意識を育むため、発達の段階に応じた道徳教育の充実努めます。特に、いじめの問題については、未然防止や早期発見に努めるとともに、関係機関との連携・協働のもと、いじめの根絶に向けた迅速かつ組織的な対応を図ります。

また、不登校児童生徒に対してカウンセリングなど、専門家と連携したきめ細かな支援を行います。

(4) 健やかな体を育む教育の推進

児童生徒の健康の保持増進と心身の健全な発達を促すため、健康診断の実施と適切な健康管理の指導に努めるとともに、部活動などを通じた体力づくりとスポーツに親しむ環境づくりを推進します。

また、安全・安心で、栄養バランス・多様性に配慮した学校給食を提供するとともに、学校給食を活用した食育の推進に努めます。

さらに、「家庭の日＝ふれあいの日」運動、「早寝・早起き・朝ごはん」運動の推進等により、家庭での食育活動の実践や親子のふれあい教育を推進します。

(5) 高校・高等教育の推進

公立学校については、県と連携して地域や生徒のニーズに対応できる、学習環境の充実と教育内容の質の向上など、情報化や国際化、少子高齢化に対応した、特色ある学校づくりを支援します。

また、私立学校については、自主性を尊重しながら、教育環境の維持・向上、生徒の学力向上を図るための支援を行います。

さらに、進学する学生の資質や能力に応じた就学機会を確保するため、奨学金をはじめとした就学支援を行うとともに、県や県内大学等と連携し、卒業後の地元進学、地元定着等への支援に努めます。

【主要な事業例】

	年度					担当
	H29	H30	H31	H32	H33	
学習スタイル「ラーニング光」の開発・実践	→					学校教育課
生徒指導に関する連携の強化	→					学校教育課
連携・協働教育推進事業の実施	→					学校教育課
グローバル化に対応した「イングリッシュプラン光」の実践	→					学校教育課
障害のある児童生徒への相談・支援体制の整備	→					学校教育課
いじめ等への総合的な対応	→					学校教育課 文化・社会教育課
学校保健の充実	→					学校教育課
学校における食育の推進	→					学校教育課 学校給食センター
学校給食における地産地消の推進	→					学校給食センター 農業耕地課
特色ある教育プログラムの支援	→					学校教育課
私学振興への支援	→					教育総務課
奨学金等就学支援の推進	→					学校教育課 教育総務課
県や大学等と連携した若者の地元定着の支援	→					企画調整課 関係各課

【成果指標】

指標名	近況値	目標値(H33)
①◆将来の夢や目標を持っている子どもの割合	81.8%	90.0%
②◆学校に行くのは楽しいと思う子どもの割合	88.7%	90.0%
③◆光っ子サポーターによる指導・支援人数(年度)	218 人	250 人
④◆光っ子コーディネーターの訪問回数(年度)	291 回	300 回
⑤◆就学相談件数(年度)	32 件	36 件
⑥◆認知されたいじめの年度内解消率(年度)	88.9%	100.0%
⑦◆不登校児童生徒の割合	0.76%	0.60%
⑧◆学校給食における光市産品の使用率(年度)	22.4%	30.0%

※近況値出典【年度】：①②全国学力・学習状況調査【28】

③④⑤学校教育課【27】

⑥⑦児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査【27】

⑧学校給食センター【27】

重点目標 2 人間性を育み可能性を高めるために

政策 2 教育環境の充実

【現状と課題】

- 学校は、子どもたちの学習や人間性を育む「学びの拠点」であると同時に、コミュニティ・スクールをはじめとした地域住民が交流する場の一つでもあります。さらには、災害時の緊急避難場所としての「防災の拠点」といった様々な側面を持つなど、極めて重要な役割を担っています。
- こうした中、光市立小・中学校においては、校舎、体育館の耐震化率100%を実現するとともに、大規模空間を有する体育館及び武道場における非構造部材の耐震化を完了するなど、安全性の観点からの対策を早期に実施しました。引き続き安全で快適な教育環境づくりに向けた計画的な学校施設整備が求められています。
- また、学校運営協議会（コミュニティ・スクール）との緊密な連携のもと、地域の人材の発掘・育成を進め、地域が学校をバックアップする体制の強化が必要です。
- さらに、子どもたちにとって魅力ある学校という視点から、光市立小・中学校の将来の在り方について、教育開発研究所や「光市立学校の将来の在り方検討会議」を中心に検討を進めており、今後も継続して、関係団体をはじめ地域住民や保護者など幅広く意見を聴取し、適正規模・適正配置を踏まえた学校の在り方を導き出していく必要があります。
- 一方、教育課題の多様化への対応や、多くの教職員が退職を迎える時期を控えていることから、高い意欲と実践的教育力を有する教職員の育成は喫緊の課題です。キャリアステージに応じた研修の充実を図るとともに、これまで培ってきた教職員の知識・技能の継承や、OJTの体制づくりなど、教職員の資質能力の向上に向けた取組みが求められています。

【基本方針】

- 安全・安心で快適な学校施設、質の高い教育環境づくりのため、学校施設の環境改善に努めるとともに、義務教育教材の充実や教職員の人材育成を図ります。
- また、地域との連携をより一層強化し、地域と学校が一体となった、地域とともにある教育環境づくりに取り組みます。
- さらに、今後のあるべき学校像について、市民とともに検討を深めます。

【施策展開の方向】

(1) 安全・安心で快適な教育環境の整備

児童生徒の学びや生活の場である学校施設の安全性や快適性を確保するため、屋上防水等工事やトイレ改修工事など、学校施設の環境改善に努めます。

また、児童生徒が、より学習に集中できる教育環境や質の高い授業を提供できるよう、学習機器や学校図書など義務教育教材の充実をはじめ、ICTを活用した環境の整備に努めます。

(2) 地域とともに守る児童生徒の安全・安心

通学路の安全点検等を推進するとともに、児童生徒や保護者への継続的な安全教育や指導の展開、さらには、地域と一体となった見守り活動や交通安全活動を積極的に推進します。

(3) 将来に向けた学校の在り方検討

教育環境の充実と教育力の維持向上の観点から、子どもたちにとって魅力ある学校の在り方を導き出すとともに義務教育のさらなる質的向上を図る学校づくりを推進するため、光市立小・中学校の将来の在り方について検討を進めます。

(4) 教職員の資質能力の向上

教職員のキャリアステージに応じて計画的・継続的に資質能力の向上を図り、学校教育の直接の担い手である教職員一人ひとりの指導力の向上に努めます。

また、コミュニティ・スクールの仕組みを活かした人材育成や組織的な校内研修の推進、日常の業務を通して共に高め合うOJTの積極的な展開等により、教職員の専門性を高めるとともに、教育者としての使命感や教育的愛情、広く豊かな教養など、包容力や指導力に富んだ資質能力を備えた人材の育成に努めます。

【主要な事業例】

	年度					担当
	H29	H30	H31	H32	H33	
学校施設の安全性・快適性の確保	→					教育総務課
義務教育教材等の充実	→					教育総務課
児童生徒の安全確保	→					学校教育課 生活安全課
光市立小・中学校の将来の在り方の総合的な検討	→					教育総務課 学校教育課
教職員の研修機会の充実	→					学校教育課

【成果指標】

指標名	近況値	目標値(H33)
①学校図書標準達成度(全体)	102.6%	100.0%以上
②通学路の安全点検の実施回数(累計)	4回	9回

※近況値出典【年度】：①教育総務課【27】

②学校教育課【28】(24-28の累計)、目標値は24-33の累計

重点目標 2 人間性を育み可能性を高めるために

政策 3 地域ぐるみの教育の推進

【現状と課題】

- 少子高齢化の進行やグローバル化、高度情報化など、社会の急速な変化に伴い、家庭や地域社会、個人のライフスタイルなど、子どもたちを取り巻く環境が大きく様変わりする中、次世代を担う人材として、ふるさと光をこよなく愛し、夢と希望と誇りを持って本市の未来を切り拓いていく子どもを育成していくことが重要な課題になっています。
- 一方、子育ての悩みや不安を抱えたまま保護者が孤立するなど、家庭教育が困難な状況もある中、家庭教育は全ての教育の出発点であるとの認識のもと、地域や学校をはじめとする豊かなつながりの中で家庭教育が行われるための環境づくりや支援が求められています。
- 本市ではこれまで、幼・保・小連携や小・中連携といった学校間、校種間連携の強化により、子どもたちの「学び」と「育ち」をつなぐ教育を展開するとともに、全ての公立小中学校をコミュニティ・スクールに指定し、学校・家庭・地域の連携のもと、地域ぐるみで子どもたちの「生きる力」を育む教育を推進してきました。
- 今後も、コミュニティ・スクールの取組みの充実に努めるとともに、学校・家庭・地域が「めざす子ども像」を共有し、地域の状況や子どもの実態を踏まえた一層の連携と協働の強化が求められています。
- また、志ある若者に、将来光市への居住を選択してもらえるよう、郷土愛の醸成に視点を置いた取組みが求められています。

【基本方針】

- 学校・家庭・地域が連携・協働し、社会総がかりの教育を推進します。
- また、ふるさと光市や自らが生まれ育った地域をこよなく愛し、地域の担い手となる夢と希望にあふれ未来へ輝く「光っ子」を育成します。

【施策展開の方向】

(1) コミュニティ・スクールの活用と充実

学校・家庭・地域が「めざす子ども像」を共有し、「教育の当事者」として学校運営に参画するため、市内全ての公立小中学校に設置しているコミュニティ・スクールを中心に、地域全体での教育を推進します。

また、光市コミュニティ・スクール研究協議会や山口CSコンダクターの配置などにより、コミュニティ・スクールの水準の維持・向上を支援するとともに、15歳までを見通した「学び」と「育ち」をつなぐ幼保・小・中学校の連携を推進します。

(2) 家庭教育への支援

全ての家庭において等しく主体的な家庭教育ができる環境整備を図るため、地域とのつながりを深め、地域人材を活用した家庭教育支援の体制づくりを行うなど、地域全体で子どもの育ちと学びを見守り支え、安心して家庭教育ができるよう支援の充実を図ります。

また、様々な機会を活用し、成長過程に応じた子育て講座を開催し、子育て期全体を通して切れ目のない学習機会の充実を図ります。

(3) 光市民学の開発と活用

ふるさと光市をこよなく愛し、また、光市の未来を切り拓き、その素晴らしさを発信できる子どもの育成を図るため、光を探究する学び「光市民学」の開発と活用を行います。

【主要な事業例】

	年度					担当
	H29	H30	H31	H32	H33	
次世代型コミュニティ・スクールの推進	—————▶					学校教育課
家庭教育の支援と学校・家庭・地域との連携の強化	—————▶					学校教育課 文化・社会教育課 子ども家庭課
「光市民学」の開発と活用	検討 ■■■■▶	—————▶				学校教育課

【成果指標】

指標名	近況値	目標値(H33)
①◆地域の行事に参加している児童生徒の割合	69.1%	80.0%
②CS コンダクター研修派遣回数(年度)	28回	64回

※近況値出典【年度】：①全国学力・学習状況調査【28】

②学校教育課【27】

重点目標 2 人間性を育み可能性を高めるために

政策 4 青少年の健全育成

【現状と課題】

- 少子化や核家族化を背景に、世代を超えて多くの人に関わる機会や社会性を学ぶ体験の場が減少しており、子どもたちの規範意識の希薄化やコミュニケーション能力の不足が問題視されています。
- また、スマートフォンなどインターネットの急速な普及により、子どもたちを取り巻くメディア環境は大きく変化し、ネット上のいじめや犯罪に巻き込まれるケースが増加するなど、進化する情報通信環境がもたらす負の影響は大きな社会問題となっています。
- 本市ではこれまで、「地域の子どもは地域で育てる」という考えのもと、学校、家庭、地域が連携したコミュニティ・スクールやクリーン光大作戦等の地域活動を積極的に展開するなど、まちぐるみで、心身ともにたくましい子どもたちの育成や、多様なふれあい機会の創出に努めてきました。
- 少子高齢化が進む中、次代を担う人材の育成は、まちの大きな課題であることから、引き続き、社会全体で子どもたちを見守り、育成する意識の醸成と、健全な青少年の育成環境づくりを進める必要があります。
- また、いじめや不登校、非行などの問題に対して、関係機関との連携のもと、正面から向き合い、一人ひとりの状況に応じてきめ細かく支援できる仕組みづくりが必要です。

【基本方針】

青少年を取り巻く環境の急激な変化に対応していくため、学校・家庭・地域の連携を強化し、社会全体で次世代を担う青少年の健全育成に向けた機運の醸成に努めます。

また、地域や家庭におけるふれあいを通じた健全育成活動や、様々な奉仕・体験活動を通じた青少年活動を促進するとともに、いじめや不登校に対する相談体制の充実に努めます。

【施策展開の方向】

(1) 放課後活動の推進

放課後児童クラブ（サンホーム）の運営により、保護者が就労等で昼間家庭にいない児童に対して適切な遊びや生活の場を提供するとともに、児童の健全育成を図ります。

また、放課後子ども教室の実施により、放課後や週末の子どもの安全・安心な居場所づくりや地域住民との交流を推進します。

(2) 地域健全育成活動の推進

「あいさつ運動」など地域とのふれあいを促進するとともに、「早寝・早起き・朝ごはん運動」の推進により生活リズムを向上させるための普及啓発や指導に努めます。

また、青少年健全育成市民会議などの社会教育団体等をはじめ、学校・家庭・地域の強い連携のもと、有害図書等の排除など、生活環境浄化活動を展開するとともに、非行防止のための巡回活動や地域への啓発活動の強化に努めます。

さらに、いじめや不登校、非行など様々な悩みを抱える子どもや家庭に応えるための相談体制の整備と機能充実に努めます。

(3) 青少年活動の推進

周防の森ロッジ等の機能充実により、地域における青少年活動の場の充実を図るとともに、奉仕活動や体験活動、さらには健全育成のための幅広い学習講座等の充実に努めます。

また、子ども会などの社会教育関係団体を育成するとともに、講習会や研修会の開催により、青少年活動の指導者やリーダーの育成・確保に努めます。

【主要な事業例】

	年度					担当
	H29	H30	H31	H32	H33	
放課後児童クラブ(サンホーム)の管理・運営(再掲)					→	文化・社会教育課
放課後子ども教室の充実(再掲)					→	文化・社会教育課
「あいさつ運動」や「早寝・早起き・朝ごはん運動」の推進					→	文化・社会教育課 学校教育課
いじめや不登校児童生徒に対する相談体制の充実					→	文化・社会教育課 学校教育課
周防の森ロッジと周辺野外活動エリアの活用					→	文化・社会教育課
各種体験学習の推進					→	文化・社会教育課
地域活動や子ども会活動の支援					→	文化・社会教育課
青少年健全育成組織・活動リーダーの育成					→	文化・社会教育課

【成果指標】

指標名	近況値	目標値(H33)
①放課後子ども教室参加者数(年度)	3,434人	3,500人
②◆青少年健全育成活動に参加している人の割合	53.7%	60.0%
③中学生リーダー・ジュニアリーダーの会員数	181人	250人
④光市野外活動センター「周防の森ロッジ」の利用者数(年度)	13,488人	15,000人

※近況値出典【年度】：①④文化・社会教育課【27】
②市民アンケート【28】
③文化・社会教育課【28】

政策 5 国際交流の推進

【現状と課題】

- 社会経済のグローバル化やボーダレス化が進む中、市民の国際感覚の醸成や国際理解の推進を図るとともに、確かな語学力や豊かな想像力、また、自らの考えを積極的に述べる発信力など、国際社会で活躍するための多様な能力を有する人材の育成が求められています。
- 一方、国際情勢に目を向けると、民族、宗教、文化、領土など、価値観の違いなどを背景に戦争や紛争が絶えず、また、貧困や難民といった、難しい問題も山積しており、私たち市民一人ひとりが世界の情勢に関心を持ち、国際社会の平和と安定についても理解を深めていく必要があります。
- 本市では、これまで、関係団体等との連携のもと、多言語による生活情報の発信に努めるとともに、光市国際交流連絡協議会が行う国際交流活動への支援を通して人的交流や市民の異文化理解を促進してきました。さらには、国際交流ボランティアバンクの設置・運営により意欲ある人材の受け皿づくりに努めてきました。
- また、人材育成の観点からは、中学生の海外派遣事業をはじめ、言語スキルやコミュニケーション能力を養う英語教育の充実など、世界に羽ばたく子どもたちの育成も進めてきました。
- 今後も、引き続き、教育課程を通じた国際感覚に優れた人づくりを進めるとともに、市民が外国人と交流し、異文化を学ぶ機会を提供するため、市民レベルでの国際交流活動の活性化に向けた支援を行う必要があります。

【基本方針】

語学教育の充実や国際理解を深める教育の推進を通して、グローバルに活躍できる「人づくり」を進めます。

また、関係団体等との連携により、市民が主体的に行う国際交流活動を支援します。

【施策展開の方向】

(1) 国際性ゆたかな人づくり

学校教育等における国際理解教育を推進するとともに、中学生の海外派遣事業や民間との連携による英語スピーチコンテストの開催など、国際理解、異文化体験に関する学習機会を創出します。

(2) 国際交流・多文化共生の推進

市民が主体的に行う取組みを支援することで、市内における多文化共生の推進や市民の国際感覚の醸成に努めます。

また、国際交流活動に興味・関心がある市民と、国際交流事業を実施する団体やサポートを必要とする外国人とのマッチングを効果的に行うために、国際交流ボランティアバンク制度の充実及び積極的な周知に努めます。

【主要な事業例】

	年度					担当
	H29	H30	H31	H32	H33	
中学生の海外派遣事業の推進					→	教育総務課
英語スピーチコンテストの開催					→	文化・社会教育課
学校教育等における国際理解教育の推進					→	教育総務課 学校教育課
グローバル化に対応した「イングリッシュプラン光」の実践（再掲）					→	学校教育課
市民主体の国際交流活動の推進					→	企画調整課
国際交流ボランティアバンク制度の充実					→	企画調整課

【成果指標】

指標名	近況値	目標値(H33)
①国際交流ボランティアバンク登録者数	68人	80人
②国際交流関連事業への参加者数	530人	600人

※近況値出典【年度】：①②企画調整課【28】

重点目標 1 心ゆたかに暮らすために

政策 1 多世代共生社会の実現

【現状と課題】

- 若者の都会への流出などに伴う人口減少や少子高齢化の進行をはじめ、核家族化の進行や単身世帯の増加などにより、家庭や地域のつながりや連帯感が希薄化し、お互いに支え合う力が弱まっています。
- 一方、社会情勢の変化とともに、市民の日常生活における課題は多様化し、高齢者の孤立・孤独死や認知症の増加、虐待の発生や生活困窮への対応など、行政などの公的サービス（公助）だけでは対応できないケースも増大しており、地域全体で支え合い、助け合う、互助の考え方に基づいた取組みがますます重要になっています。
- こうした中、本市ではこれまで、地域福祉計画と地域福祉活動計画の一体化を図ることにより社会福祉協議会との連携強化を進め、市民団体や民間事業所等を含めた地域ぐるみで、子どもから高齢者まで、誰もが住み慣れた地域において安全・安心に暮らせるまちの実現に努めてきました。
- 今後も引き続き、地域福祉を担う人材の確保・育成をはじめ、市民の互助意識の醸成や子育て環境の充実など、地域住民が互いに支え合い、助け合う地域づくりを進めるとともに、地域包括ケアシステム（高齢者支援システム）の構築や生活困窮者への対応など、人がつながる地域の仕組みづくりを加速していく必要があります。
- また、高齢者や障害のある人、妊婦や子ども連れの人など、その人に応じたニーズに対応できるよう、まち全体におけるユニバーサルデザインのさらなる浸透を図りつつ、物理的なバリアフリーと心のバリアフリーの両立による共生社会を目指す必要があります。

【基本方針】

「第3期光市地域福祉計画・光市地域福祉活動計画」に基づき、自助・互助・共助・公助の役割分担のもと、住み慣れた地域の中で誰もが安全・安心に暮らすことができる助け合い、支え合い、思いやりに満ちたまちづくりを推進します。

また、地域福祉を担う人材の育成・確保や資質向上に努めるとともに、全ての人が暮らしやすいバリアフリー・ユニバーサルデザインのまちづくりを推進します。

【施策展開の方向】

(1) 地域福祉推進体制の充実と地域福祉機能の強化

「第3期光市地域福祉計画・光市地域福祉活動計画」に基づき、地域住民をはじめ、地域コミュニティ組織やボランティア団体、社会福祉協議会など、地域全体が一体となった地域福祉のネットワークを形成し、住み慣れた地域の中で誰もが安心して暮らすことができる助け合い、支え合い、思いやりのまちづくりを推進します。

また、総合福祉センター「あいぱーく光」を中心に、保健・福祉・医療など、様々なサービス間の連携・調整機能を強化することにより、市民一人ひとりの多様なニーズに対応できるワンストップ相談窓口体制及びサービス提供体制の整備充実に努めます。

(2) 多様な世代間の交流の促進と福祉意識の醸成

性別や年齢、障害の有無を超えたふれあいや交流を促進することにより、多様な世代が助け合い、支え合う多世代共生社会の形成を目指します。

また、福祉意識の高揚を図るため、ノーマライゼーションの普及やボランティア活動に関する情報提供を進めるとともに、学校教育や生涯学習の場における福祉教育の推進とスポーツや趣味活動等を通じた障害のある人や高齢者等とのふれあい交流を促進します。

(3) 福祉ボランティアの育成

多様化・複雑化する地域の福祉課題に対応するため、社会福祉協議会等との連携を図りながら、ボランティアセンターを中心に、研修の充実や研修機会の拡大、さらにはボランティアコーディネーターの養成等を図り、資質の向上と人材の育成・確保に努めます。

また、ボランティアが安心して活動できるようボランティア保険の加入促進に努めるとともに、若い世代や団塊の世代など、多様な人材に活動の輪を広げ、ボランティア活動の活性化を促進します。

(4) バリアフリー・ユニバーサルデザインのまちづくり

全ての市民が安心して日常生活や社会活動ができるよう、歩道等の段差の解消をはじめ、公共施設はもとより民間の公共的施設についてもスロープ等の設置を促進するなど、誰もが暮らしやすいユニバーサルデザインのまちづくりを推進します。

また、物理的なバリアフリーに加え、誰もが自然に支え合うことができるようにする「心のバリアフリー」を推進します。

【主要な事業例】

	年度					担当
	H29	H30	H31	H32	H33	
第3期光市地域福祉計画・光市地域福祉活動計画の推進					次期計画策定	福祉総務課 関係各課
地域福祉活動の充実						福祉総務課
保健・福祉・医療サービスの連携・充実						福祉総務課 関係各課
保健・福祉・医療等に関する総合相談体制の充実と情報提供						福祉総務課 関係各課
多様な世代間のふれあい交流の促進						福祉総務課 関係各課
福祉ボランティアの育成						福祉総務課
ユニバーサルデザインの普及・啓発						福祉総務課 関係各課
公共施設のバリアフリー化の推進						関係各課

【成果指標】

指標名	近況値	目標値(H33)
①福祉ボランティアの登録者数(人口1万人あたり)	448人	490人
②福祉ボランティア活動に参加している人の割合	13.3%	25.0%

※近況値出典【年度】：①福祉総務課【28】
②市民アンケート【28】

重点目標1 心ゆたかに暮らすために

政策2 健康づくりの推進

【現状と課題】

- ライフスタイルの多様化や社会環境の変化に伴い、生活習慣病や精神疾患等心身の健康問題を抱える人は増加傾向にあり、健全な生活習慣の確立や疾病の予防、早期発見、早期治療に向けた意識の醸成を図るとともに、一人ひとりのライフステージに応じた生涯にわたる健康づくりの推進が必要となっています。
- また、高齢化が急速に進む中、生涯健康で生き生きとした生活を送れるよう、さらに、増大する医療や介護の社会的負担の軽減を図るためにも、「健康寿命の延伸」が重要視されています。
- 一方、生命の維持と健康な生活を営むための基礎となる「食」についても、若い世代を中心に欠食や栄養の偏りが見られるとともに、共働き世代の増加を背景とした孤食の増加など、健康的な食習慣に関する意識の醸成や食を通じたふれあいやつながり、さらには、若い世代の食体験を通じた選択力や実践力の習得が課題となっています。
- 本市では、平成28年3月に、「健康と食のベースプラン」として策定した「光市健康づくり推進計画」に基づき、健康増進と食育に関する施策を一体的に推進し、市民の健康づくりと健康寿命延伸のための取組みを進めています。
- 今後、家庭や地域、学校、職場、関係団体等とのさらなる連携のもと、市民が健康づくりに主体的に取り組むための啓発や環境整備などを進め、ヘルスプロモーションの考え方に基づく取組みが不可欠となっています。

【基本方針】

市民が健康で豊かな人生を送ることができるよう、ライフステージに応じた市民の主体的な健康づくりを支援するとともに、心身機能の維持・向上や食育の推進など多様な観点からの健康づくりを推進します。

また、生活習慣病などの疾病の予防や早期発見を図るとともに、各種保健事業を通じた健康づくりに対する意識啓発を行うなど、健康寿命の延伸に努めます。

さらに、三島温泉健康交流施設「ゆーぱーく光」の魅力向上や利用促進を図ります。

【施策展開の方向】

(1) 総合的な保健体制の強化

周南健康福祉センターや光市医師会、光市歯科医師会との連携のもと、総合的な保健体制を強化するとともに、保健・福祉・医療施策を総合的に推進し、母親の妊娠・出産期を含む乳幼児期から高齢期まで、全てのライフステージに応じたきめ細かなサービスが提供できる地域保健体制の強化を図ります。

(2) 市民が主役の健康づくりの推進

健康寿命の延伸に向けて、「光市健康づくり推進計画」に基づき、市民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組むとともに、家庭、地域、学校、職場、関係団体等が連携した個人の取組みへの支援、さらに、健康づくりに関する情報提供や健康増進につながる仕組みづくりなど、ヘルスプロモーションの考えのもと、自助、共助、公助の視点を持って市民が主役の健康づくりを進めます。

また、市民福祉の向上と健康増進の拠点である三島温泉健康交流施設「ゆーぱーく光」の魅力向上や利用促進を図ります。

(3) 疾病の予防と早期発見

がん、循環器疾患、糖尿病といった生活習慣病をはじめとする疾病の予防と早期発見・早期治療に向けて、各種がん検診や歯科健診、健康教育、健康相談など各種保健事業の充実強化を図るとともに、疾病予防や各種健診受診率の向上に向けた市民の意識啓発に努めます。

また、感染症や疾病の重篤化防止のため、計画的な予防接種を実施します。

(4) 健康に必要な心身機能の維持・向上

身体活動・運動の意義や重要性の周知を通じて市民の運動習慣の定着を促し、健康や体力の維持増進を図ります。

また、こころの健康づくりや歯と口腔の健康づくりなど、市民が健康に暮らすために必要な心身の機能の維持と向上に取り組めます。

(5) 健康づくりと一体的な食育の推進

家庭を中心に、学校、保育所、幼稚園、地域等との連携・協力のもと、望ましい食習慣の実践に向けた普及啓発、「共食」や食文化の継承などによる交流の促進、さらには、食への感謝の心の醸成や地産地消の推進など、市民のライフステージに応じた生活習慣病の予防及び改善につながる食育について、健康づくりと一体的に推進します。

【主要な事業例】

	年度					担当
	H29	H30	H31	H32	H33	
保健サービスの充実	→					健康増進課
市民の自主的な健康づくり活動への支援 と地域活動組織の育成	→					健康増進課 関係各課
光市健康づくり推進計画の推進	→					健康増進課 関係各課
三島温泉健康交流施設「ゆーぱーく光」の 利用促進	→					福祉総務課 関係各課
各種健診（検診）の推進	→					健康増進課 関係各課
予防接種の推進	→					健康増進課
身体活動と運動の促進	→					健康増進課 関係各課
こころの健康づくりの推進	→					健康増進課
歯と口腔の健康づくりの推進	→					健康増進課
食育の総合的な推進	→					健康増進課 関係各課

【成果指標】

指標名	近況値	目標値(H33)
① 普段から健康に心がけている人の割合	83.6%	95.0%
② 三島温泉健康交流施設「ゆーぱーく光」の利用者数(年度)	105,684 人	106,000 人
③ 三大生活習慣病による死亡率(人口 10 万人あたり)	男性 280.5 女性 132.3	男性 240.0 女性 122.0
④ 胃・肺・大腸・子宮・乳がん検診平均受診率	16.9%	25.0%
⑤ 「食育」に関心がある人の割合	77.9%	90.0%以上

※近況値出典【年度】：①⑤市民アンケート【28】
②福祉総務課【27】
③山口県健康マップ【26】
④健康増進課【27】

【現状と課題】

- 団塊世代が75歳以上の後期高齢者となる平成37年（2025年）に向けた対策が急務となっています。本市の高齢化率は、33.7%（75歳以上15.4%）（平成27年国勢調査）ですが、社人研推計によると、平成37年（2025年）には36.0%（75歳以上22.9%）にのぼると予測されており、特に、ひとり暮らしや高齢者のみの世帯、認知症の高齢者など、見守りや介護を要する世帯や人の増加が懸念されています。
- こうした中、本市では、「光市高齢者保健福祉計画及び第6期介護保険事業計画」に基づき、高齢者が住み慣れたまちで自分らしい生活を送ることができるよう、自助・互助・共助・公助の適切な役割分担のもと、2つの市立病院を有する強みを活かし、医療、介護、予防、生活支援、住まいのサービスを切れ目なく一体的に提供する、独自の「地域包括ケアシステム」の構築を進めています。
- 今後は、これまでに集中的に取り組んできた医療介護連携システムのさらなる推進を図るとともに、予防・生活支援・住まいとの連携に関する高齢者支援システムの構築を着実に進めていく必要があります。
- 一方、超高齢社会において、認知症対策の推進は喫緊の課題となっています。本人だけでなく、家族、近隣も含めて、地域全体で認知症を支える仕組みづくりを進め、高齢者の尊厳が守られ、穏やかに暮らせる社会の実現が求められています。
- また、豊かな知識や経験、技能を有する高齢者の社会参加を促進し、生涯現役で生き生きと活躍できる社会づくりが求められています。

【基本方針】

「光市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、高齢者の充実した生活を創造するため、介護予防や認知症予防、健康づくりに積極的に取り組むとともに、高齢者の生涯現役社会づくりの推進や生活環境の整備に努めます。

また、高齢者が住み慣れた地域で安心して生き生きと暮らし続けることができるよう、地域包括ケアシステムの構築・発展に努めます。

【施策展開の方向】

（1） 地域包括ケアシステムの構築・発展

高齢者一人ひとりが可能な限り住み慣れた地域で幸せに暮らせる社会を実現するため、自助・互助・共助・公助の適切な役割分担のもと、医療と介護の連携システムの効果的な推進と、生活支援、予防、住まいのサービスが円滑に連携する高齢者支援システムの構築による地域包括ケアシステムの構築・発展に努めます。

また、多様化する介護福祉ニーズに対応できるサービス体制の充実を図ります。

(2) 介護予防対策の推進

介護が必要になる状態（要介護の状態）になることを可能な限り防ぐため、コミュニティセンターなど身近な地域で通いの場を創設し、市民が主体的に実施できる「いきいき百歳体操」などの普及を通して、介護予防や自立支援、社会参加を促進します。

また、認知症に伴う心身両面からの機能低下の早期発見や悪化予防に重点を置いた支援体制の充実を図るとともに、関係機関との連携により、状態に応じた継続的かつ効果的な介護予防対策を展開します。

(3) 高齢者支援体制の充実

地域包括支援センターを中心に、様々な関係機関が有機的に連携を持ち、高齢者の暮らしに関わるあらゆる相談に対応できるワンストップ相談窓口としての体制と、地域ケア会議等により地域で高齢者を支えるネットワークやサービス体制の構築に努めます。

特に、認知症対策では、市民や地域との連携・協力により、認知症高齢者等の支援対策の拡充を図るとともに、見守り体制の整備や成年後見制度などの権利を擁護する事業の周知や利用促進など、総合的なサポート体制の強化を図ります。

(4) 介護サービスの充実

要支援者の身体状態を維持・改善するための介護予防サービスを推進するとともに、介護の必要な高齢者が、本人や家族の希望に応じて様々なサービスが受けられるよう、サービスの充実を図ります。

また、介護保険制度の適正な運営のため、介護給付に要する費用の適正化を進めるなど、利用者に合った介護サービスの円滑な提供に努めます。

(5) 生涯現役社会づくりの推進

豊かな経験や知識を有している高齢者が、地域社会の担い手として地域づくりやボランティア活動、さらには起業活動など、生きがいを持ちながら積極的かつ有意義な人生を送れるよう、社会参加を支援するとともに、老人クラブ等への活動支援などにより、活力あるまちづくりを推進します。

【主要な事業例】

	年度					担当
	H29	H30	H31	H32	H33	
光市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の推進	次期計画策定 →			次期計画策定 →	→	高齢者支援課 関係各課
地域包括ケアシステムの構築・発展					→	地域包括ケア担当室 関係各課
高齢者の健康づくりの推進					→	健康増進課 関係各課
介護予防の推進					→	高齢者支援課 関係各課
高齢者への相談・支援体制の充実					→	高齢者支援課
認知症高齢者等の支援の充実					→	高齢者支援課
権利擁護の視点に立った支援体制の確立					→	高齢者支援課
介護サービスの充実					→	高齢者支援課
高齢者の社会参加と就労の促進					→	高齢者支援課 関係各課

【成果指標】

指標名	近況値	目標値(H33)
①◆地域ケア会議の開催回数(年度)	34回	63回
②◆介護予防事業の参加者数(年度)	2,156人	3,450人
③◆認知症サポーター養成講座受講人数(累計)	7,659人	10,600人
④老人クラブの会員数	3,731人	4,300人

※近況値出典【年度】：①②高齢者支援課【27】

③高齢者支援課【28】(18-28累計)、目標値は18-33累計

④高齢者支援課【28】

重点目標 1 心ゆたかに暮らすために

政策 4 障害者の自立支援の推進

【現状と課題】

- すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しながら共生する社会を実現するためには、障害のある人の自立支援はもとより、障害のある人、ない人双方における理解の促進が必要です。
- こうした中、国では共生社会の実現に向けて障害者自立支援法を改正した「障害者総合支援法」や「障害者差別解消法」の施行など、障害のある人に関する各種制度の改革を進めています。
- 本市では、平成27年3月に「第2次光市障害者福祉基本計画及び第4期光市障害福祉計画」を策定し、共生社会の実現はもとより、障害のある人の実態やニーズを踏まえながら、ライフステージに応じた障害福祉施策を総合的に推進しています。
- 今後は、共生社会の実現に向けた周知・啓発をはじめ、ふれあいや交流を通じた相互理解の促進を図るとともに、教育・文化、雇用・就労、保健・医療等、幅広い分野の施策とも一層の連携を図りながら、障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らせる環境づくりが求められています。

【基本方針】

「光市障害者福祉基本計画・光市障害福祉計画」に基づき、障害のある人が社会の一員として、自己の能力を発揮して社会に参加し、生きがいのある生活を送ることができるよう、社会全体で支えるまちづくりを推進します。

また、障害のある人が自立した日常生活や社会生活を送ることができるよう、ニーズに即したサービスや相談・支援体制の充実に努めるとともに、障害のある人や障害者福祉に対する市民意識の醸成を図ります。

【施策展開の方向】

(1) 障害を理由とする差別の解消と市民意識の醸成

全ての人が相互に人格と個性を尊重しながら共生する社会（共生社会）の実現に向けて、障害を理由とした不当な差別の解消を一層推し進めるとともに、市民一人ひとりが障害に対する正しい理解を深め、障害のある人が社会の一員として積極的に活動できる社会環境をつくるため、市民への正確な情報提供と福祉教育の充実に努めます。

(2) 自立と社会参加の支援とふれあい・支え合い

各種社会教育活動やスポーツ・レクリエーション活動等における学習や交流機会の充実に努めるとともに、関係機関及び民間事業所等との連携を深めながら、障害者雇用の拡充に努めるなど、障害のある人の積極的な社会参加と市民全体、地域全体でのふれあいと支え合いを促進します。

(3) 障害福祉サービスの充実

障害のある人が住み慣れた家庭や地域で自立した生活が送れるよう、国や県等との連携のもと、訪問系や日中活動系のサービスなど、障害のある人のニーズに即したサービスの提供体制の確保・充実に努めるとともに、きめ細かな相談支援や、家族等も含めた地域生活支援の充実に努めます。

また、重度の障害のある人の就労や社会参加の場として、老朽化が進む障害者（児）地域支援施設の整備について検討します。

【主要な事業例】

	年度					担当
	H29	H30	H31	H32	H33	
光市障害者福祉基本計画・光市障害福祉計画の推進	次期計画策定 →			次期計画策定 →	→	福祉総務課 関係各課
障害福祉に関する制度の周知と市民意識を高める広報・啓発活動					→	福祉総務課
学校教育における福祉教育の実施					→	学校教育課
障害のある人の自立と社会参加の促進					→	福祉総務課
障害のある人・ない人の交流機会の充実と支え合いの促進					→	福祉総務課
障害のある人の雇用の促進					→	福祉総務課 関係各課
障害児者家族サポート事業の推進					→	福祉総務課
障害福祉に関する相談・支援体制の充実					→	福祉総務課
障害福祉に関するサービス提供体制の確保・充実					→	福祉総務課
障害者（児）地域支援施設整備の検討▶					福祉総務課

【成果指標】

指標名	近況値	目標値(H33)
①障害者雇用率	1.84%	2.00%
②障害者（児）を支援したことがある人の割合	25.4%	40.0%

※近況値出典【年度】：①福祉総務課【27】
②市民アンケート【28】

重点目標 1 心ゆたかに暮らすために

政策 5 地域医療体制の充実

【現状と課題】

- 高齢化の進行による医療需要の増大とともに、高度化・多様化する医療ニーズに対応するため、地域の限られた医療資源を有効に活用することが求められています。
- 一方、医師の地域・診療科における偏在問題は本市においても例外ではなく、特に本市の地域医療の中核を担う両市立病院における診療体制の維持は大きな課題となっています。
- こうした中、国においては、都道府県の二次医療圏ごとに医療機能の分化・連携を進め、各医療機能に応じて必要な医療資源を適切に投入し、患者にとって良質かつ適切な医療を効果的・効率的に提供する体制（地域医療構想）を構築することを求めています。
- 本市ではこれまで、市民の安心の砦となる2つ市立病院を機能分化し、両病院の経営の安定化を図るとともに機能分化後の連携を強化し、医療提供体制の充実に努めてきました。
- 現在、急性期医療を担う光総合病院においては、平成31年度の開院を目指して新病院の移転新築に取り組んでおり、大和総合病院においては、慢性期、回復期、在宅医療などの医療機能の充実に努めています。
- 今後も、両病院の充実に努めるとともに、大和地域の医療体制の安定確保を図るため、民間診療所の誘致を早急に進める必要があります。また、関係機関等との連携のもと、休日診療所や牛島診療所を円滑に運営するなど、地域医療を安定的に提供していくことが求められています。

【基本方針】

市民が安心して、適切な医療サービスを受けることができるよう、医師会など関係機関と連携し、地域医療体制や救急医療体制の充実に努めます。

また、急性期病院としての機能充実に努めるため、光総合病院の計画的な整備を進めるとともに、大和総合病院の慢性期等の医療機能充実に努めます。

さらに、大和地域における民間診療所の早急な誘致に努めます。

【施策展開の方向】

（1） 地域医療体制の充実と医師確保の推進

光市医師会や光市歯科医師会、医療機関、関係団体等との連携の強化に加えて、かかりつけ医の推進や病診連携の促進等により、疾病予防やリハビリテーションを含めた適切な医療を受けられる体制づくりに努めます。

また、休日診療所や牛島診療所の円滑な運営、大和地域への民間診療所の誘致を通じた一次医療の確保など、包括的な地域医療体制の充実に努めます。

さらに、引き続き大学医局へ派遣要請を行い、市立病院における医師の継続的な確保対策に努めるとともに、県外からの医師招へいの強化に努めます。

(2) 光総合病院の移転新築と大和総合病院の機能強化

2つの市立病院の安定的な経営を継続するとともに、地域医療の基幹病院として、高齢化による今後の医療需要に対応できる安定した医療サービスを提供するため、主に急性期医療を担う光総合病院については、「光総合病院移転新築整備基本計画」に基づく計画的な移転新築を進めるとともに、主に回復期・慢性期医療を担う大和総合病院については、在宅医療等の充実に努めます。

また、在宅医療における後方支援病院として、地域包括ケアシステムにおける介護、予防、生活支援、住まいとの連携の強化を進めます。

(3) 救急医療体制の充実

光市医師会や関係医療機関などとの連携を強化し、救急医療体制の確保に努めるとともに、大規模災害発生時における災害救急体制の確立に努めます。

また、小児救急医療体制については、引き続き、周南二次医療圏での一体的な確保に努めます。

【主要な事業例】

	年度					担当
	H29	H30	H31	H32	H33	
かかりつけ医の推進など包括的地域医療体制の充実	→					健康増進課
休日診療所の円滑な運営	→					健康増進課
牛島の医療の確保	→					健康増進課 病院局
大和地域への民間診療所誘致による医療体制の確保	→					健康増進課
市立病院の医師確保の推進	→					病院局
光総合病院の移転新築	→					病院局
大和総合病院における在宅医療等の充実	→					病院局
市立病院の経営の安定化	→					病院局
両市立病院の連携の強化	→					病院局
救急医療体制の確保	→					病院局 健康増進課
小児医療体制の確保	→					健康増進課

【成果指標】

指標名	近況値	目標値(H33)
①◆人口千人あたりの医師・歯科医師数	2.2 人	2.2 人以上
②医療施設数	65 箇所	65 箇所以上
③大和地域における民間診療所の数(累計)	0 箇所	2 箇所
④◆市立病院全病床利用率	81.6%	87.6%
⑤小児科医の数	5 人	5 人以上

※近況値出典【年度】: ①⑤医師・歯科医師・薬剤師調査【26】

②医療施設調査【27】

③健康増進課【28】(誘致事業開始以後の累計)、目標値も同じ

④病院局【27】

【現状と課題】

- 国では、人口減少や少子高齢化の進行など、様々な社会経済情勢に対応するため、社会保障制度改革推進法に基づく社会保障制度の抜本的な改革が進められており、生活保護制度や国民健康保険制度、介護保険制度などの運営主体となる地方自治体においては、法改正等の動向を注視しつつ、適切な対応が求められています。
- 高齢化の進行や経済の停滞、雇用体系の変化等を背景として生活保護世帯は増加傾向にあり、適正な生活支援を実施することはもとより、生活困窮者自立支援法に基づく生活保護に至る前段での包括的・計画的な自立支援が必要となっています。
- 国民健康保険制度は、被保険者の高齢化などに伴い財政運営は厳しさを増しており、医療費の抑制や保険税収納率の向上が課題となっています。こうした中、平成30年度からは、制度の安定的な運営に向け、運営主体が県と市町の共同運営に移行することから、今後は、県との連携が図られた適切な運営が求められます。
- 後期高齢者医療制度については、山口県後期高齢者医療広域連合と連携を図りつつ、適切な運営が求められています。
- 国民年金制度においては、昨今の年金問題から信頼が揺らいでおり、年金事務所との連携のもと適正な運営を図ることはもとより、制度に対する理解の促進と市民の年金受給権の確保に努める必要があります。

【基本方針】

要保護世帯の生活の安定を図るとともに、就労支援や他制度の活用を促進し、自立を支援します。

また、全ての市民が健康で文化的な生活を送るため、各制度への理解と認識を高め、国民年金では加入を促進するとともに、医療・介護では健康づくりや介護予防などの事前予防を促進し、市民生活を支える基礎となる社会保険制度の安定した運営を推進します。

【施策展開の方向】

(1) 公的扶助の充実

低所得者の生活の自立を支援するため、関係機関との連携による相談・支援体制の充実を図るとともに、援護を必要とする世帯の生活実態の的確な把握による生活保護の適正な実施に努めます。また、専門員による総合的・段階的な就労支援や各種制度の有効活用等により、被保護世帯の自立を促進します。

(2) 国民健康保険制度の運営主体移行と適正な運営

国民健康保険の制度や事業等について、一層の周知に努めるとともに、平成30年度からの運営主体の移行を円滑に進めることにより、事業の安定的な運営を推進します。

また、生活習慣病予防のための特定健康診査及び健診結果に基づく特定保健指導に積極的に取り組むとともに、医療費通知などを通じた市民への意識啓発やレセプト点検の徹底による医療費の適正化、さらには、保険税の収納率向上対策の強化など、適正な運営に努めます。

(3) 後期高齢者医療制度の円滑な実施

制度の運営主体である山口県後期高齢者医療広域連合と連携を図りながら、きめ細かな窓口業務を推進するとともに、保険料の収納率の向上対策の強化に努めます。

また、被保険者の健康維持・増進や医療費の適正化を図るため、被保険者の積極的な健康診査の受診を促進します。

(4) 国民年金制度の適正な運営

国民年金制度についての趣旨の普及と理解を深めるため、年金事務所と連携を図りながら、広報や窓口相談等による未加入者の解消や受給権の確保、また、障害年金制度の周知に努め、制度の安定的かつ適正な運営を推進します。

(5) 介護保険制度の充実

高齢者等に対する制度の一層の理解の促進と相談体制の充実に努めるとともに、介護予防の推進や介護サービス基盤の強化により、住み慣れた地域で生活が継続できるよう、多様なサービスの提供を促進します。

また、要介護認定や給付、保険料の徴収など、適正な事業実施を推進するとともに、安定的制度運営に向けて介護予防対策や保険料の収納率の向上対策の強化に努めます。

【主要な事業例】

	年度					担当
	H29	H30	H31	H32	H33	
生活保護の適正実施と相談体制の充実	▶▶▶▶▶					福祉総務課
生活保護世帯の自立への支援	▶▶▶▶▶					福祉総務課
生活困窮者自立支援制度の推進	▶▶▶▶▶					福祉総務課
国民健康保険制度の充実	▶▶▶▶▶					市民課
後期高齢者医療制度の円滑な運営	▶▶▶▶▶					市民課
国民年金加入促進・納付対策の充実	▶▶▶▶▶					市民課
介護保険事業の円滑・適正な推進と安定運営	▶▶▶▶▶					高齢者支援課

【成果指標】

指標名	近況値	目標値(H33)
①生活保護世帯の自立件数(年度)	9 件	12 件
②国民健康保険税の収納率(年度)	75.9%	77.0%
③国民健康保険税の口座振替利用率	52.3%	53.0%
④後期高齢者医療保険料の収納率(年度)	98.8%	99.1%
⑤介護保険料の収納率(年度)	97.4%	97.5%

※近況値出典【年度】：①福祉総務課【27】
②市民課、収納対策課【27】
③市民課、収納対策課【28】
④市民課【27】
⑤高齢者支援課【27】

【現状と課題】

- 全国各地で集中豪雨や台風の襲来など、毎年のように発生する自然災害により、各地で甚大な被害が発生しています。また、政府の地震調査委員会の発表によると、中国地方で、30年以内にマグニチュード6.8以上の直下型地震が発生する可能性は50%と高い確率が示されています。
- こうした中、本市ではこれまで、阪神・淡路大震災や東日本大震災などの事例や過去に本市で発生した災害等を教訓に、自主防災組織の活動支援や関係機関等とも連携した防災訓練等の実施をはじめ、教育施設等の耐震化や防災行政無線の整備など、ソフト・ハードの両面から社会全体の防災力、減災力の強化に向けて、重点的な取組みを展開してきました。
- 一方、「広がる震源域」や「止まらない連鎖」など、過去に例がない地震と評された熊本地震をはじめ、地球規模の環境変化が異常気象を誘発している現状を鑑みると、経験や予測を超える大規模な災害が、いつ、どこで発生するか予測ができない状況であり、平時に可能な対策を、市民や地域等とともに着実に積み上げていくことが特に大切です。
- 今後も、市民の生命と財産を保護する自治体の責務を果たすため、関係機関等との連携のもと、防災意識の周知・啓発はもとより、自主防災組織のさらなる育成強化や災害情報伝達手段の充実、避難行動要支援者への支援体制の確立など、様々な角度から想定外をも想定した地域防災対策について一層の充実を図る必要があります。
- また、非常事態が発生した際に、行政としての機能が担保できる環境整備と体制づくりが求められています。

【基本方針】

風水害、地震などあらゆる災害から市民の生命と財産を守るため、災害の予防、応急対策、復旧・復興対策など総合的な防災・減災対策を推進します。

また、適切な役割分担のもと、地域の防災力の向上に努めるとともに、災害情報の収集や伝達、要配慮者に配慮した対策を推進します。

【施策展開の方向】

(1) 防災意識の醸成

自助・互助・共助を基本に、各種ハザードマップ（高潮、津波、土砂災害、島田川洪水）や出前講座、体験型の防災センター「あんしんねっと光」などを活用しながら、防災に関する意識や知識の普及啓発を推進します。

また、災害発生時において、市や防災関係機関及び住民それぞれが、迅速かつ的確な行動がとれるよう、防災研修や防災訓練を実施し、市民の積極的な参加を促進します。

(2) 防災コミュニティの育成と連携強化

地域の被災を軽減するため、自主的な共助による防災活動を推進し、自主防災組織等の育成と活動の活性化を支援するとともに、関係者等との連携のもと、高齢者、障害のある人、乳幼児等の「要配慮者」の避難援助体制を強化します。

また、被災生活や復旧・復興をより円滑に行うため、災害ボランティアの育成・指導に努めます。

(3) 防災体制の整備充実

本市で想定される災害の規模等を検証し、「地域防災計画」の見直しを行うとともに、災害時における各種マニュアル等の充実やハザードマップの周知・活用を図ります。

また、防災関係機関等と連携しながら、災害関連情報の収集や避難行動要支援者に配慮した避難準備の情報の円滑な提供に努めます。

さらに、避難生活物資・資機材等の計画的な備蓄や、各種応援協定・福祉避難所協定の締結に努めるとともに、災害に対する地域の特性と実態を把握し、被害の未然防止などを図りながら、大規模災害対策の充実に向け、広域的な受援体制の確保や、災害ボランティアの受入体制の整備を推進します。

(4) 災害に強い都市基盤の整備

災害時の防災拠点や避難場所の確保・整備を進め、河川改修や高潮対策、砂防・地すべり防止事業等の推進や危険ため池の整備、災害対策の拠点となる市役所本庁舎の耐震化に向けたあり方の検討を進めるとともに、公共施設等の防火・避難対策やバリアフリー化を進めます。

また、災害時の市民の迅速な避難行動を支援するため、防災行政無線の適正な運用や新たな情報伝達手段の検討を進めるとともに、上下水道などライフライン事業者との連携を強化し、防災力の向上に努めます。

【主要な事業例】

	年度					担当
	H29	H30	H31	H32	H33	
防災知識の普及・啓発					→	防災危機管理課
防災研修・防災訓練の実施					→	防災危機管理課 消防組合消防本部
自主防災組織の育成・支援					→	防災危機管理課
災害時要援護者（避難行動要支援者）支援体制の確立					→	防災危機管理課 高齢者支援課 福祉総務課
災害ボランティアの育成・指導					→	防災危機管理課 福祉総務課
光市地域防災計画の推進					→	防災危機管理課 関係各課
災害時における各種マニュアル等の充実					→	防災危機管理課
各種ハザードマップの周知・活用					→	防災危機管理課 監理課
災害情報の収集・伝達手段の充実					→	防災危機管理課
防災備蓄品の整備充実					→	防災危機管理課
各種団体等との災害応援協定の締結					→	防災危機管理課
防災行政無線の活用等					→	防災危機管理課
災害に強い都市基盤整備の推進					→	道路河川課 関係各課
市役所本庁舎の耐震化に向けたあり方の検討	調査・研究				→	総務課

【成果指標】

指標名	近況値	目標値(H33)
① 自主防災組織率(加入世帯の割合)	94.6%	96.5%
② 普段から災害に備えている人の割合	43.3%	70.0%
③ 防災備蓄品(非常食、飲料水)の食数	2,450 食	3,200 食

※近況値出典【年度】：①③防災危機管理課【28】
②市民アンケート【28】

政策 2 消防・救急体制の充実

【現状と課題】

- 消防は、市民の生命や財産を守る最も身近な公的機関であり、災害が多様化・複雑化・大規模化する中、安全・安心なまちを支える主軸としての役割や期待が高まっています。
- 本市の消防業務は昭和 47 年に発足した光地区消防組合が担っており、これまで、消防水利の整備や消防救急無線のデジタル化、消防用車両の更新等、消防活動に必要な施設及び資機材の充実強化を図るとともに、立入検査の実施や住宅用火災警報器の設置促進、火災予防イベントや防災教室等を通じた普及・啓発など、「予防」にも軸足を置いた取組みを展開してきました。
- また、救急業務においては、高度な知識や技術を有する救急救命士の養成を進めるとともに、市民への応急手当等の普及促進や市内事業所の救急ステーションの認定などにより、救命率の向上に努めてきました。
- しかしながら、少子高齢化の進行に伴い、災害時の要援護者が増加する一方で、消防団においては若年層が減少するなど、地域消防を取り巻く環境は厳しさを増しており、万が一に対応できる体制の維持が課題となっています。
- 今後も、市民の安全・安心を確保するためには、施設や資機材、人員、組織体制など、総合的な消防力の充実、強化が求められるため、地域における消防防災のリーダーである消防団や自主防災組織等との連携を柱に、市民や事業所等が一体となって、防火・防災意識の高揚を図るなど、災害に強い環境づくりを行っていく必要があります。

【基本方針】

市民の生命や財産を災害から守り、誰もが安心して暮らせるよう、消防用施設・資機材の年次的な整備や消防・救急体制の充実強化を図るとともに、各種災害を想定した訓練の実施や建物等の防火安全対策の推進、消防団の育成・強化のほか、市民の自主的な防災活動の促進を図ります。

また、市民による応急手当の普及等により、救命率の向上を目指します。

【施策展開の方向】

(1) 消防用施設・資機材の整備

各種消防用資機材の計画的な整備・更新を行い、災害現場で活動する消防隊、救急隊、救助隊等の装備の充実に努めます。

また、消火栓や防火水槽等の消防水利の整備を進めるとともに、これらの適切な維持管理に努めるなど、消防活動環境の整備を図ります。

(2) 予防行政の推進

年間計画に基づき、建築物や危険物施設への立入検査を実施することで関係者の火災予防に対する意識の高揚を図るとともに、違反の是正を推進することで建築物等の安全対策の強化に努めます。

また、火災予防に関するイベントや広報を実施し、知識の普及啓発に努めるとともに、住宅防火対策として住宅用火災警報器の設置についても継続的な普及促進に努めます。

(3) 救急救命体制の充実強化

救急隊1隊ごとに1名以上の救急救命士を搭乗させる体制を維持するため、救急救命士を計画的に養成するとともに、救急隊員の教育・研修を推進し、より質の高い救急業務を実施できるよう取り組みます。

また、多様な事故や災害に対応するため、平素から各種の事故や災害を想定した訓練の実施に努めます。

さらに、市民による応急手当の普及については、年間計画に基づいて講習会を開催するとともに、事業所や団体等の要請に応じて講習会を実施し、消防の救急体制の整備と併せて総合的な救命率の向上に努めます。

(4) 消防体制の充実強化

職員の非常参集・初動対応訓練を行い、災害発生時の円滑な初動体制を確立するとともに、大規模災害が発生した場合における緊急消防援助隊などの受援体制を関係機関との調整のもとに整備し、あらゆる災害に即時に対応できる体制づくりに努めます。

また、災害形態や規模によっては、関係機関との連携が求められるため、各種災害を想定した合同訓練を実施します。

(5) 消防団の充実強化

ホームページや地域行事等を通じて消防団活動の紹介を行うなど、広く広報に努め、消防団員の安定的な確保に努めます。

また、消防団活動の核となる消防車両や装備について計画的に整備を行うとともに、教育・訓練を推進するなど、ハード・ソフトの両面から消防団の充実強化に努めます。

【主要な事業例】

	年度					担当
	H29	H30	H31	H32	H33	
消防用施設・資機材の整備	→					消防組合消防本部
建築物や危険物施設への立入検査の実施	→					消防組合消防本部
住宅用火災警報器の設置促進と適切な維持管理の啓発	→					消防組合消防本部
救急救命体制の充実強化	→					消防組合消防本部
消防体制の充実強化	→					消防組合消防本部
消防団の装備・訓練等の充実	→					消防組合消防本部
消防団員の育成・確保	→					消防組合消防本部

【成果指標】

指標名	近況値	目標値(H33)
①出火件数(人口1万人あたりの火災件数)(年)	3.8件	3.0件
②心肺停止への市民による心肺蘇生実施率(年)	58.0%	65.0%
③消防団員数	526人	530人

※近況値出典【年度】：①②光地区消防組合【27】
③光地区消防組合【28】

【現状と課題】

- 急速に進む人口減少・少子高齢化社会においては、地域コミュニティの希薄化をはじめ、一人暮らしの高齢者や空き家の増加など、様々な防犯上の課題が顕在化しています。
- また、交通事故においては、高齢者が当事者になる割合が増加傾向にあり、高齢化社会が進む中、さらなる増加が懸念されます。
- こうした中、「安全・安心都市宣言」のもと、子どもからお年寄りまで、全ての市民が安全で安心して生活できるまちの実現を目指す本市では、市民の防犯意識の高揚をはじめ、地域の見守り体制の確立や防犯灯の整備、「ゾーン 30」の設置など、警察等関係機関や自治会等と一体となった防犯活動や交通安全活動を進めてきました。
- また、消費生活センターにおいて、専門の相談員による相談受付や被害者の救済を行うとともに、被害未然防止の取組みとして出前講座や各種啓発等に努めるなど、市民の消費生活の安定と向上を図ってきました。
- 今後も、引き続き、関係機関との連携の強化を図りながら、地域ぐるみで悪質な犯罪や事故を防ぐための活動を推進するとともに、より一層多様化・複雑化する消費者問題に的確かつ柔軟に対応できるよう、相談体制のさらなる充実・強化を図り、市民の目線に立った消費生活の安全・安心を確保する必要があります。
- 空き家の問題については、相談が増加傾向にあり、今後も「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づく、助言、指導など迅速で適切な対応が必要です。
- 併せて、外部からの武力攻撃やテロ等の緊急事態に対処し、市民の生命と財産を守るための保護活動について、平時から国・県等との緊密な情報交換や連携を図りつつ、適正に対処できる体制を整えておくことが必要です。

【基本方針】

「安全・安心都市宣言」の理念を踏まえ、全ての市民が安全で安心して生活できるまちを実現するため、警察等関係機関との連携のもと、協働による地域ぐるみの防犯活動の推進など地域安全体制の強化に努めます。

また、市民の交通安全意識の高揚を図るとともに、家庭や学校、地域における交通安全教育の推進など、交通安全活動の強化に努めます。

さらに、市民の消費生活の安定と向上を図るため、消費生活センターを中心に相談機能の充実など消費者の自立支援を促進するとともに、消費者意識の高揚を図ります。

このほか、管理不適切な空き家に対する、空き家等対策の促進に努めます。

【施策展開の方向】

(1) 防犯活動の推進

「安全・安心都市宣言」の理念を踏まえ、市民との協働や関係機関との連携により、暴力の追放運動や地域ぐるみの防犯活動を推進し、市民の防犯意識の高揚を図るとともに、地域における防犯などの自主的な地域安全組織の活動を支援します。

また、学校、家庭、地域、警察等関係機関との連携のもと、見守り活動や防犯灯の設置等の支援などにより、高齢者に関わる犯罪・事故の未然防止や青少年の非行防止をはじめ、市民の安全の確保に努めます。

(2) 交通安全意識の高揚

市民一人ひとりが交通安全を自らの課題として捉えることができるよう、交通安全運動の実施により交通安全意識の高揚を図るとともに、幼児から高齢者まで幅広い市民を対象に、参加、体験、実践型のきめ細かな交通安全教育を推進します。

また、各種交通安全関係団体の活動支援や、指導者の育成・確保に努めるとともに、警察等関係機関との連携のもと、緊急車両の通行を妨げる違法駐車等、悪質性、危険性、迷惑性の高い違反に対して、交通指導に努めます。

さらに、警察等関係機関、事業者等との連携のもと、飲酒運転防止に関する意識の啓発と取締りの強化を促進します。

(3) 交通安全環境の整備と交通事故相談への対応

道路パトロール等の実施により、交通事故の危険性が高い箇所の把握と点検に努め、必要な安全策を講じます。

また、人優先の考えのもと、警察等関係機関との連携により、信号機、カーブミラー、防護柵等交通安全施設の整備を促進するとともに、歩道の設置や交差点等の改良整備に努めます。

さらに、交通相談については、山口県交通事故相談所をはじめとした関係機関との連携のもと、適切な対応に努めます。

(4) 消費生活の安全・安心の確保

市民の消費生活の安定と向上のため、消費生活センターの機能強化を進めるとともに、関係機関等との連携のもと、多様化する消費生活相談への適切な対応に努めます。

また、市広報や出前講座、消費者教育等を通じて、悪質商法やクーリング・オフ制度など、消費生活に関する情報提供や啓発活動を進めます。

さらに、消費者団体の育成支援を図り、自主的な活動を促進します。

(5) 空き家対策の推進

空き家の管理は所有者の責任であることを基本としつつ、市民の安全・安心な生活環境を保全するため、「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、適切な管理が行われていない空き家の所有者等に対する助言や指導、勧告、命令等、適切な対応に努めます。

(6) 国民保護計画による危機管理対策

外部からの武力攻撃及びこれに準ずるテロ等の緊急事態に対処するため、国・県等との連携のもと、「国民保護計画」に基づく国民保護措置を総合的に推進します。

【主要な事業例】

	年度					担当
	H29	H30	H31	H32	H33	
安全・安心都市宣言に基づく安全意識の高揚					▶	生活安全課
防犯灯の設置推進と適切な維持管理の実施					▶	生活安全課
暴力追放運動の推進					▶	生活安全課
地域見守り体制の確立					▶	文化・社会教育課 生活安全課
地域安全・安心情報の配信の充実					▶	生活安全課
児童生徒の安全確保（再掲）					▶	学校教育課 生活安全課
犯罪被害防止のための意識啓発					▶	生活安全課
地域安全に関する関係機関との連携体制の充実					▶	生活安全課
学校と地域が連携した少年非行防止活動の実施					▶	文化・社会教育課 学校教育課
交通安全運動の実施					▶	生活安全課
交通安全教育の推進					▶	生活安全課
交通安全関係団体の活動支援					▶	生活安全課
交通指導の充実					▶	生活安全課
交通危険箇所等の改善					▶	生活安全課 道路河川課
街路灯の改良					▶	生活安全課 道路河川課
道路パトロールの実施					▶	道路河川課 生活安全課
消費生活センターの機能充実					▶	生活安全課
消費者被害防止のための啓発活動の充実					▶	生活安全課
食品や製品等の情報提供の実施					▶	生活安全課
消費者団体の活動支援					▶	生活安全課
空き家の適切な管理の促進					▶	生活安全課
国民保護計画の推進					▶	防災危機管理課

【成果指標】

指標名	近況値	目標値(H33)
①刑法犯罪認知件数(年度)	265 件	265 件未満
②防犯灯の設置箇所数	5,007 灯	5,200 灯
③自主防犯活動団体数	12 団体	15 団体
④光市の治安が良いと思う人の割合	83.3%	85.0%
⑤管理不適切と判断した空き家の改善率	46.0%	60.0%
⑥交通事故発生件数(年度)	141 件	130 件以下
⑦交通安全教室への参加者数(年度)	3,148 人	3,300 人
⑧消費生活に関する研修会等への参加者数(年度)	1,049 人	1,200 人

※近況値出典【年度】：①⑥⑦⑧生活安全課【27】
 ②③⑤生活安全課【28】
 ④市民アンケート【28】

基本目標 4 自然と都市が潤いゆたかに調和したまち

重点目標 1 自然を守り育てるために

政策 1 自然敬愛都市の実現

【現状と課題】

- 本市は、先人から受け継いだ山・川・海の貴重で豊かな自然に囲まれており、自然と都市が調和する「自然敬愛都市宣言」のまちです。また、私たちは、自然から計り知れないほど多くの恩恵を享受しています。
- こうした美しい自然を守るために始まった市民活動は、すでに長い歴史を重ねており、特に、昭和 48 年から毎年続く「クリーン光大作戦」は、市民総出の美化活動としてまちに根付いています。
- このほか、市民との協働で行う松の植栽や管理、次世代を中心に活発に展開されている環境学習や自然体験活動など、子どもから高齢者まで、市民一人ひとりの心に灯された自然敬愛の精神は、本市の誇りであると同時に、その継承は私たちの責務でもあります。
- 今後も引き続き、「自然敬愛都市宣言」のまちとして、自然と身近にふれあい学ぶ機会の提供や啓発活動等を通じた自然敬愛精神の醸成を図る必要があります。
- また、かけがえのないふるさとの自然という財産を継承するとともに、自然と社会・経済活動の調和を図りながら住みよい生活環境づくりを進め、人と自然が共生する社会の実現に向けて、市民、事業者、行政が協働で取り組んでいくことが求められています。

【基本方針】

「自然敬愛都市宣言」のまちとして、自然海岸や森林、生態系などの豊かな自然環境を積極的に保全するとともに、自然資源を有効に活用しながら自然とふれあえる場づくりや水辺を活かした快適な空間を創出し、自然を敬愛する豊かな心を育みます。

また、周辺の自然環境や景観との調和を図りながら、引き続き、海岸保全整備事業を推進します。

【施策展開の方向】

(1) 自然敬愛精神の醸成

市民と自然が共生できる快適で潤いとやすらぎのあるまちづくりを進めるため、「自然敬愛都市宣言」や「自然敬愛基本構想」の理念に基づき、市民、事業者、行政の緊密な連携と協働の取組みにより地域環境力の向上を図るとともに、クリーン光大作戦などを通じて、自然環境の保全と再生に向けた市民意識の醸成に努めます。

(2) 自然環境の保全

本市のかけがえのない財産である貴重な自然環境を、「未来からの借り物」として良好な状態で次世代に継承するため、自然敬愛精神に基づき、市民、事業者、行政が協働で、山・川・海などの自然環境の保全、創造、再生を推進します。

また、「日本の森・滝・渚全国協議会」を中心に、東日本大震災で被災した岩手県陸前高田市の高田松原の復旧支援に取り組むなど、自然敬愛の輪を全国に広げます。

さらに、高潮対策や侵食対策が課題となっている室積海岸については、引き続き、周辺の自然環境や景観と調和した海岸保全施設の整備を推進します。

(3) 自然環境の高度利用

自然環境や生態系に配慮した「多自然川づくり」、海岸やため池を活用した水辺空間の創出やレクリエーションエリアとしての森林整備など、自然と人のふれあいの場の確保に努めるとともに、自然とふれあえる環境学習や自然体験学習の推進により、自然に対する保全意識の高揚を図ります。

(4) 公害防止対策の推進

住みよい生活環境を維持するため、環境監視体制の充実や公害防止協定等の締結を推進するとともに、市民・事業者の公害防止意識の向上を図り、事業活動に起因する産業型公害、自動車騒音等の都市・生活型公害の影響の軽減を図ります。

【主要な事業例】

	年度					担当
	H29	H30	H31	H32	H33	
自然敬愛基本構想の推進	▶▶▶▶▶					環境政策課 関係各課
クリーン光大作戦の推進	▶▶▶▶▶					文化・社会教育課
自然海岸の清掃活動の実施	▶▶▶▶▶					文化・社会教育課 環境事業課 関係各課
自然環境や景観と調和した海岸保全施設の整備	▶▶▶▶▶					水産林業課
農地の保全	▶▶▶▶▶					農業耕地課
森林の保全	▶▶▶▶▶					水産林業課
海岸松林の保全	▶▶▶▶▶					水産林業課
生物多様性の保全	▶▶▶▶▶					環境政策課 関係各課
どんぐりの森の整備	▶▶▶▶▶					水産林業課
健康ウォークやオリエンテーリングの推進	▶▶▶▶▶					健康増進課 文化・社会教育課
伊藤公の森の管理・保全	▶▶▶▶▶					水産林業課
環境学習・自然体験学習の推進	▶▶▶▶▶					環境政策課
自然に配慮した河川整備	▶▶▶▶▶					道路河川課
環境監視・指導体制の整備	▶▶▶▶▶					環境政策課
公害防止協定等の締結	▶▶▶▶▶					環境政策課

【成果指標】

指標名	近況値	目標値(H33)
①クリーン光大作戦の参加者数	16,522 人	17,000 人
②◆クリーン光大作戦への参加児童生徒の割合	58.4%	66.0%
③海岸松林の本数	42,020 本	42,000 本以上
④環境学習や自然体験学習等の開催数(年度)	8 回	10 回

※近況値出典【年度】：①②文化・社会教育課【28】

③水産林業課【27】

④環境政策課【27】

【現状と課題】

- 近年、世界中で多発する干ばつや集中豪雨、猛烈な台風の発生などの異常気象は、地球温暖化が原因の一つとして指摘され、私たちの安全・安心な生活の脅威となっています。
- 気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の第5次評価報告書によると、地球温暖化は、私たち人間の活動が要因である可能性が「極めて高い」ことが指摘されており、私たち一人ひとりが地球環境に対する意識をこれまで以上に高め、温室効果ガスの排出削減に努力することが極めて重要です。
- こうした中、国においては、気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21、2015年）で採択されたパリ協定などを踏まえ、「地球温暖化対策計画」に基づく温室効果ガスの排出抑制などの取組みを進めており、その中では、地方公共団体の基本的役割として、地域の自然的社会的条件に応じた施策の推進が求められています。
- 一方、本市ではこれまで、「光市環境基本条例」や「第2次光市環境基本計画」に基づき、日照時間が長い本市の特性を活かした太陽光や太陽熱などの再生可能エネルギーの利用促進や、防犯灯のLED化など省エネ設備の導入推進といった取組みを展開し、公共施設はもとより市民一人ひとりの地球にやさしいエコロジー生活を支援してきました。
- 今後は、国全体で目指す温室効果ガス削減目標等を勘案しつつ、引き続き、市民、事業者、行政の協働のもと、環境教育や環境保全活動を推進するなど、まちぐるみ、地域ぐるみで地球環境の保全意識の高揚に努める必要があります。
- また、市民一人ひとりが身近なところから地球環境への負荷軽減に取り組むことができる環境づくりを進める必要があります。

【基本方針】

地球環境に負荷が少ないライフスタイルの普及を促進するとともに、市民、事業者、行政の協働による環境教育や環境保全活動を推進します。

また、太陽光発電や太陽熱などの再生可能エネルギーの活用やLED等の省エネ設備の普及促進、省エネルギー行動の実践など、低炭素を志向したまちづくりを推進します。

【施策展開の方向】

（1）環境保全対策の推進

地球環境に負荷が少ないライフスタイルの普及を促進するとともに、市民、事業者、行政が連携した環境保全活動や環境教育、啓発活動を推進するなど、地域や地球の環境の保全に向けた取組みを強化します。

また、地球温暖化の一つの要因である自動車排出ガスの削減に寄与するため、次世代型自動車の普及や公共交通機関の利用を促進します。

（2）再生可能エネルギーの普及促進

本市の特性を活かした太陽光や太陽熱エネルギーの普及を促進するとともに、その他の多様な再生可能エネルギーについても普及に努めます。

(3) 省エネルギーの促進

防犯灯や街路灯のLED化や、公共施設における照明のLED化など省エネ設備の導入を進めるとともに、家庭における省エネ設備の普及促進を図ります。

また、毎年12月第3日曜日を市内一斉に省エネルギーに取り組む「エコマルチャレンジデー」とし、ノーマイカー運動や重点的な啓発活動を展開します。

【主要な事業例】

	年度					担当
	H29	H30	H31	H32	H33	
第2次光市環境基本計画の推進	▶▶▶▶▶					環境政策課 関係各課
地球温暖化対策の推進	▶▶▶▶▶					環境政策課 関係各課
市民や事業者等との連携による環境教育・環境学習の推進	▶▶▶▶▶					環境政策課
次世代型自動車の普及促進	▶▶▶▶▶					環境政策課
太陽光や太陽熱などの再生可能エネルギーの利用促進	▶▶▶▶▶					環境政策課 関係各課
LED照明等の省エネ製品の普及促進	▶▶▶▶▶					環境政策課
省エネルギー運動の推進	▶▶▶▶▶					環境政策課

【成果指標】

指標名	近況値	目標値(H33)
①市域全体からの温室効果ガス排出量(推計値)(年度)	1,544 千t-CO2	1,428 千t-CO2
②◆住宅用太陽光発電システム設置の普及率	9.7%	11.5%
③省エネルギーに心がけている人の割合	85.2%	95.0%

※近況値出典【年度】：①環境省【25】

②経済産業省資源エネルギー庁【27】

③市民アンケート【28】

【現状と課題】

- 経済成長と人口増加の過程で大量生産・大量消費型の社会経済活動が生み出してきた大量廃棄物社会は、環境保全と健全な物質循環を阻害するだけでなく、自然破壊や地球温暖化など、様々な環境問題の要因となっています。
- こうした中、国においては現在、平成 25 年に策定した「第 3 次循環型社会形成推進基本計画」に基づき、リサイクルより優先順位の高い 2 R（リデュース、リユース）の取組強化や使用済製品からの有用金属の回収と水平リサイクル等の高度なリサイクルの推進、循環資源・バイオマス資源のエネルギー源への活用など、質にも着目した循環型社会の形成を加速しています。
- 一方、本市ではこれまで、「光市一般廃棄物処理基本計画」に基づき、リサイクルセンター「エコぱーく」を中心とした廃棄物の再資源化や効率的処理をはじめ、レジ袋の有料化や不用品交換システムの充実、また、エコショップ認定制度の認定など、3 R（リデュース、リユース、リサイクル）の取組みを、市民、事業者、市等の役割分担と協働により推進してきました。
- 今後も引き続き、循環型社会の形成に向けた 3 R の取組強化と質的向上を図るとともに、国等の動向も踏まえた、新たな時代のニーズや市民ニーズに対応するごみ収集や廃棄物処理のあり方について検討を進める必要があります。
- また、環境学習などを通して市民の環境意識を醸成し、「もったいない」の理念が根付く地域社会を実現していく必要があります。

【基本方針】

持続可能な循環型社会の構築を目指して、市民・事業者と連携を図りながら、廃棄物の発生抑制や再資源化など、3 R の取組みを推進します。

また、粗大ごみ等の戸別収集やごみ収集カレンダー・ごみ分別事典の充実など、市民ニーズを踏まえたサービスに努めます。

【施策展開の方向】

(1) ごみの発生抑制

ごみ処理施設等を見学するツアーの開催や世代に応じた環境学習、日本古来の「もったいない文化」を継承した市民の意識啓発など、ごみ問題に対する市民の理解を深める機会の創出に努めます。

また、エコショップ認定制度など事業者の自主的な取組みを促進するとともに、市民ニーズを踏まえたリユースネットひかり・リユースキッズひかり等による不用品交換システムの充実を図ります。

このほか、ごみの発生を抑制するための手法の一つとして、ごみ処理手数料の有料化について検討します。

(2) ごみの減量と再資源化の推進

家庭から排出されるごみの多くを占める生ごみのリサイクルや、古紙類、特に紙製容器包装などの雑がみの再資源化による可燃ごみの減量化を促進するとともに、リサイクルセンター「えこぱーく」を拠点としたごみの再資源化を推進します。

また、環境学習や各種イベントを活用した啓発活動を展開するとともに、地域で取り組む資源回収等を支援します。

(3) 廃棄物適正処理の促進

「第2次光市一般廃棄物処理基本計画」に基づき、廃棄物の適正で計画的な処理に努めるとともに、出前講座やごみカレンダー等を活用したごみの正しい分け方、出し方に関する普及啓発を推進します。

また、高齢化の進行やごみ処理の複雑化などに対応するため、粗大ごみ等の戸別収集やごみ収集カレンダー・ごみ分別事典・ごみ分別アプリの充実を図るなど、市民ニーズを踏まえたサービスに努めます。

さらに、関係機関等との連携を図りながら不法投棄監視体制の強化に努めます。

【主要な事業例】

	年度					担当
	H29	H30	H31	H32	H33	
もったいない文化の醸成	→					環境事業課
不用品交換システムの充実	→					環境事業課
市民や事業者へのごみ問題に関する啓発活動の推進	→					環境事業課
ごみ処理の有料化の検討	→					環境事業課
えこぱーくを拠点とした再資源化の推進	→					環境事業課
地域における再資源化の推進	→					環境事業課
生ごみリサイクルの推進	→					環境事業課
雑がみリサイクルの推進	→					環境事業課
第2次光市一般廃棄物処理基本計画の推進	→					環境事業課 関係各課
市民ニーズに対応した収集サービスの実施	→					環境事業課
不法投棄監視体制の強化	→					環境事業課

【成果指標】

指標名	近況値	目標値(H33)
①1人1日あたりのごみ排出量(年度)	975g	910g
②リサイクル率(年度)	28.5%	31.5%
③ごみの最終処分量(年度)	1,320t	1,250t
④ごみの分別を行っている人の割合	95.7%	98.0%

※近況値出典【年度】：①②③環境事業課【27】
④市民アンケート【28】

【現状と課題】

- 下水道は、快適で衛生的な生活環境を整えるとともに、河川や海などの公共用水域の水質を保全し、また、雨水の排出効果といった水害防止にも資するなど、多様な役割によって、私たちの日常生活や経済活動を支える重要な都市基盤です。
- 本市では、昭和 40 年代の高度経済成長期に伴う都市化により水質悪化が進行した島田川や室積・虹ヶ浜海岸の水質保全を図るため、県や周南市、岩国市との連携のもと、県事業である周南流域下水道事業に取り組んできました。
- また、これと整合を図りながら市事業としての公共下水道の整備を進めるとともに、計画区域外の地域においては浄化槽の設置を促進するなど、良好な生活環境の確保に努めてきました。
- こうした結果、下水道普及率 79.6%、下水道水洗化率 95.1%、汚水処理人口普及率 86.5%（平成 27 年度末時点）と、県内でも進んだ衛生的な生活環境が整ったまちとなっています。
- 今後も引き続き、下水道の計画的な整備と財政健全化の両立を図りつつ、浄化槽設置の支援も継続し、市民の生活環境の向上と自然環境の保全に努める必要があります。
- また、人口減少が進む中、下水道事業が将来にわたり持続可能となるよう、計画的な経営基盤の強化や財政マネジメントの向上等によりの確に取り組むため、公営企業会計への着実な移行が求められています。

【基本方針】

公共用水域の水質保全と市民の衛生的な生活環境の維持・向上を図るため、公共下水道を計画的に整備・改築し、水洗化を促進するとともに、将来的な公営企業会計への移行など下水道会計の財政健全化に向けた取組みを推進します。

また、下水道計画区域外の地域の生活排水処理対策の充実を図るとともに、計画区域内であっても公共下水道の整備が困難な区域に限り、浄化槽設置を支援します。

【施策展開の方向】

（1）流域関連公共下水道事業の推進

「光市流域関連公共下水道事業計画」に基づき、公共下水道を計画的に整備し、水洗化を促進します。

また、引き続き、一定の条件のもとで、下水道計画区域外の地域からも公共下水道への接続を許可します。

さらに、老朽化した管渠等の計画的な改築を実施するなど、施設の老朽化対策を図ります。

（2）下水道事業の経営の安定化

使用料の適正負担を求めるとともに、施設の効率的な維持管理に努めます。

また、公営企業会計への移行に向けた準備を進め、財政マネジメントの向上と経営の安定化に努めます。

(3) 浄化槽の設置促進

「第2次一般廃棄物処理基本計画（生活排水処理基本計画）」に基づき、下水道計画区域外の処理対策として、浄化槽の設置を促進します。

また、計画区域内であっても下水道整備が困難な区域に限り、浄化槽設置を支援し、公共用水域の水質保全と良好な生活環境の維持に努めます。

(4) 水環境の保全

生活排水による水質汚濁を防止するため、使用済み食用油や調理くずの適正処理、洗剤の適正使用など、地域住民による水質浄化に向けた実践活動を促進します。

また、し尿及び浄化槽汚泥の計画的な収集を行うとともに、処理施設における排出水の適正な処理を推進し、公共用水域における水環境の保全に努めます。

【主要な事業例】

	年度					担当
	H29	H30	H31	H32	H33	
公共下水道の整備	→					下水道課
水洗化の促進	→					下水道課
汚水の区域外流入	→					下水道課
老朽管の改築・更新	→					下水道課
下水道会計の財政健全化の推進	→					下水道課
公営企業会計への移行	準備	→				下水道課
浄化槽の設置等の促進	→					下水道課
し尿及び浄化槽汚泥の適正な処理	→					深山浄苑

【成果指標】

指標名	近況値	目標値(H33)
①◆下水道整備率	72.8%	75.7%
②下水道普及率	79.6%	82.0%
③汚水処理人口普及率	86.5%	89.9%
④生活排水処理率	82.7%	85.8%

※近況値出典【年度】：①②③④下水道課【27】

重点目標 2 快適に暮らすために

政策 1 時代にあった都市づくり

【現状と課題】

- 人口減少や少子高齢化、地方都市における低密度化が進む中、国においては、改正都市再生特別措置法により、都市全体の観点から居住機能や福祉・医療・商業等の都市機能の立地や公共交通の充実に関する包括的なマスタープランとして市町村が策定する立地適正化計画の策定を推進するなど、「多極ネットワーク型コンパクトシティ」を目指す動きを加速しています。
- 日常生活圏が分散して形成されている本市では、これまで、平成 24 年 3 月に策定した「光市都市計画マスタープラン」に基づき、地域の特性に応じた適切な土地利用の規制や誘導を進めてきました。
- 今後も引き続き、計画的な土地利用や都市形成を進め、地域ごとの機能集約による拠点化と、公共交通の再構築による拠点間のネットワークの充実を図るなど、時代の進展に対応した持続可能な多核連携都市づくりを進めていく必要があります。
- また、公共交通をはじめとした関係機関や施策との連携のもと、立地適正化計画を策定することにより、将来の都市のあり方を明確にして、行政と住民や民間事業者が一体となったコンパクトなまちづくりを一層推進するとともに、将来都市構造を見据えて都市拠点を形成していくことが求められています。

【基本方針】

「光市都市計画マスタープラン」に基づき、土地利用や市街地整備、都市施設の配置や整備などを計画的に進めるとともに、人口減少社会下における持続可能な都市の実現に向け、都市再生特別措置法に基づく「立地適正化計画」を策定します。

また、光駅を中心とした拠点整備や岩田駅周辺のコンパクトシティ化などにより、利便性と効率性の高い都市づくりを進めます。

【施策展開の方向】

(1) 適正な土地利用の推進

「光市都市計画マスタープラン」に基づき、土地利用や市街地整備、都市施設の配置や整備などを計画的に進めるとともに、地域の特性に応じた適切な土地利用規制や誘導を検討します。

(2) 多核連携型都市構造の形成

利便性が高く持続可能な都市構造への転換を図るため、将来的な都市の骨格構造を明確にするとともに、交通施策等との連携のもと、居住や都市機能の立地等のあり方を示す「立地適正化計画」を策定し、行政と住民や民間事業者が一体となったコンパクトなまちづくりを推進します。

(3) 光駅周辺地区における拠点整備の推進

本市の玄関口である光駅においては、都市拠点に相応しい都市機能の充実・集積を図るため、周辺環境の変化を踏まえて一体的な拠点整備を推進します。

また、併せて光駅周辺地区のバリアフリー化に努めます。

(4) 岩田駅周辺地区整備の推進

岩田駅周辺地区における新たな拠点施設となる大和複合型施設や、県との連携による公営住宅の整備を計画的に進めます。

また、県道光日積線から、これらの施設へのアクセス道となる市道の整備を進めるとともに、県道光日積線の早期拡幅を促進します。

【主要な事業例】

	年度					担当
	H29	H30	H31	H32	H33	
光市都市計画マスタープランの推進	→					都市政策課 関係各課
周南東都市計画区域の土地利用規制	検討	→				都市政策課
立地適正化計画の策定	策定		計画改定	→		都市政策課
光駅周辺の拠点整備の推進	→					都市政策課 関係各課
大和複合型施設等の整備	整備工事 (複合型施設、公営住宅、市道整備) →					都市政策課 建築住宅課 道路河川課 関係各課
コンパクトなまちづくりモデル事業の推進 (岩田駅周辺地区)	→					都市政策課 関係各課

【成果指標】

指標名	近況値	目標値(H33)
①◆大和複合型施設(支所部分を除く)の利用者数(年度) 【再掲】	33,695 人	34,000 人

※近況値出典【年度】：①都市政策課、地域づくり推進課、図書館【27】

【現状と課題】

- 道路は、本格的な車社会における産業経済活動や日常生活を支える不可欠な基盤であり、ライフラインや防災空間等、多面的な役割も担っています。本市では、市域を東西に横断する国道188号を軸に主要地方道や一般県道が放射状に配置されており、これらが主要な幹線道路として、都市の骨格を形成しています。
- 現在、都市計画道路の総延長は39.4km、整備率は72.4%（平成28年3月末時点）となっており、引き続き、「光市都市計画マスタープラン」に掲げる将来都市像を踏まえつつ、緊急性や必要性、公益性等を総合的に勘案した計画的な整備を進める必要があります。
- 特に、国道188号を補完する虹ヶ丘森ヶ峠線及び瀬戸風線の整備は、交通渋滞の緩和や市民の利便性の飛躍的な向上が見込まれることから、県との連携のもと、早期の全線開通に向けて一層の取組強化が求められています。
- 一方、長期にわたり事業に着手できていない都市計画道路については、「光市長期末着手都市計画道路の見直し方針」に基づき、見直しや廃止等の都市計画変更手続きを着実に進める必要があります。
- また、日照や通風などの良好な環境の保持や緊急車両の通行、火災の延焼防止など、多様な役割を有する生活道路については、利便性や安全性に配慮しつつ、子どもから高齢者まで安心して利用できるユニバーサルデザインの空間づくりを進めるとともに、コンパクトなまちづくりの観点から、車だけでなく、自転車や徒歩での移動にも配慮した整備を進める必要があります。
- さらに、高度経済成長期などに整備された道路や橋梁の老朽化が進んでおり、適正な維持管理や計画的・効率的な改修・更新は大きな課題となっています。

【基本方針】

日常生活や産業経済活動の利便性を確保し、地域の持続的な発展を促進するため、広域幹線道路や市域を結ぶ幹線道路の整備を促進するとともに、安全な生活道路の整備や橋梁等の計画的な維持管理に努めます。

また、長期にわたって事業に着手していない都市計画道路については、「光市長期末着手都市計画道路の見直し方針」に基づき、見直しを進めます。

【施策展開の方向】

（1） 幹線道路等の整備

主要地方道徳山光線や光上関線、光日積線などの幹線道路や、地域間を結ぶ一般県道光井島田線など、県道や補助幹線道路の整備促進に努めます。

また、国道188号を補完する都市計画道路虹ヶ丘森ヶ峠線及び瀬戸風線や、都市計画道路川園線及び船戸三太線などの整備を促進します。

さらに、近隣都市との円滑かつ一体的な発展を促進するため、周南都市圏の骨格となる道路交通体系として、地域高規格道路（周南道路）及び（仮称）光下松間道路の早期実現を関係機関に要請します。

一方、長期にわたって事業に着手できていない都市計画道路については、「光市長期末着手都市計画道路の見直し方針」に基づき、見直しを進めます。

(2) 生活道路等の整備

市民が日常的に利用する生活道路については、道路の拡幅や歩道の改良など生活者の安全性と利便性に配慮した整備に努めるとともに、道路パトロールの強化等を通じて、点検・補修など、道路施設の適切な維持管理に努めます。

また、幅員狭小路線の安全対策として、待避所の整備などを行います。

さらに、市道に架かる橋梁については、「光市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、計画的な維持管理に努めます。

【主要な事業例】

	年度					担当
	H29	H30	H31	H32	H33	
幹線道路の計画的整備						道路河川課
虹ヶ丘森ヶ峠線、瀬戸風線の整備促進						道路河川課
川園線、船戸三太線の整備促進						道路河川課
都市計画道路網の見直し						都市政策課
市道、生活道などの整備						道路河川課
道路パトロールの実施（再掲）						道路河川課 生活安全課
法定外公共物維持管理支援事業の実施						道路河川課
橋梁点検・修繕の推進						道路河川課

【成果指標】

指標名	近況値	目標値(H33)
①◆道路舗装率	99.1%	99.2%
②道路改良率	74.2%	74.3%
③都市計画道路整備率	72.4%	78.0%

※近況値出典【年度】：①②道路河川課【27】
③都市政策課【27】

【現状と課題】

- 本市には、光駅、島田駅、岩田駅の3つの鉄道駅をはじめ、路線バスや循環バス、離島航路など、市民の生活に密着した公共交通機関が存在しており、これまで路線の維持・確保に努めるとともに、中山間地域など高齢者等交通弱者への支援が必要な地域における「コミュニティ交通事業」の展開など、市民の移動手段の確保・充実に努めてきました。
- また、市民生活や通勤・通学の利便性の確保・向上を図るため、平成29年3月に市全体を見渡した面的な公共交通ネットワークの再構築に向け、「光市地域公共交通網形成計画」を策定しました。
- 今後、「光市地域公共交通網形成計画」に基づき、交通事業者等との連携のもと、地域の特性に応じた生活交通の確保対策を推進するとともに、持続可能な公共交通ネットワークの構築を進めていく必要があります。
- また、交通結節点の中心となる3つの鉄道駅のうち、本市の玄関口である光駅においては、都市計画道路虹ヶ丘森ヶ峠線及び瀬戸風線の整備や国によるバリアフリー化の推進など、駅及びその周辺を取り巻く環境に大きな変化が生じたことから、長期的な観点から拠点機能の強化に向けた検討が必要となっています。

【基本方針】

「光市地域公共交通網形成計画」に基づき、市民生活や通勤・通学の利便性向上に資する持続可能な公共交通ネットワークの構築を進めるとともに、交通弱者の生活交通の確保を支援します。

また、光駅については、周辺環境の変化を踏まえて、まちの玄関口に相応しい拠点整備を推進し、交通結節機能の強化を進めます。

【施策展開の方向】

(1) 公共交通網の整備

「光市地域公共交通網形成計画」に基づき、バス路線や運行ダイヤを見直すなど、市民生活や通勤・通学の利便性向上に資する持続可能な公共交通網の整備を進めます。

また、交通事業者等との連携により、公共交通の利用率の向上に努めるとともに、地域における交通弱者の生活交通の確保を支援します。

(2) 交通結節機能の充実

3つの鉄道駅を本市の主要な交通結節点に位置付け、交通結節機能の強化に努めます。

特に、光駅周辺においては、拠点整備に併せて、駐車場や駐輪場をはじめとする交通結節機能の強化に資する整備を推進します。

【主要な事業例】

	年度					担当
	H29	H30	H31	H32	H33	
光市地域公共交通網形成計画の推進					→	商工観光課
市営バスの運行					→	商工観光課
地方バス路線維持対策					→	商工観光課 関係各課
光駅周辺の拠点整備の推進（再掲）					→	都市政策課 関係各課

【成果指標】

指標名	近況値	目標値(H33)
①市内のJR 駅利用者数(1日あたり)	3,275 人	3,450 人
②路線バス年間利用者数	664,540 人	700,000 人

※近況値出典【年度】：①山口県統計年鑑【27】
②商工観光課【27】

【現状と課題】

- まちが有する美しい景観は、そこに暮らす人だけでなく、訪れる人の目を楽しませ、観光資源としての役割も持つほか、まちへの愛着心を育む重要な要素ともなります。
- 本市は、幽玄な石城山や母なる島田川、白砂青松の室積・虹ヶ浜海岸など、先人から受け継いだ山・川・海の豊かな自然や、古から脈々と受け継がれてきた伝統・文化など、その名のごとく光輝く美しい景観資源に恵まれています。
- こうした景観資源を守り、育て、創出し、次世代に確実につないでいくことは、現在を生きる私たちの使命であり、市民、事業者、行政が一体となって良好な景観形成を進めていく必要があります。
- 本市ではこれまで、平成17年に景観法に基づく景観行政団体となり、平成22年に「光市景観条例」を制定し、さらに平成26年には「光市景観計画」を策定するなど、市民等との協働による景観まちづくりを着実に進めてきました。
- 今後も本市の実情に応じた良好な景観形成を進めるため、新たな規制や誘導等について検討を進めるとともに、これまで以上に市民等との協働に向けた普及・啓発活動を展開していくことが必要です。

【基本方針】

「光市景観条例」や「光市景観計画」等に基づき、市民との協働により、白砂青松の自然海岸や緑豊かな山々など、豊かな自然環境と調和した景観形成を推進します。

また、良好な景観形成に向けた人材の育成や市民への普及啓発活動に努めるとともに、様々な取組みを通じて市民意識の醸成を図ります。

【施策展開の方向】

(1) 都市景観の創出

「光市景観条例」や「光市景観計画」等に基づき、市民等との協働により、白砂青松の自然海岸や緑豊かな山々など、豊かな自然環境と調和した景観形成を推進します。

また、市民や事業者に良好な景観の創出を促すとともに、特に景観の保全や創出が必要と認められる地域については、屋外広告物の規制など、新たな行為の制限を行うことを検討します。

(2) 景観形成への市民意識の高揚

良好な景観形成に向けた人材の育成や市民への普及啓発活動に努めるとともに、様々な取組みを通じて市民意識の醸成を図ります。

(3) 歴史的景観の保存・活用・継承

先人が築き上げてきた文化財などの歴史的資源や伝統行事といった固有の歴史的景観について、市民の理解を深める機会の提供や協働での保存に努めます。

また、郷土に伝わる歴史や風土、文化などを活用し、次世代に継承する景観形成を進めるとともに、魅力発信のツールとして活用することで、継承する意識の醸成を図ります。

【主要な事業例】

	年度					担当
	H29	H30	H31	H32	H33	
光市景観計画の推進	→					都市政策課 関係各課
建築協定の活用	→					都市政策課
良好な景観形成に関する啓発の実施	→					都市政策課
市民参加による景観形成の推進	→					都市政策課
文化財・伝統芸能等を活用した事業の実施（再掲）	→					文化・社会教育課

【成果指標】

指標名	近況値	目標値(H33)
①良好な景観の形成に心がけている人の割合	70.4%	75.0%
②文化財の保存・活用に携わる市民ボランティアの数 (年度)【再掲】	328人	380人

※近況値出典【年度】：①市民アンケート【28】
②文化・社会教育課【27】

【現状と課題】

- 公園や緑地は、環境保全やレクリエーションの場となるだけでなく、火災の延焼防止や防風、防砂、保水といった防災機能、さらには環境教育や環境学習といった人材育成機能など、都市に潤いや風格をもたらし、人々の生活にやすらぎや活力を生み出す多様な役割を有しています。
- 本市には、四季を通じて花木が楽しめるスポットとして年間約30万人もの人々が訪れる冠山総合公園や、スポーツ・レクリエーションの拠点である光スポーツ公園・大和総合運動公園の3つの都市基幹公園をはじめ、40箇所の都市公園が整備されています（平成28年4月現在）。
- また、風光明媚な室積・虹ヶ浜海岸を中心とする瀬戸内海国立公園や歴史的・文化的情緒を醸し出す山城山県立自然公園、身近に水に親しめる河川敷の遊歩道や大蔵池公園など、自然の営みと悠久の歴史の調和によって創造された本市独自の魅力を有する緑地もあります。
- このほかにも、道路整備とあわせて植栽されてきた街路樹は約2,000本に上り、都市環境の保全や良好な景観を形成しています。
- こうした公園や緑地、街路樹等については、行政だけでなく、施設利用者や地元自治会の協力のもと保全や維持管理に努めていますが、一方で、遊具をはじめとする公園施設や樹木の老朽化による維持管理費の増大、市民等との役割分担のあり方、長寿命化に向けた取組みが大きな課題となっています。
- このため、今後、市民との協働により、「光市緑の基本計画」や「光市街路樹維持管理指針」などにに基づき、まちの緑化の推進と適正な維持管理を両立させていくことが必要です。

【基本方針】

- 緑豊かなまちづくりを進めるため、「光市都市計画マスタープラン」や「光市緑の基本計画」に基づき、公園・緑地の適正な配置と保全に努めます。
- また、都市公園の計画的な維持管理と効率的な更新を図るため、公園施設長寿命化計画の策定に取り組みます。
- さらに、誕生記念植樹やアダプト・プログラム（里親制度）などを展開することにより、市民・事業者との協働による緑化活動の推進に努めます。

【施策展開の方向】

(1) 公園の管理

「光市都市計画マスタープラン」や「光市緑の基本計画」に基づき、公園・緑地の適正な配置と保全に努めるとともに、地域住民等との協働による維持管理体制の構築に努めます。

また、冠山総合公園については、四季を通じて花木が楽しめる公園として、市内外から多くの来園者が確保できるよう施設の有効活用と適正な維持管理に努めるとともに、光スポーツ公園や大和総合運動公園については、スポーツ・レクリエーションの場として機能の向上に努めます。

さらに、都市公園施設の老朽化に対応し、計画的な維持管理と効率的な更新を図るため、公園施設長寿命化計画の策定に取り組みます。

(2) 緑化の推進

誕生記念植樹の開催など市民参加による緑化活動の推進に努めるとともに、アダプト・プログラム（里親制度）などへの市民や事業所等の参加を促進し、身近な公園の環境緑化に努めます。

また、市民参加のもと公園緑地や街路樹などの適正な維持管理に努めるとともに、公共施設の環境緑化を推進します。

【主要な事業例】

	年度					担当
	H29	H30	H31	H32	H33	
光市緑の基本計画の推進	▶▶▶▶▶					都市政策課 関係各課
公園施設長寿命化計画の策定	■▶	▶▶▶▶▶				都市政策課
冠山総合公園など都市公園の適正な管理	▶▶▶▶▶					都市政策課
市民参加による緑化活動の推進	▶▶▶▶▶					都市政策課 関係各課
街路樹や植樹帯の適正な管理	▶▶▶▶▶					都市政策課
公共施設緑化の推進	▶▶▶▶▶					都市政策課 関係各課

【成果指標】

指標名	近況値	目標値(H33)
①◆一人あたり都市公園面積	11.35 m ²	11.35 m ²
②冠山総合公園の利用者数(年度)	299 千人	300 千人

※近況値出典【年度】：①都市政策課【28】
②都市政策課【27】

【現状と課題】

- 人口減少や少子化が急速に進み、さらに世帯数も減少局面を迎える中、地域コミュニティの希薄化や空き家の増加など、快適で安全・安心な住環境を揺るがす要因が徐々に拡大しています。
- また、昭和30年代後半から昭和50年代にかけて当時の住宅需要に応じて造成された多くの住宅団地や公営住宅などは、住まいの老朽化が大きな課題となっています。
- こうした中、本市の大きな強みである豊かな自然と都市基盤が調和する快適な住環境を将来にわたって維持していくためには、若年・子育て世帯や高齢者が安心して暮らすことができる住生活の実現など、人口減少時代に的確に対応する住宅政策を展開し、また、転換を図っていくことが求められています。
- また、想定される南海トラフ地震への備えや全国各地で発生した巨大地震を教訓として、市民の生命と財産を守るため、家屋等の耐震化を促進していくことが急務となっています。
- 経年劣化が進む公営住宅においては、これまで、計画的な建替えや大規模改修によるストックの適正化をはじめ、家賃の改定や入居基準の緩和など、人口減少時代に対応する制度の見直しを進めてきました。
- 今後も、「光市営住宅等長寿命化計画」に基づき、建替え、必要な改修やバリアフリー化を進めるとともに、高齢者等にもやさしい住宅タイプの設定など、時代の要請や市民ニーズに応じた新たな公営住宅のあり方について検討していく必要があります。

【基本方針】

本市の特性を活かした良好な住宅・住環境づくりを行うとともに、木造建築物の耐震化を促進し、誰もが安心して住み続けられる住環境の形成に努めます。

また、「光市営住宅等長寿命化計画」に基づき、ストックの適正化を図るとともに、誰にもやさしく安心して暮らせる市営住宅の整備・提供を推進します。

【施策展開の方向】

(1) 住環境の向上

本市への移住・定住を内外に呼び掛けていくため、本市の大きな「強み」である快適で潤い豊かな住環境の維持・向上に努めます。

また、「光市耐震改修促進計画」に基づき、国や県との連携のもと、市民が取り組む木造住宅の耐震診断や耐震改修を支援するとともに、住宅改修に関する相談への適切な指導、助言を行う相談窓口の充実に努めます。

さらに、国や県が進める多世代同居・近居推進関連施策について、市民への周知等に努めます。

(2) 良質な公営住宅の供給

「光市営住宅等長寿命化計画」に基づき、計画的な住宅の建替えや用途廃止を進めるなどストック水準の適正化を図るとともに、長期的な活用を目的とした改修や改善等の具体的方策を検討します。

また、バリアフリー化や住宅用火災警報器の更新など、高齢者や障害のある人をはじめ誰もが安心して暮らせる環境整備に努めます。

さらに、岩田駅周辺地区で県営住宅の整備と併せて進めている市営溝呂井住宅の非現地建替えについては、最適な供給戸数や住戸タイプを踏まえて整備を推進します。

【主要な事業例】

	年度					担当
	H29	H30	H31	H32	H33	
木造住宅等に対する耐震診断や耐震改修の支援	—————▶					建築住宅課
国・県等が進める多世代同居・近居推進関連施策の周知	—————▶					建築住宅課 企画調整課
光市営住宅等長寿命化計画に基づく住宅ストック水準の適正化	—————▶					建築住宅課
老朽化した市営住宅の改修や改善	—————▶					建築住宅課
岩田駅周辺地区における公営住宅の整備	—————▶					建築住宅課

【成果指標】

指標名	近況値	目標値(H33)
①民間住宅の耐震化率	76.1%	90.0%
②「光市営住宅等長寿命化計画」に基づく用途廃止戸数(累計)	0戸	101戸
③市営住宅のバリアフリー化率	18.8%	20.0%

※近況値出典【年度】：①住宅・土地統計調査【25】

②建築住宅課【28】(計画策定以降の累計)、目標値も同じ

③建築住宅課【28】

【現状と課題】

- 母なる島田川の伏流水から生まれる光市の水道水は、豊かな自然が育む市民共有の財産です。水は、日常生活や企業の経済活動を支える重要なライフラインであることから、安全・安心な水を安定的に供給することは、行政の大切な使命となっています。
- 一方、人口減少や生活様式の多様化、節水機器の普及などを背景に一般家庭の水需要は低下傾向にあり、長期的な視点で見ると料金収入が落ち込むことが予測されます。
- こうした中、敷設から40年以上が経過し、老朽化する水道管施設等の更新をはじめ、一層厳格となる水質基準への対応、さらには、地震等の自然災害やテロへの対策が求められており、水道事業を安定的に経営していくことが大きな課題となっています。
- 今後も、将来にわたって持続可能な運営基盤の確立に努めるとともに、より安全でおいしい水道水を安定して供給していくことが必要です。
- また、水道事業の給水区域外における飲料水の確保対策のあり方について検討を進める必要があります。

【基本方針】

「光市水道光合成プラン」に代わる新たな水道ビジョンを策定し、水道施設・設備の効果的な更新や危機管理体制の充実や検査監視体制の強化など水質の維持管理に努めるとともに、事業の透明性の確保と公営企業としての社会的信頼性の向上、さらには、住民の視点に立った安定的な事業経営を図ります。

また、水道事業の給水区域外における飲料水の確保対策のあり方について検討を行います。

【施策展開の方向】

(1) 水道施設の機能強化と水質の維持

安全でおいしい水を安定的に供給するため、老朽管の更新や耐震化を計画的に推進するなど、水道施設の機能を強化するとともに、検査機器、施設の整備充実や検査監視体制の強化を図ります。

(2) 水道事業の健全化

近年の水道事業を取り巻く環境の変化に対応するため、新たな水道ビジョンを策定します。

また、適正な人員配置など効率的な事業運営や経営情報の公開に努めるとともに、事業資金の借入抑制や維持管理コストの削減など財政基盤の強化に努めます。

このほか、周南市からの受託業務である熊毛地区への取水、浄水及び送水業務の着実な運営に努めます。

(3) 飲料水の確保

牛島の生活基盤である牛島簡易水道については、適切な維持管理により、良質で安定した水道水の供給に努めます。

また、水道事業の給水区域外における飲料水の確保対策のあり方について、検討を行います。

【主要な事業例】

	年度					担当
	H29	H30	H31	H32	H33	
老朽管の更新・耐震化					→	水道局
水質管理体制の強化					→	水道局
水道事業の健全化の推進					→	水道局
周南市熊毛地区送水業務の運営					→	水道局
牛島簡易水道の適正管理					→	生活安全課 水道局
給水区域外における飲料水確保対策のあり方の検討					→	生活安全課 水道局 関係各課

【成果指標】

指標名	近況値	目標値(H33)
①水道管路の耐震化率	35.0%	44.0%
②水道料金収納率(年度)	100.0%	100.0%
③経常収支比率(水道事業会計)	112.0%	115.0%

※近況値出典【年度】：①②③水道局【27】

【現状と課題】

- 本市唯一の有人離島である牛島は、室積港から約 8.4 km、定期船「うしま丸」で約 20 分という比較的近い距離にある、美しい海や山はもとより、貴重な動植物や文化財、伝統のまつりや数々の伝説など、独自の風土や魅力を有する島です。
- また、島周辺はフィッシングスポットとしても人気で、休日には県内外から釣り客も多数訪れています。
- 一方、平成 27 年の人口は 46 人（国勢調査）で、5 年間の人口減少率は 30.3%となっており、また、高齢化率も 89.3%（平成 28 年 9 月末時点、住民基本台帳）となるなど、高齢化や過疎化は他の地域と比較しても著しく進んでいます。
- こうした中、本市ではこれまで、安心の核となる「牛島憩いの家デイサービスセンター」や「牛島診療所」の安定的な運営をはじめ、離島航路の維持や利便性の向上、また、漁港の整備や衛生環境の向上など、多様な面から必要な生活基盤の整備を進めるとともに、牛島の文化財マップの作成・配布や交流ツアーの実施など、島の魅力発信に努めてきました。
- 今後も、引き続き、ライフラインである簡易水道や離島航路の維持、高齢化が著しい住民の保健・福祉・医療の確保、また主要な産業である漁業の振興や衛生環境の維持・向上など、安全・安心で持続可能な生活を重層的に支援する必要があります。

【基本方針】

簡易水道などのライフラインを維持するとともに、離島航路や医療の確保、衛生環境づくり、島民の健康づくりや生きがいくくり、介護施策の推進など、生活環境の向上と安全・安心の確保に努めます。

また、牛島の主要産業である漁業の経営安定化や、貴重な自然の保護と伝統文化の継承などに努めます。

【施策展開の方向】

（1）生活環境の整備

本市が出資する牛島海運有限会社への支援を継続することにより、会社の安定的な経営を保持し、牛島と本土を結ぶ唯一の航路の維持に努めます。

また、牛島簡易水道の適正な維持管理により、安全な飲料水の確保に努めます。

さらに、健康診断や健康相談の実施をはじめ、介護保険サービスの安定的な提供や医師の継続的確保など医療体制と救急搬送体制の確保や、し尿やごみの運搬体制の確保に努めます。

（2）産業の振興

漁業経営の安定化を図るため、漁業施設の適切な管理・保全を行うとともに、後継者の育成支援に努めます。

（3）自然の保護と伝統文化の継承

カラスバトやモクゲンジといった貴重な天然資源の保護に努めるとともに、島に伝わる伝統文化の継承を図ります。

【主要な事業例】

	年度					担当
	H29	H30	H31	H32	H33	
離島航路の維持	→					商工観光課
牛島簡易水道の適正管理（再掲）	→					生活安全課 水道局
高齢者の健康づくり・生きがい対策・介護施策の推進	→					高齢者支援課 健康増進課
牛島の医療の確保（再掲）	→					健康増進課 病院局
救急搬送体制の確保	→					健康増進課
し尿・ごみの運搬体制の確保	→					環境事業課
漁業施設の管理・保全	→					水産林業課
カラスバトやモクゲンジ、ヒトツバハギなど貴重な動植物の保護	→					文化・社会教育課
牛島のまつりや伝説など伝統文化の継承	→					文化・社会教育課 水産林業課

【成果指標】

指標名	近況値	目標値(H33)
①「うしま丸」の利用客数(1日あたり)	31人	31人以上
②牛島憩いの家デイサービスセンターの利用回数(月1人あたり)	5.2回	8回

※近況値出典【年度】：①商工観光課【27】
②高齢者支援課【28】

重点目標1 生き生きと働くために

政策1 農業の振興

【現状と課題】

- 農業は、市民に「食」を供給し、地域経済を支える重要な役割を担うとともに、農村が育む美しい景観保全や防災の観点からも重要な機能を有しており、今後も持続的な発展を推進し、農地を守っていく必要があります。
- しかし、本格的な人口減少社会、超高齢社会の到来に伴う担い手不足や、農業従事者の高齢化、農産物価格の低迷、農地の荒廃、さらには、鳥獣による農作物被害の深刻化など、農業・農村をとりまく環境は極めて厳しい状況にあります。
- また、TPP（環太平洋パートナーシップ協定）をはじめとする国際動向や、近年注目されている「田園回帰」の動きや都市農業の振興など、新たな時代の潮流も注視する必要があります。
- 本市ではこれまで、「第2次光市地産地消プラン」に基づき、農業振興拠点施設「里の厨」を中心に地産地消の推進や地域農業の振興を図るとともに、観光・環境・教育との連携という視点に立ち、生産・加工・販売が一体化した農業の6次産業化や農商工の連携の促進、また、研修・体験機能による食文化等の継承など、地域の活力と「農」の新たな価値の創出に努めてきました。
- また、用排水路や集落道の計画的な整備による生産・生活基盤の整備をはじめ、集落営農組織の育成や新規就農への多面的な支援など、農業経営の安定化や担い手の確保育成にも努めてきており、今後も、持続可能な所得の増加を目指せる強い農業基盤の構築に向けた取り組みの充実が求められています。
- さらに、農家の耕作意欲を削ぎ、農地の荒廃を招く鳥獣被害への対策は喫緊の課題となっており、「光市鳥獣被害防止計画」に基づき、関係機関等との連携を図りつつ、一層の取組強化が求められています。

【基本方針】

生産・生活基盤の整備をはじめ、鳥獣被害の防止対策等の推進により農業経営の安定化を図るとともに、新規就農者の確保・育成対策の充実を図ります。

また、農業振興拠点施設「里の厨」を中心に、農産物等の生産振興を図り、地元産農産物の生産流通体制を確立するとともに、地域の特性を活かした特産品や加工品の開発を促進し、地産地消を推進します。

【施策展開の方向】

(1) 生産・生活基盤の整備と優良農地の保全

農地の高度利用や生産性の向上を図るため、集落道や農業用排水路の整備など、農業生産基盤や生活基盤の整備を推進します。

また、集落全体で行う農道や排水路の保全管理活動など、農村環境の保全や農業基盤施設の長寿命化を図るための活動を支援します。

さらに、農業生産を担う集落営農組織等の育成や、農地中間管理事業を活用した担い手への農地集積・集約化による農地利用の高度化、効率化を推進し、優良農地の保全に努めます。

(2) 鳥獣被害の防止

農産物の被害を防止するため、鳥獣被害対策実施隊や捕獲隊の活動をはじめ、サル捕獲用大型囲いわなの設置など、有害鳥獣の捕獲活動を推進します。

また、防護柵等の設置や狩猟免許取得、くくりわなの設置に対する支援などにより、地域ぐるみの被害防止及び捕獲を推進します。

(3) 後継者の育成

県や関係機関等と連携しながら、認定農業者や新規就農者の確保・育成に努めるとともに、担い手となる事業者の法人化に向けた支援など、後継者への経営継承対策を検討します。

また、就農者を受け入れる農業法人等に対する経済的支援を行うなど、意欲ある若者や退職帰農者の掘り起こしと受入体制の整備に努めるとともに、就農者や就農希望者への相談・支援体制の構築を図ります。

(4) 地産地消の推進

農業振興拠点施設「里の厨」を中心に、地元産農産物の地産地消や、学校給食への提供など業務利用の促進に努めます。

また、様々なイベントや農業体験を通じた生産者と消費者の交流や、農薬適正使用の指導による安全で安心な農産物の栽培を促進します。

(5) 農業者における6次産業化と商工業との連携の推進

農産物の高付加価値化や規格外品の有効活用のため、生産者自らが加工・販売を行う6次産業化を推進するとともに、商工業などの他事業者との有機的連携による新商品や特産品の開発を推進します。

【主要な事業例】

	年度					担当
	H29	H30	H31	H32	H33	
農業生産基盤の整備	→	→	→	→	→	農業耕地課
農地・水保全管理対策の推進	→	→	→	→	→	農業耕地課
農村景観等多面的機能の維持・整備	→	→	→	→	→	農業耕地課
農地中間管理事業の推進	→	→	→	→	→	農業耕地課
鳥獣被害防止対策の推進	→	→	→	→	→	水産林業課
認定農業者、新規就農者の確保・育成	→	→	→	→	→	農業耕地課
集落営農の組織化・法人化等への支援	→	→	→	→	→	農業耕地課
「里の厨」を中心とした地域農業の振興	→	→	→	→	→	農業耕地課
光市地産地消プランの推進	→ <small>次期計画策定</small>	→	→	→	→	農業耕地課 関係各課
生産者と消費者の交流促進	→	→	→	→	→	農業耕地課
安全・安心な農産物の生産の推進	→	→	→	→	→	農業耕地課
農産物を活用した新たな商品やサービス開発への支援	→	→	→	→	→	農業耕地課

【成果指標】

指標名	近況値	目標値(H33)
①◆農業の合計生産量(年度)	421 百万円	420 百万円
②◆鳥獣による農業被害額(年度)	10,650 千円	10,630 千円
③◆新規就農者数(累計)	12 人	17 人
④◆認定農業者数	17 人	21 人
⑤◆地元の食材を購入している人の割合	81.1%	95.0%
⑥◆市制度活用による新商品等の開発支援件数(累計)	0 件	2 件
⑦◆生産者と消費者の交流機会への参加者数(年度)	541 人	550 人

※近況値出典【年度】：①県統計分析課「市町民経済計算」【25】
 ②有害鳥獣による農林水産物等の被害状況調査【27】
 ③農業耕地課【28】(23-28 累計)、目標値は 23-33 累計
 ④農業耕地課【28】
 ⑤市民アンケート【28】
 ⑥農業耕地課【28】(28 制度開始)、目標値は 33 までの累計
 ⑦農業耕地課【27】

【現状と課題】

- 市域の約53%を占める森林は、水源のかん養や生物多様性の保全、山地災害や地球温暖化の防止など、多面的な機能によって私たちの生活に恩恵をもたらしている「緑の社会資本」です。
- 本市には「森林浴の森日本100選」にも選ばれる室積・虹ヶ浜海岸の松林をはじめ、県立自然公園にも指定される石城山など、市民に親しまれている公益的機能を持つ森林のほか、民有林を中心に木材等林産物の供給を担う森林が存在しており、これまで「光市森林整備計画」に基づき、計画的な森林施業と植栽等による森林の保全・再生の両立を図ってきました。
- 一方、本市の林業に目を向けると、小規模分散型の所有形態や木材価格の低迷、森林所有者の高齢化等、厳しい経営環境下にあり、森林組合や光市林業研究会等とも連携のもと、森林施業の共同化の促進や将来の担い手の確保、さらには、間伐材の活用といった林産物の生産拡大など、多様な面から林業の振興に努める必要があります。
- また、引き続き、森林の総合的な活用を促進するとともに、森林の次世代への継承に向けて、市民とともに適正な保全・育成を進めていく必要があります。

【基本方針】

林業振興を図るため、計画的な森林整備の推進をはじめ、施業体制の確立と後継者の育成、特用林産物生産の促進に努めます。

また、森林が持つ多面的機能を保持するため、自然環境に配慮した健全な森林資源の整備に努めるとともに、市民とのふれあいの機会を創出することにより、森林の保全に向けた市民意識の高揚を図ります。

【施策展開の方向】

(1) 森林整備の推進

森林が持つ多面的機能の発揮や森林資源の安定供給を図るため、森林組合と密接な連携を図り、計画的な造林・保育等の森林整備に努めます。

また、森林や林道の計画的な整備を進めるとともに、環境林の保全育成による、景観の向上や森林とのふれあいの場づくりに努めます。

さらに、山地災害の防備、水源のかん養、生活環境の保全など、森林の有する公益的機能の維持増進を図るため、森林の整備に努めます。

(2) 施業体制の整備

森林組合の体質強化と指導体制の充実により、総合的な森林施業の合理化・効率化に努めます。

また、林業の生産性の向上を図るため、流域内の小流域を単位とした団地の集約化を図り、地域ぐるみの共同施業を促進し、「森林経営計画」に基づく組織的、計画的かつ効率的な森林施業を推進します。

(3) 後継者の育成

林業体験等を通じて、林業への関心を高めるとともに、広域就労による雇用の安定化、事業体の安全管理体制の強化や機械化による就労条件の改善、労働安全衛生の確保を図るなど、若年従事者の参入促進に努めます。

また、しいたけ、たけのこ、竹炭等の特用林産物の生産技術向上や組織化等を進め、生産量の拡大を促進し、多面的な林業振興に努めます。

(4) 森林の活用と保全意識の醸成

身近な森林の中での森林体験や健康の増進、体力づくり等、市民に親しまれ利用される森林づくりに努めるとともに、学校教育や生涯学習等を通じて、森林の持つ多面的機能の重要性への理解や、森林の整備と保全を市民全体で支える意識の高揚を図ります。

【主要な事業例】

	年度					担当
	H29	H30	H31	H32	H33	
森林の適正な整備・保全	—————▶					水産林業課
保安林の整備	—————▶					水産林業課
林業生産基盤の整備	—————▶					水産林業課
特用林産物の消費拡大のための生産活動の実施	—————▶					水産林業課
市民の森自然観察林の整備	—————▶					水産林業課

【成果指標】

指標名	近況値	目標値(H33)
①竹林の面積	346ha	300ha
②広葉樹林の面積	2,214ha	2,260ha

※近況値出典【年度】：①②水産林業課【28】

【現状と課題】

- 豊かな漁場である瀬戸内海に面した本市では、漁業は古くから生業として営まれ、特に室積港や牛島港などにおいては、沿岸漁業が盛んに行われるなど、多種多様な水産資源を海からの恵みとして享受してきました。
- しかし、近年では、全国的な漁獲高の減少や魚価の低迷、また、漁業従事者の著しい高齢化や若者を中心とした「魚離れ」の進行など、漁業を取り巻く環境は、非常に厳しい状況に置かれています。
- 本市では、これまで、漁港施設の計画的な整備・充実や新規漁業就業者への多面的な支援による後継者の確保育成をはじめ、地産地消の推進や光・熊毛地区栽培漁業センターでの中間育成等による「つくり育てる漁業」の推進など、水産物の安定的な供給と水産資源の適切な管理の両立を図ってきました。
- こうした中、光漁港の改修事業は完了し、今後は、施設の老朽化に対する計画的な補修・保全に努めていく必要があります。また、新たな販売ルートの確保や加工品づくりなど、6次産業化による漁業者の所得向上や将来的な漁業経営の安定化の推進について、関係団体等との協議・連携を加速するとともに、魚食文化の普及・啓発の強化などを通して、将来にわたって持続可能な漁業環境をつくる必要があります。
- また、増加するプレジャーボートとの漁港施設の利用調整などの課題に対し、引き続き、関係者との調整を図る必要があります。

【基本方針】

水産業の振興を図るため、漁港をはじめとする生産・生活基盤の管理・保全に努めます。

また、水産物の地産地消の推進やブランド化による付加価値の向上、6次産業化に向けた取組みなど、経営安定化対策に努めるとともに、新規漁業就業者の確保対策や資源管理型漁業を推進します。

【施策展開の方向】

(1) 生産・生活基盤の管理・保全

漁港施設の長寿命化のため、機能保全計画に伴う保全工事に着手するとともに、関係者との協議により、プレジャーボート等との漁港内の適正な利用計画の調整を促進します。

(2) 経営の安定化

漁業振興基金の有効活用や漁業近代化資金の利子補給により、漁業経営の安定化を図るとともに、山口県漁業協同組合光支店の組織強化と活性化を促進します。

また、新たな販売ルートの確立により地元産水産物の消費拡大を図り、魚食普及活動や地元産水産物の地産地消、学校給食での利用の推進に努めます。

さらに、地元水産物を活用した加工品づくりやブランド化による付加価値の向上を図るとともに、漁業就業者や山口県漁業協同組合光支店など関係機関との連携により、水産物の6次産業化に向けた取組みを推進します。

(3) 後継者の育成

県や山口県漁業協同組合と連携して新規漁業就業者を確保するとともに、就業希望者の長期技術研修等を支援します。

また、漁港整備などによる漁業就労環境の改善と向上に努め、高齢者にやさしい就労環境の実現に取り組むとともに、青壮年部や女性部活動への支援を通じて、漁業技術や文化の伝承など高齢者が生きがいをもてる漁業活動の場づくりを推進します。

(4) 資源管理型漁業の推進

資源管理型漁業の推進により、持続的な漁場利用と水産物の安定供給に努めるとともに、光・熊毛地区栽培漁業センターによる水産種苗の中間育成放流事業への支援を通じて、つくり育てる漁業を推進します。

【主要な事業例】

	年度					担当
	H29	H30	H31	H32	H33	
漁港施設の長寿命化の推進	—————▶					水産林業課
魚食普及活動・地産地消の推進	—————▶					水産林業課
加工品づくり・ブランド化の推進	—————▶					水産林業課
水産物の6次産業化の推進	—————▶					水産林業課
漁業就労環境の改善	—————▶					水産林業課
新規漁業就業者の確保など後継者の育成	—————▶					水産林業課
資源管理型漁業による漁獲物の安定的な確保	—————▶					水産林業課

【成果指標】

指標名	近況値	目標値(H33)
①◆漁業の合計生産量(年度)	48 百万円	50 百万円
②◆新規漁業就業者数(累計)	6 人	10 人
③◆地元の食材を購入している人の割合【再掲】	81.1%	95.0%

※近況値出典【年度】：①県統計分析課「市町民経済計算」【25】
②水産林業課【28】(23-28 累計)、目標値は 23-33 累計
③市民アンケート【28】

【現状と課題】

- 周南工業地帯の一翼を担う本市の工業は、鉄鋼、薬品の2大企業を中心とする基幹工業をはじめ、独自の技術や製品でグローバルに活躍する地域工業など、多様な事業所が数多く立地しています。
- 特に、製造業は本市の中心的な産業となっており、全体の就業者数に占める製造業従事者の割合は約25.1%と、全国平均16.2%や県平均17.0%を大きく上回っています。（平成22年国勢調査）
- 一方、減速する世界経済や競争の激化、また急速に進む人口減少等を背景に、本市における製造品出荷額や事業所数、従業者数は下降傾向にあるなど、工業をめぐる環境は依然として厳しい状況となっています。
- 本市ではこれまで、企業立地奨励制度の充実強化をはじめ、新しい事業展開等への支援や金融機関と連携した中小企業への経済・金融対策などを通じて、新たな企業の立地促進や既存の基幹工業、地域工業の振興に取り組んできました。
- 今後も引き続き、企業立地の促進や基幹工業の振興、商工会議所や商工会との連携による地域工業の振興を図る必要があります。
- さらに、合理的土地利用による良好な環境創出の観点から、適切な土地利用規制による住工分離の取組みを強化するとともに、事業所の理解と協力を得ながら、緑地の整備を行っていく必要があります。

【基本方針】

活力ある地域社会を形成するため、本市の基幹工業の一層の振興や地場企業の高度化をはじめ、魅力ある多様な工業の創出や中小企業の育成・強化を支援することにより、地域工業の振興に努めます。

また、幅広い分野からの企業誘致のほか、道路網の整備や工業用水の安定供給など基盤整備の推進に努めます。

【施策展開の方向】

(1) 基幹工業と地域工業の振興

鉄鋼・薬品を中心とした基幹工業の振興を支援するとともに、企業との連携のもと、転勤者等に対するきめ細かな行政情報の提供などの支援に努めます。

また、商工会議所や商工会等との連携のもと、中小企業の組織化、協業化、技術交流等を促進し、経営の近代化を図るとともに、経営診断や経営相談による生産技術の高度化等の支援に努めます。

さらに、公益財団法人周南地域地場産業振興センターとの連携のもと、中小企業の新商品・新技術の開発や販路の開拓を側面的に支援します。

(2) 企業誘致の強化

産業構造の多様化を図るため、異業種交流、融合化等の事業活動を促進し、新規工業の育成を支援します。

また、市内への事業所設置や雇用の拡大等を促進するため、優遇措置等による支援を行うとともに、県等関係機関と連携を図り、積極的な企業誘致活動を展開します。

(3) 基盤整備の推進

物流の基幹となる道路網の整備促進や工業用水の安定的供給など基盤整備に努めます。

また、良好な工業環境の創出のため、地域特性を踏まえた適切な土地利用規制を検討し、住工分離の促進に努めます。

【主要な事業例】

	年度					担当
	H29	H30	H31	H32	H33	
基幹工業の振興への支援	—————▶					商工観光課
地場産業の高度化支援	—————▶					商工観光課
新しい工業の育成支援	—————▶					商工観光課
企業誘致活動の推進	—————▶					商工観光課
道路網の整備	—————▶					道路河川課
住工分離の促進	—————▶					都市政策課 関係各課

【成果指標】

指標名	近況値	目標値(H33)
①◆製造品出荷額等(年度)	407,945 百万円	450,000 百万円
②◆事業所設置奨励金交付件数(累計)	2 件	20 件
③◆周南サポート事業支援件数(累計)	3 件	15 件

※近況値出典【年度】：①工業統計調査【26】

②商工観光課【28】、目標値は29-33累計

③周南地域地場産業振興センター【28】、目標値は29-33累計

【現状と課題】

- 急速に進む人口減少や少子高齢化をはじめ、女性の社会進出や単身世帯の増加などによるライフスタイルの多様化、また、車社会の一層の拡大も相まって、消費者の行動やニーズは刻々と変化しています。
- また、インターネットを活用した新たな小売形態・消費形態も出現するなど、商業・サービス業は、時代に即して環境変化への対応力を強化していくことが求められています。
- 一方、分散型都市構造の特性を持つ本市では、歴史的・地理的経緯から中心商店街が存在せず地域ごとに一定の商圈を形成しており、これまで、商工会議所や商工会、各商店会との連携のもと、地域の特性を活かした魅力ある商店の育成を行うとともに、経営の近代化や基盤強化の支援など、消費者ニーズを踏まえた地域商業の活性化に努めてきました。
- 今後も引き続き、既存の商業・サービス業の活性化に向けた支援とともに、増加が懸念されている空き店舗の活用や後継者の確保育成など、人口減少社会の中で生じている課題に対して、これまで以上の取組みが求められます。
- また、市民の地元購買の促進や、商品の付加価値や魅力を高めることによる市外からの来客の確保など、本市における消費の維持、拡大を図っていくことが必要です。
- さらに、コンパクトシティ化など、まちづくりとも一体となった商業のあり方について、検討を深めていく必要があります。

【基本方針】

市民の利便性を高める商業・サービス業の振興を図るため、地域の特性を活かした魅力ある商店会の育成をはじめ、商工会議所や商工会との連携のもと、商業経営の近代化を促進するとともに、消費者ニーズに対応した商業の振興に努めます。

また、超高齢社会に即した多様なサービスを、地域の商業・サービス業の振興につなげるための仕組みづくりに努めます。

【施策展開の方向】

(1) 魅力ある商店の育成

商工会議所や商工会と連携し、魅力ある商店の育成と連携強化を推進するとともに、高齢者など買物弱者にもやさしい商業環境を形成し、地域商業の体質強化と活性化を促進します。

また、地域におけるイベントの実施や地元商店での購買を促進することにより、機能分担と交流・連携による地域活性化を図ります。

(2) 商業経営の近代化の促進

商工会議所や商工会による指導体制の強化を図るとともに、専門家による経営診断や経営指導を進め、将来の商業を担う人材の育成を推進します。

また、経営能力の向上と経営体質の改善に向けた相談・指導体制の充実や、融資制度の展開による経営支援に努めます。

さらに、買物弱者と言われる高齢者等の日常生活を支援するための取組みについて検討します。

(3) サービス業の育成

超高齢社会における市民ニーズに対応した福祉サービス業や生活支援サービス、また、本市を訪れた人々を迎える宿泊業や、光の味を提供する飲食業など、多様なサービス業の育成と振興に努めます。

【主要な事業例】

	年度					担当
	H29	H30	H31	H32	H33	
地域と一体となった魅力的な商業空間の形成						商工観光課
地域の特徴ある商業活動・イベントの支援						商工観光課
地域経済の活性化・商業団体等との連携強化						商工観光課
中小小売商業者の経営能力向上・体質強化の支援						商工観光課
商業等に関する後継者の育成と人材確保の支援						商工観光課
商業等に関する各種融資制度、相談体制の整備						商工観光課
高齢者等の購買活動の支援						商工観光課 関係各課
サービス業育成の支援						商工観光課 関係各課

【成果指標】

指標名	近況値	目標値(H33)
①◆卸・小売業年間販売額	72,800 百万円	91,000 百万円
②サービス業事業所数	943 事業所	980 事業所
③◆地元購入率	70.5%	74.0%

※近況値出典【年度】：①商業統計調査【26】
②経済センサス基礎調査【26】
③買物動向調査【24】

【現状と課題】

- 「雇用」は、経済成長に直結するまちの重要なインフラであり、市民が豊かに安心して暮らすために不可欠な生活基盤でもあります。このため、良質な雇用を確保し、就業環境の充実・改善を図ることは、経済政策であると同時に、市民生活の根幹を守ることに他なりません。
- 国においては、一億総活躍社会の実現を目指す中で、「働き方改革」や女性の活躍促進を掲げており、若者や女性、高齢者や障害のある人など、誰もが働きやすい環境の実現に向けた雇用・就業環境の構造的な改革を進めています。
- 一方、本市ではこれまで、ハローワーク等関係機関との連携のもと、雇用に関する相談窓口の充実や情報発信の強化をはじめ、離職者対策の実施など、雇用の確保と安定に努めてきました。
- また、平成27年12月に策定した「光市まち・ひと・しごと創生総合戦略」においては、人口減少や地域活性化対策に資する地方創生の観点から、政策目標の一つに「産業振興と雇用の創出」を掲げ、雇用の確保や安定と併せて創業や新規事業へのチャレンジの支援などに重点的に取り組んでいます。
- 今後も引き続き、きめ細かな雇用に関する情報提供や相談窓口の充実に努めるとともに、職業訓練や技能習得機会の拡充などを通じて、雇用の安定・拡大さらには創業やチャレンジ支援に努める必要があります。
- また、特に中小企業を中心とした、各種共済制度の普及啓発や労働福祉事業への支援などによる勤労者の福利厚生の上昇に努める必要があります。

【基本方針】

全ての勤労者が自己の能力を十分に発揮し、生きがいをもって、安心して働ける労働環境を創出するため、雇用に関する相談窓口や情報提供の充実など、関係機関との連携のもと、雇用の確保と安定及び創業やチャレンジの支援に努めます。

また、中小企業勤労者の福利厚生の実現を図るとともに、職業能力の開発のため、職業訓練、技能習得の機会の拡充を図ります。

【施策展開の方向】

(1) 雇用の確保と安定

関係機関との連携のもと、雇用に関する相談窓口や就労・雇用に関する情報提供の充実に努めるとともに、勤労者の能力向上のための職業訓練や技能習得の機会の拡充に努めます。

また、雇用に関する相談や就労・雇用に関する情報提供を充実し、若者をはじめ、女性や高齢者、障害のある人に対する雇用の拡大を促進するとともに、関係機関や市内事業所等と連携して開催する「雇用の日メッセージフェア」を通じて地域経済における雇用の重要性を市民全体で共有するなど、雇用に対する市民の意識高揚を図ります。

(2) 勤労者の福利厚生と就業への支援

勤労者福祉共済制度、中小企業退職金共済制度などの普及や労働福祉金融制度の充実など、中小企業勤労者の福祉の向上と生活の安定に努めるとともに、各種労働団体が行う労働福祉事業、勤労者育成事業等への支援に努めます。

(3) 創業と新しいチャレンジへの支援

「光市創業支援事業計画」に基づき、商工会議所や商工会、金融機関等関係機関との連携により創業支援体制の強化を図るとともに、関係機関それぞれの特性を活かした包括的な支援を行います。

また、関係機関との連携のもと、新商品・新技術の開発など、事業者の行う新たなチャレンジを支援します。

【主要な事業例】

	年度					担当
	H29	H30	H31	H32	H33	
雇用に関する総合窓口の充実	—————▶					商工観光課
就労・雇用に関する情報提供の充実	—————▶					商工観光課
女性、高齢者、障害のある人等に対する雇用対策の充実	—————▶					商工観光課 関係各課
職業能力開発の支援充実	—————▶					商工観光課
中小企業向け各種共済制度の普及促進	—————▶					商工観光課
労働福祉金融制度の充実	—————▶					商工観光課
労働福祉事業、勤労者育成事業等の支援	—————▶					商工観光課
創業支援の推進	—————▶					商工観光課

【成果指標】

指標名	近況値	目標値(H33)
①◆有効求人倍率	1.21 倍	1.30 倍
②◆中小企業等雇用奨励金交付対象者数(累計)	3 人	30 人
③◆市制度活用による創業事業者数(累計)	0 件	10 件

※近況値出典【年度】：①下松公共職業安定所【28】

②商工観光課【28】、目標値は29-33の累計

③商工観光課【28】(28制度開始)、目標値は33までの累計

政策 1 観光の振興と交流の促進

【現状と課題】

- 観光は、人々の生活に豊かさをもたらすだけでなく、経済的な波及効果や交流の促進による地域の活性化、また、地域資源や歴史・文化などの情報発信を通じたまちのイメージや知名度の向上にもつながるなど、様々な側面から見て、非常に重要な意義を有しています。
- 国においては、観光を成長戦略と地方創生の柱と位置付け、「観光先進国」に向けた取組みを加速しており、県においても、平成 27 年 3 月に「やまぐち観光推進計画」を改定し、明治維新をテーマにした施策等の展開を図るなど、官民一体となった観光振興への取組みを強力に推進しています
- 一方、本市には、環境省の「日本の快水浴場百選」などにも選ばれる 2 つの海水浴場をはじめ、四季を通じて花木が楽しめる冠山総合公園や神籠石を抱く石城山県立自然公園、さらには初代内閣総理大臣伊藤博文公生誕の地であることなど、魅力あふれる観光資源が存在していますが、観光地としての全国的な知名度は低く、観光資源の魅力発掘や磨き上げが課題となっています。
- 今後は、「選ばれる観光地」を目指して、県や関係市町、市民、観光協会、観光団体、商工会議所等とともに観光ネットワークを構築し、効果的かつ効率的な P R や情報発信を行い、本市に新たな人の流れを創出する必要があります。
- また、今後、平成 30 年（2018 年）の明治維新 150 年や第 35 回全国都市緑化やまぐちフェア、平成 32 年（2020 年）のオリンピック・パラリンピック東京大会の開催など、大きな節目やイベントを迎えることから、国内はもとより、海外からの観光客の満足度向上のためにも、観光案内機能充実をはじめとする受入体制づくりなど、新たな客層の開拓や観光ニーズに対応できる体制づくり・人材育成を進めていく必要があります。
- さらに、農業や商工業といった他産業と観光との連携強化による新たな価値の創出に努めるとともに、観光振興に限らず、文化やスポーツなど多様な分野において、地域経済の活性化にもつながる交流人口の増加を図る必要があります。

【基本方針】

時流を捉えた観光に関する「光市観光アクションプラン」を策定し、市内観光拠点のネットワーク化をはじめ、山口県や周南広域観光連携推進協議会等とも連携をしながら、あらゆる媒体の活用による戦略的な情報発信を進め、観光客の誘致に努めます。

また、多様化する観光ニーズに対応できる人材の育成や、老朽化する観光施設等の更新など受入態勢の整備を進めます。

さらに、特色ある祭りやイベント等の振興を図るとともに、スポーツ大会など、観光以外の交流人口の増加を図ります。

【施策展開の方向】

（１） 観光資源の創出とネットワークの形成

冠山総合公園、伊藤公記念公園などの観光拠点、室積・虹ヶ浜海岸などの豊かな自然、第二奇兵隊や石城山神籠石などの歴史をテーマにした総合的な観光振興を図るため、関連施設や周辺環境の整備充実に努めるとともに、潜在する観光資源の掘り起こしと磨き上げを促進します。

また、観光案内所などの観光拠点や観光資源のネットワーク化を図り、室積・虹ヶ浜海岸やフィッシングパーク、光市農業振興拠点施設「里の厨」、冠山総合公園などを活用したグリーンツーリズム・ブルーツーリズムの推進をはじめ、観光ボランティアの育成・支援や観光事業者等との連携による推進体制の充実など、本市の魅力満喫できる観光振興に努めるとともに、観光関係者の主体的な取組みを促進し、観光関連産業の育成と活性化に努めます。

さらに、観光客のさらなる増加によるまちのにぎわいを創出するため、施策展開の計画を策定します。

このほか、県や周南広域観光連携推進協議会等と連携し、圏域内の広域観光ルートの構築に努め、観光誘客を推進します。

（２） 光ブランドイメージの創出と観光PRの推進

「光の海」をはじめとする、ゆたかな自然環境や歴史資源の活用により地域の独自性を高めるとともに、「光」をテーマとする事業の開発などにより固有の光ブランドイメージを創出します。

また、観光拠点・観光案内所の充実を図るとともに、多様化した観光需要に対応するため、観光資源やイベント等を県内外はもとより、海外にも情報発信するため、ホームページの充実、観光案内看板や観光ガイドブック等の整備を推進するなど、各種メディアを活用した積極的な情報発信を展開します。

（３） 特色ある祭りやイベント等の振興

市のイメージアップと観光客の増加を図るため、海水浴場の安全性の向上を図るとともに、冠山総合公園や伊藤公資料館における企画展、花火大会など、地域資源を活かした特色あるイベント等を展開します。

また、伝統的な祭りや郷土芸能、風物詩の振興とPRにより、市内外からの集客の増加を図ります。

（４） 地域の特性を活かした多様な交流機会の創出

観光振興だけでなく、文化・スポーツ・産業など様々な視点から、交流を促進するとともに、地域の特性を活かしたまちづくりを推進することにより、交流人口の増加や地域経済の活性化を推進します。

また、本市の魅力創出や観光資源のネットワーク化等により回遊性の向上に努めるとともに、本市の特色を活かした、花や歴史といった各種のイベントをシリーズ化・通年化することにより、観光客のリピーター化や本市ファンの増加を目指します。

【主要な事業例】

	年度					担当
	H29	H30	H31	H32	H33	
光市観光アクションプランの推進	計画策定 →	→	→	→	→	商工観光課
新たな観光資源の開発・整備	→	→	→	→	→	商工観光課
観光拠点・観光案内の充実	→	→	→	→	→	商工観光課
観光資源のネットワーク化の推進	→	→	→	→	→	商工観光課
グリーンツーリズム・ブルーツーリズムの推進	→	→	→	→	→	農業耕地課 水産林業課 商工観光課
ボランティアガイドの育成・支援	→	→	→	→	→	商工観光課
光ブランドイメージの創出	→	→	→	→	→	企画調整課 商工観光課
観光情報の発信	→	→	→	→	→	商工観光課
観光モデルコースの構築	→	→	→	→	→	商工観光課
海水浴場集客向上対策の推進	→	→	→	→	→	商工観光課
通年型イベント（花・歴史）の開催	→	→	→	→	→	商工観光課 都市政策課
伊藤公記念公園の整備と活用	→	→	→	→	→	文化・社会教育課 水産林業課 関係各課
各種スポーツイベント・スポーツ教室の開催（再掲）	→	→	→	→	→	体育課 関係各課
明治維新 150 年記念事業の展開（再掲）	→	→	→	→	→	文化・社会教育課 関係各課

【成果指標】

指標名	近況値	目標値(H33)
①◆市内周回ルートの設定数	3 コース	6 コース
②◆観光スポット・歴史・文化施設等の総来訪者数(年度)	994 千人	1,100 千人

※近況値出典【年度】：①商工観光課【28】
②商工観光課、文化・社会教育課【27】

政策 2 シティプロモーションの推進

【現状と課題】

- シティプロモーションは、市民との協働のもと、地域の特徴と魅力を活かし、まちのイメージ向上やブランド化といった独自の価値づくりを進め、多くの人や企業などを呼び込む取組みで、まちや地域の活性化はもとより、魅力ある地域づくりやまちの愛着感の醸成につながります。
- 本市ではこれまで、「光」という希望に満ちた名前をはじめ、全国的にも唯一無二の「おっぴ都市宣言」、全国トップクラスの日照時間、初代内閣総理大臣伊藤博文公生誕の地など、本市が有する固有の自然資源や歴史資源、そして独自の政策を売りに、まちの魅力発信に努めてきました。
- 一方で、こうしたまちの魅力の発信体制や他都市との差別化、またターゲットの絞り込みなど、シティプロモーションにおける取組みは十分であるとは言えず、都市のブランド化の確立が十分に図られていないのが現状です。
- こうした中、地方創生の進展に伴い自治体間競争が激しくなっており、地域の活力を維持し持続的に発展するためには、多くの人や企業から「選ばれるまち」となる必要があります。本市の魅力を市内外に効果的に発信する戦略的なシティプロモーションが求められます。
- 今後は、このまちに存在する有形・無形の資源について、再点検を行うとともに、オンラインの魅力にこれまで以上の磨きをかけていく必要があります。また、ターゲットを明確にした戦略的な発信を進める一方で、本市への評価に対する受信体制の強化を図り、知名度向上やイメージアップにつなげていくことが必要です。

【基本方針】

本市が有する資源の再点検を行い、新たな魅力の創出を進めるとともに、「光」の知名度向上とイメージアップにより、「ひかりのまち」として、都市のブランド化を進めます。
また、ターゲットを絞り込むなど、戦略的で効果的なまちの魅力発信に努めます。

【施策展開の方向】

(1) 魅力の発掘

本市固有の資源や他自治体より優れた魅力的な資源にさらに磨きをかけるとともに、新たな魅力の発掘に努めます。

また、「光」の知名度向上とイメージアップにより、「選ばれるまち」となることを目指して、本市の様々な魅力を基盤に独自の「都市のブランド」の確立を目指します。

(2) 魅力の発信

人口定住促進プロモーションビデオや各種SNSをはじめ、ふるさと光応援寄附金（ふるさと納税制度）など、様々な人や媒体、機会などを有効に活用し、本市の魅力を全国に発信します。

また、売り出す魅力や情報ごとにターゲットを絞り込み、本市の強みを活かしたシティプロモーションを進めることで他自治体との差別化を図るなど、戦略的で効果的な発信に努めます。

【主要な事業例】

	年度					担当
	H29	H30	H31	H32	H33	
光ブランドイメージの創出（再掲）					→	企画調整課 商工観光課
「光」に特化した事業の実施					→	関係各課
ICTを活用したプロモーション活動の推進					→	広報統計課 関係各課
ふるさと光応援寄附金の充実					→	企画調整課

【成果指標】

指標名	近況値	目標値(H33)
①◆光市に愛着を持っている市民の割合	70.1%	80.0%
②◆光市ホームページのアクセス件数(年度)	464,758 件	510,000 件
③◆魅力ある情報の発信件数(年度)	59 件	100 件
④◆ふるさと光応援寄附金の寄附件数(年度)	156 件	1,200 件

※近況値出典【年度】：①市民アンケート【28】

②広報統計課、行政改革・情報推進課【27】

③広報統計課【27】（ふもと de ひかり、ひかりチャンネルの合計）

④企画調整課【27】

【現状と課題】

- 待機児童問題などの厳しい子育て環境や住宅事情を抱える首都圏への過度な人口の流れは、地方都市の人口減少や少子高齢化を加速するだけでなく、日本全体の人口減少の主因ともなっていると言われています。
- 本市においても東京都への転出超過数は、平成 22 年から 27 年までの 6 年間で 195 人と、都道府県別では、広島県とならんで多くなっています。さらに、福岡県、大阪府と合わせた上位 4 都府県への転出者が県外転出者全体の約 53% を占めるなど、都会への人の流れを緩和することが大きな課題となっています。
- 本市ではこれまで、子育てしやすい環境づくりをはじめ、移住情報専用サイト等による移住情報の提供やまちの魅力の発信、さらに、空き家情報バンク等による移住希望者への住宅支援や総合的な移住・定住相談窓口の設置など、本市の実情に応じた移住・定住対策を展開してきました。
- 今後は、これまで以上に「選ばれるまち」を目指して、取組みのさらなる継続・充実を図りつつ、移住希望者への支援制度やコーディネーターとなる職員の資質向上、地域の受入体制づくりなど、移住希望者へのきめ細かな支援体制の構築を進めていくことが求められています。
- また、本市で生まれ育った人が、本市にいつまでも住み続けられるよう、進学や就職、結婚、出産、住居の決定といった様々なライフステージにおける地元定着を総合的に支援していく必要があります。

【基本方針】

「知りたい」から「興味を抱く」、そして「暮らしてみたいと思う」へと、移住に向けてそれぞれの段階で変化するニーズに対応するため、本市での暮らしに関する必要な情報提供体制・相談体制の充実強化に努めるとともに、移住希望者を地域とともに温かく受け入れる体制づくりを進めます。

また、移住者が、住まいや仕事、子育てなどにおいて不安なく暮らせるよう、総合的な支援に努めるとともに、誰もが本市にいつまでも住み続けられるよう、総合的な支援と環境づくりを推進します。

【施策展開の方向】

(1) 移住・定住情報の発信

首都圏とのネットワークを構築し、移住検討者に対する本市の認知度の向上を図るとともに、人口定住促進プロモーションビデオや市ホームページ、移住情報専用サイト、移住・定住パンフレットを通じて移住・定住情報や同窓会等の情報など、まちの特性を効果的に発信し、本市への移住・定住を促進します。

(2) 効果的な移住対策の推進

移住者が新たな生活を安心してスタートすることができるよう、地域とともに温かく受け入れる体制づくりを進めるとともに、「住居」や「就業」といった暮らしに密着する分野を中心とした総合的な支援や、移住に関する相談窓口の充実を図ります。

また、関東地方在住の本市出身者や、本市への移住検討者が、移住に際して抱える不安や課題を取り除くため、「ふるさと光の会」と連携した移住相談や、移住フェア・セミナー等を活用した相談機会の充実を図ります。

(3) 総合的な定住・定着の支援

本市で生まれ育った人や移住者など、誰もが「終の住みか」として、本市にいつまでも住み続けられるための総合的な支援と環境づくりを推進します。

また、地元教育機関や企業等と連携して、学生の地元定着の支援に努めます。

【主要な事業例】

	年度					担当
	H29	H30	H31	H32	H33	
移住・定住希望者等への情報提供の充実	→					企画調整課 関係各課
移住・定住希望者に対する総合的な支援	→					企画調整課 関係各課
空き家情報バンク制度の利用促進	→					企画調整課
出会いの場創出促進事業の実施（再掲）	→					企画調整課
市遊休地を活用した定住の支援	→					財政課
新規農業・漁業就業者への定住支援の充実	→					農業耕地課 水産林業課
移住・定住相談窓口の充実	→					企画調整課
「ふるさと光の会」等による人的ネットワークの構築	→					企画調整課
県や大学等と連携した若者の地元定着の支援（再掲）	→					企画調整課 関係各課

【成果指標】

指標名	近況値	目標値(H33)
①「ふるさと光の会」会員数	247 人	300 人
②◆移住・定住相談件数(年度)	58 件	240 件
③◆光市の移住関連ページへのアクセス数(年度)	9,812 件	15,000 件
④◆生産年齢人口(15-64歳)の転入者数(年度)	1,138 人	1,200 人
⑤◆空き家情報バンクの成約件数(累計)	3 件	25 件
⑥市制度を活用した出会いの場イベントの開催件数(年度)【再掲】	—	6 件
⑦市制度を活用した総移住者数(累計)	26 人	140 人

※近況値出典【年度】：①企画調整課【28】

②③④⑥企画調整課【27】(⑥は28制度開始)

⑤企画調整課【28】(制度開始以降の累計)、目標値も同じ

⑦企画調整課ほか【28】(23-28累計)、目標値は23-33累計

【現状と課題】

- 都市間交流は、連携・協力によるまちの発展をはじめ、効果的な情報発信やシティプロモーションの推進、さらには、自地域の魅力の再発見・再認識など多面的な効果をもたらします。
- 本市では、平成 10 年に旧光市と千葉県旧光町（現在の横芝光町）との間で、同じ「ひかり」の名前を縁に締結した「友好交流の誓い」を新市誕生後も交わし、特産品交流や文化交流、学校間交流など、各種交流事業を継続的に展開しています。
- また、日本の森・滝・渚全国協議会や古代山城サミットなど、自然や歴史といった共通の資源やテーマを有する都市との交流も活発に繰り広げています。
- 今後は、約 20 年にわたる千葉県横芝光町との交流のさらなる深化について検討を進めるとともに、地域間交流を市民や地域レベルに根付かせ、交流の裾野を広げていくことが必要です。
- また、共通のテーマや課題を抱える自治体同士の連携について、これまで以上に強化を図るとともに、他分野における情報交換や連携・協力の可能性についても模索し、交流の活発化を図っていくことが求められます。

【基本方針】

千葉県横芝光町との特産品交流や文化交流、学校間交流などの友好交流を進め、互いのまちの活性化を図ります。

また、まちの魅力や個性をお互いに高めあうため、本市と共通の課題やまちづくりのテーマを有する都市との交流を中心に、積極的な情報交換や情報発信、連携・協力を進めます。

【施策展開の方向】

（1）友好交流都市との交流の推進

千葉県横芝光町との友好交流を推進し、両市町の積極的な情報発信に努めます。また、産業・文化・学校教育など、様々な分野での交流・連携を進めるとともに、市民や地域レベルでの交流の促進に努めます。

（2）資源やまちづくりのテーマを共有する都市との連携の強化

地域における共通の資源や、まちづくりのテーマを共有する都市との連携によるまちづくりを推進するため、古代山城サミットや日本の森・滝・渚全国協議会の参加自治体などを基軸とした都市間交流の活性化や連携の強化を図ります。

【主要な事業例】

	年度					担当
	H29	H30	H31	H32	H33	
千葉県横芝光町との交流の推進	—————▶					企画調整課 関係各課
固有の地域資源などをテーマとした交流・連携策の調査・研究	検討	- - - - -▶				企画調整課 関係各課
「古代山城サミット」への参加	—————▶					文化・社会教育課
「日本の森・滝・渚全国協議会」参加自治体との連携強化	—————▶					環境政策課

【成果指標】

指標名	近況値	目標値(H33)
①千葉県横芝光町との友好交流の認知度	26.8%	35.0%
②千葉県横芝光町との交流事業数	3事業	4事業以上

※近況値出典【年度】：①市民アンケート【28】
②企画調整課【28】

重点目標 1 市民参画による都市経営のために

政策 1 市民参画の推進

【現状と課題】

- 地方分権改革や地方創生の進展に伴い、地域の自主性や自立性が重視され、市民にとって最も身近な行政機関である市の果たす役割と責任が大きくなる中、市民参画のもとで、ゆたかさを求めて創意と工夫を凝らしたまちづくりの展開が求められています。
- 本市では、これまで、市民との「対話」をまちづくりの基本に置き、各種審議会や協議会における委員の公募をはじめ、計画の策定や主要事業の企画・推進に際してのワークショップや懇話会等における意見交換、さらには、市民対話集会など各種対話事業の展開などにより、市民の参画機会の確保・充実に努めるとともに、市民目線を大切にした協働型の都市経営を進めてきました。
- 今後は、これまで以上に、「対話」を通じて必要な説明責任を果たしつつ、市民目線を大切にした行政運営に努めるとともに、市政全般にわたって、市民と行政との役割分担や連携・協働に関する認識の共有を図り、相互の信頼関係によって築き上げられた「チーム光市」の英知を結集したまちづくりを推進する必要があります。
- また、車の両輪に例えられる議会と行政においては、まちの未来の姿（目標）の共有を図りつつ、地方自治における役割と責任を自覚したうえで、市民に分りやすく、そこにたどり着くための政策（手段やルート）について議論を深めていくことが求められています。

【基本方針】

市民との協働によるまちづくりの実現に向けて、市政全般にわたって市民目線を大切にした行政経営に努めるとともに、市民参画機会の確保・充実に通じて、「チーム光市」の英知を結集したまちづくりを進めます。

また、市民・議会・行政等の役割分担を明確にしつつ、一層の連携・協力を図ることで、信頼関係の構築を進めます。

【施策展開の方向】

(1) 市民参画機会の確保・充実

市民との「対話」によるまちづくりを基本に、市民からの意見や提言を市政に反映する仕組みの充実に努めるとともに、若者から高齢者まで、誰もが市政に参画しやすい環境づくりと機会の確保・充実に努めます。

また、各種審議会等への公募委員の拡充や、世代や性別にバランスの取れた人材の参画を促進するとともに、政策形成過程におけるパブリックコメントや市民を交えたワークショップ等の積極的な実施に努めます。

さらに、高度で専門的な知識や技能を有する人々の主体的なまちづくりへの参画を促進します。

(2) 地域と行政との協働の推進

地域と行政との協働の窓口となる「地域担当職員」や、若手の市職員が地域活動に参画し、協働意識の向上を図る「地域ふれあい協働隊」など、市職員の積極的な地域づくりへの参画を推進し、引き続き、地域と行政との協働の推進を図ります。

(3) 市民と議会・行政との信頼関係の構築

地方創生が進む中で、議会と行政がこれまで以上に政策についての議論を深め、市民と議会や行政との信頼関係に基づくまちづくりを推進します。

また、市議会における議論の状況を市民に的確に伝え共有を図っていくため、多様な手法による情報発信に努めます。

さらに、住民主権の根幹である選挙の投票率の向上に向けて、新たな有権者となった若年層への選挙啓発をはじめ、投票しやすい環境の整備を推進します。

【主要な事業例】

	年度					担当
	H29	H30	H31	H32	H33	
各種対話事業の推進	▶▶▶▶▶					企画調整課 広報統計課
各種審議会等への公募の拡大	▶▶▶▶▶					関係各課
パブリックコメント制度の実施	▶▶▶▶▶					企画調整課 関係各課
地域との協働の推進	▶▶▶▶▶					地域づくり推進課 関係各課
市議会を通じた情報発信の推進	▶▶▶▶▶					関係各課
投票率の向上	▶▶▶▶▶					選挙管理委員会事務局

【成果指標】

指標名	近況値	目標値(H33)
①各種対話事業の開催回数	14回	17回
②委員を公募している委員会の割合	27.3%	30.0%
③市民の市政に対する関心度	59.4%	75.0%

※近況値出典【年度】：①広報統計課、企画調整課【28】（市長と気軽にミーティング、市民対話集会の合計）

②総務課【27】

③市民アンケート【28】

重点目標 1 市民参画による都市経営のために

政策 2 満足度の向上を目指すサービスの推進

【現状と課題】

- 市民満足度は、主権者である市民の目線から市政全般わたって評価をいただき、その進捗状況をもとに、施策や事業の検証・改善につなげるとともに、「重要度」とあわせて分野ごとの市民ニーズ（期待度）の高低を把握し、選択と集中による効果的・効率的な都市経営を支えるための軸となる指標です。
- 本市では、毎年実施するまちづくり市民アンケート調査をはじめ、「市民対話集会」や「市長と気軽にミーティング」などの多様な広聴機会を通じた市民ニーズの把握に努めるとともに、ホームページの充実やSNSの活用、親しみやすい市広報へのリニューアル、出前講座などを通して、分かりやすく、かつ、適切な市政の情報提供に努めてきました。
- 今後も引き続き、多様な手法を用いた広聴機会の拡充を図り、多様化・複雑化する市民ニーズの把握に努めるとともに、「おもてなしの心」で窓口サービスの充実・改善を図る必要があります。
- また、急速なICTの発展により、インターネットを介して、市民が気軽に情報を受け取り、また、発信できる情報環境の重要性が増しており、ホームページやSNSなどによる情報発信・情報公開の充実・強化とともに、コンビニエンスストアを活用した行政サービスの提供など、時代の進展に対応した市民サービスの向上が求められています。
- 一方、厳しい財政状況の中、市民志向、成果志向の観点から、無駄を省いた効果的、効果的な行政運営が不可欠となっています。

【基本方針】

各種アンケート調査や対話などによる市民ニーズの把握や、ICTをはじめとした多様な媒体による情報発信・受信体制の強化など、多様な機会や手段による広報・広聴活動の充実に努めます。

また、市民満足度を踏まえた施策展開を進めるとともに、市政運営全般にわたり、市民の立場に立った「おもてなしの心」による窓口サービスの向上に努めます。

さらに、情報分野における市民サービスの向上のため、ICT環境の充実に努めるとともに、市職員の情報セキュリティに対する意識向上を図ります。

【施策展開の方向】

(1) 広報・広聴活動の充実

- 「広報ひかり」やホームページ、SNSなどの利活用により、広報活動の質的向上を図ります。
- また、メールマガジンやデジタルサイネージによる市民への積極的な広報活動を展開するとともに、出前講座により詳細な市政情報を提供します。
- さらに、市民アンケートの定期的な実施による市民意識や市民満足度の把握に加えて、「市民対話集会」や「市長と気軽にミーティング」など、あらゆる機会を通じた広聴活動の充実に努めます。

(2) 情報公開の推進

市政に関する市民の理解と信頼を深め、公正で開かれた市政運営を進めるため、個人情報保護に配慮しながら、情報公開制度の周知と活用努めるとともに、市政運営の透明性を確保するため、市政に関する情報を的確に市民に提供します。

さらに、各種審議会などの附属機関における会議内容の公開を推進するとともに、情報公開総合窓口の充実を図ります。

(3) 市民本位のサービス提供

身近に利用できるコンビニエンスストアにおける住民票等の交付や市税等の納付など、市民目線に立ったサービスの充実・改善を図るとともに、来庁者が分かりやすく、訪れやすい、可能な限りワンストップで対応する窓口づくりを進め、「おもてなしの心」を持った対応に努めます。

また、ICT技術やマイナンバー制度の活用により、市民サービスの向上を図るとともに、迅速かつ総合的な行政サービスを展開します。

(4) ICT環境の充実

市民が気軽に利用できる情報通信基盤の整備を進めるとともに、ホームページのリニューアルも含めた充実や防災情報等をリアルタイムで提供するメール配信サービスの実施など、情報分野における市民サービスの向上に努めます。

さらに、情報セキュリティに対する職員一人ひとりの知識と意識を高めるとともに、情報システムのセキュリティ対策を強化します。

(5) 自治体クラウドの推進

行政情報システムを複数の自治体で集約し、ハードウェアやアプリケーションを共同利用することにより、効率的・効果的な行政運営に努めます。さらに、行政情報を堅牢なデータセンターに保有することで、災害や情報セキュリティに強い業務システムを構築し、電子自治体への取組みを加速します。

【主要な事業例】

	年度					担当
	H29	H30	H31	H32	H33	
広報活動の充実	→					広報統計課
広聴活動の充実	→					広報統計課
市民アンケートの定期的な実施	→					企画調整課
情報公開の推進	→					総務課 関係各課
コンビニエンスストアを活用した行政サービスの提供	準備 →	→				市民課 収納対策課 高齢者支援課 行政改革・情報推進課
総合的な案内機能の充実と市民サービスの向上	→					総務課 関係各課
ホームページの充実	→					広報統計課 行政改革・情報推進課
行政情報システムの充実	→					行政改革・情報推進課
公衆無線LANの整備	→					行政改革・情報推進課 関係各課
ICT講習会の実施	→					地域づくり推進課
行政情報システムのセキュリティ対策強化	→					行政改革・情報推進課
自治体クラウドの推進	準備 →	→				行政改革・情報推進課

【成果指標】

指標名	近況値	目標値(H33)
①まちづくり市民アンケートの回収率	39.8%	45.0%
②◆光市ホームページのアクセス件数(年度)【再掲】	464,758 件	510,000 件
③メール配信サービスの登録件数	2,752 件	3,200 件
④公衆無線LANの設置箇所数	5 箇所	6 箇所以上

※近況値出典【年度】：①企画調整課【28】
②広報統計課、行政改革・情報推進課【27】
③④行政改革・情報推進課【28】

重点目標 2 接続可能な都市経営のために

政策 1 自主・自立の確立と都市間連携

【現状と課題】

- 地方分権改革の推進は、地域が自らの発想と創意工夫により課題解決を図るための基盤となるものであり、国等の権限・財源の移譲や義務付け・枠付けの見直し等を通して、地域の実情やニーズを踏まえた特色ある取組みを展開することが可能となります。
- とりわけ、平成26年から新たに導入された「提案募集方式」では、地方の発意をもとに権限移譲等が推進されるなど、地方創生の手法としても活用が期待され、地方においては、これまで以上に自主・自立が求められるとともに、分権時代にふさわしいまちの実現に戦略的に取り組んでいく必要があります。
- また、都市間連携においても、複数の自治体が協定を結び圏域全体で必要な生活機能を確保しようとする定住自立圏構想に加え、都市間で事務分担や政策分担を可能とする連携協約といった相互協力の新たな連携の仕組みが創設されるなど、本市の実情や市民のニーズ等を十分に踏まえつつ、大きな枠組みの中で、まちの有り様を考えていくことも必要となっています。
- 地方独自の資源を活かして自立的で持続的な地域社会をつくる地方創生に伴い、地方の一層の創意工夫が問われる中、人を惹きつける画一的ではない独自の魅力づくりが求められており、今後も引き続き、国や県、他都市との多様な連携を図りつつ、自ら考え、行動するまちの実現を目指す必要があります。

【基本方針】

持続可能なまちを実現するため、自己決定、自己責任のもとで、真に必要な政策を見極め、形成する能力を磨くとともに、市長会等との連携のもと、必要に応じて国への積極的な政策提案を行うなど、自ら考え、決め、行動する自主・自立のまちづくりを進めます。

また、都市間連携については、本市の実情や市民ニーズを踏まえつつ、本市にメリットを生み出す新たな連携の枠組みを模索するとともに、広域的な共同処理や広域行政の効果的な展開に努めます。

【施策展開の方向】

(1) 地方分権の推進と国・県との連携強化

市民ニーズ等を踏まえた権限移譲事務の受入れを進めるとともに、自己決定、自己責任のもと、真に必要な政策を見極め、形成する能力に磨きをかけ、「自ら考え、決定し、行動するまちづくり」を推進します。

また、「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、人口減少と地域経済縮小の克服を目指す地方創生の取組みに、国・県等との連携のもと積極的に取り組みます。

さらに、関係市町はもとより、国や県との連携により財源確保に努め、より効果の高い取組みを進めます。

(2) 共同処理事務の推進

関係市町との連携のもと、相互の役割分担を行いながら、広域的な行政課題に対応できる体制を強化し、消防、ごみ処理、汚水処理などの共同処理事務を効果的に展開します。

(3) 広域行政の推進

地域の特性を活かしながら、周辺市町との連携・協力による広域行政を展開するとともに、住民相互や企業、団体間の交流・連携を促進することにより、周辺市町を含めた地域全体の発展と市民サービスの向上を図ります。

【主要な事業例】

	年度					担当
	H29	H30	H31	H32	H33	
国・県からの各種権限の移譲	—————▶					総務課 関係各課
地方自治制度に関する調査・研究	調査・研究	- - - - -▶				企画調整課 総務課
地方提案型制度への提案や国のモデル事業等の活用	—————▶					企画調整課 関係各課
地方創生の推進	—————▶					企画調整課 関係各課
共同処理事務の推進	—————▶					関係各課
周南圏域などの広域事業の推進	—————▶					企画調整課 関係各課
広域的な施設の相互利用の推進	—————▶					関係各課
市民や団体相互の広域交流の促進	—————▶					企画調整課 関係各課

【成果指標】

指標名	近況値	目標値(H33)
①地方提案型制度への提案件数(累計)	0件	3件
②「光市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げた事業の着手率	95.9%	100.0%

※近況値出典【年度】：①企画調整課【28】、目標値は33までの累計
②企画調整課【28】

重点目標 2 接続可能な都市経営のために

政策 2 行政基盤の確立

【現状と課題】

- 社会経済情勢がめまぐるしく変化し、市民ニーズが多様化・複雑化する中、柔軟に、かつ、迅速に対応できる行政の仕組みづくりとともに、まちづくりへの高い意欲と能力を有し、優れた人間性や経営感覚をも身につけた職員の育成が求められています。
- 本市では、これまで、光市役所から「株式会社光市」をスローガンに、行政運営から行政経営への転換を図り、「第2次光市行政改革大綱」や「光市人材育成基本計画」に基づく政策や事務事業の評価・検証をはじめ、職員の育成・意識改革や民間活力の導入促進など、効率的で質の高い行政経営の実現に努めてきました。
- 今後は「第3次光市行政改革大綱」に基づき、これまでの取組みを継続しつつ、時代に即した行政サービスを適切な量と質で提供していくとともに、時代の進展に伴う多様なニーズに柔軟に対応できる次代を担う人材の育成を進めていく必要があります。
- また、政策・施策・事業の透明性を高めつつ、時々の情勢や市民ニーズを踏まえたPDCAサイクルに基づく検証・改善を継続して行うことで、明確、的確で、信頼される市政を実現していく必要があります。
- さらに、「民間にできることは民間に」の視点から、民間委託などを積極的に進め、市民サービスの向上と効果的・効率的な行政経営を、一層推進していく必要があります。

【基本方針】

時代に即した活力ある組織・職場づくりを進めるとともに、自己啓発意欲を引き出す職員研修制度や人事管理制度の見直し・充実を通して、職員一人ひとりの意識や能力の向上に努めます。

また、「最少の経費で最大の効果」を上げることが念頭に、行政評価システムの効果的な運用や民間活力の積極的な導入による市民サービスの向上と効果的・効果的な行政経営を実現します。

【施策展開の方向】

(1) 意欲あふれる柔軟な人づくりと組織力の強化

「光市人材育成基本計画」に基づき、個々の職員の政策形成能力や法務能力の向上を図るとともに、行政のプロフェッショナルとして、高い専門性を有する人材の計画的な確保・育成を進めることにより、総合行政を担うことができる柔軟性にあふれた職員体制を構築します。

また、職制や職責に応じた職員研修の計画的な実施により、職員の資質や能力の向上と意識改革を推進するとともに、人事評価システムの充実に加え、女性職員の能力を活かすための環境整備や適正な健康管理を行うことにより、個人の意欲や能力が十分に発揮できる組織風土づくりに努めます。

さらに、新たな行政課題や複雑化・多様化する市民ニーズに的確に対応できる簡素で効率的な行政組織の確立を進めるとともに、縦割り型の行政から脱した連携・協力型の行政が推進可能な柔軟で総合的な組織運営を行います。

(2) 適正な定員管理と民間能力の活用

事務事業の見直し、組織の合理化等による職員の適正配置に努めるとともに、地方分権や地方創生、権限移譲等の状況を注視しつつ、時代の要請に即した適正な定員管理を行います。

また、行政が直接実施するよりも効果的かつ効率的に展開できる専門的・定型的業務については、サービスや行政責任の確保等に十分留意し、民間への委託を推進します。

さらに、市民サービスの向上と経費の削減を図るため、指定管理者制度の効果的な活用に努めます。

(3) 行政運営の評価・検証

限られた経営資源を最大限に活用し、成果を重視した市民満足度の高い市政運営を進めるため、PDCAサイクルに基づく、施策や事業の成果を客観的に評価する行政評価システムの確立及び運用に努めます。

また、総合計画の評価と検証を進めることにより、市民と目標や進捗状況を共有し、成果志向型のまちづくりを推進します。

【主要な事業例】

	年度					担当
	H29	H30	H31	H32	H33	
光市人材育成基本計画の推進	→					総務課
各種研修の総合的な展開	→					総務課
人事評価システムの適正運用	→					総務課
職員力・組織力の向上	→					総務課
職員の専門性向上のための調査・研究	→					総務課
庁内プロジェクトチームの設置促進	→					企画調整課
定員適正化の推進	→					総務課
指定管理者制度の活用	→					行政改革・情報推進課 関係各課
行政評価システムの運用	→					行政改革・情報推進課
光市総合計画等の評価・検証の実施と進捗状況の公表	→					企画調整課

【成果指標】

指標名	近況値	目標値(H33)
①第3次光市行政改革大綱実施計画の実施率	—	100.0%

※近況値出典【年度】：①行政改革・情報推進課【28】(29から計画開始)

【現状と課題】

- 人口減少に伴う経済・産業活動の縮小が税収入の減少を招く一方、高齢化に伴う社会保障費などに対する財政需要の増大が避けては通れない状況であり、地方財政を取り巻く環境は厳しさを増していくことが見込まれます。
- こうした中、本市では、市税収入の減少や普通交付税の合併算定替の段階的縮減など歳入の減少が続いており、工業用水卸供給事業など新たな財源の確保や歳出の抑制に努めているものの、光総合病院の移転新築など市民生活に不可欠な大型事業が控えているなど、引き続き、慎重で堅実な財政運営の継続が求められます。
- また、将来的に見込まれる施設整備などの事業に備えた新たな基金の創設など、中長期的な視点から、不測の事態にも揺るがない持続可能で強固な財政基盤の確立が必要です。
- 今後は、従来の財政健全化計画の考え方を継承した「第3次光市行政改革大綱」に基づき、新たな財源の確保や収納対策の推進など歳入の増加に向けた取組みの強化に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を上げることがを基本に、これまで以上に選択と集中による効率的・効果的な財政運営を継続しつつ、人口減少社会に対応した新たな行財政運営を進めていく必要があります。

【基本方針】

人口減少社会に対応する持続可能で堅実な財政運営を継続するとともに、将来を見据えた基金の充実を図ります。

また、地方公会計制度により、財務情報の分かりやすい開示に努めるとともに、財政運営への活用を推進します。

さらに、歳入の確保と住民負担の公平性の観点から、収納対策の強化や使用料・手数料等の受益者負担の適正化に努めます。

【施策展開の方向】

(1) 財政運営の効率化の推進

将来の財政負担を考慮しながら、本総合計画に基づく事業を計画的に推進するとともに、重要度や緊急度の高い事業の重点化や市民生活に密着した社会資本の整備に努めます。

また、「第3次光市行政改革大綱」に基づき、多角的な視点から事務事業の見直しを進めるとともに、事業の選択と集中による効率的・効果的な財政運営に努めます。

さらに、統一的な基準による地方公会計制度により、財務情報の分かりやすい開示に努めるとともに、財政運営の基礎資料として予算編成等への活用を推進します。

(2) 安定的な財源の確保

住民負担の公平性の観点から、課税客体の適正な把握と収納率向上対策を強化するとともに、受益者負担と公費負担の適切なバランスを考慮し、使用料・手数料等の受益者負担の適正化に努めます。

また、県企業局への工業用水卸供給事業など、新たな財源の確保に努めます。

さらに、年度間の財政の均衡を図るとともに、将来に向けて安定的な財政運営を行うため、基金の充実を図ります。

【主要な事業例】

	年度					担当
	H29	H30	H31	H32	H33	
第3次光市行政改革大綱の推進						行政改革・情報推進課 財政課 関係各課
行政評価を踏まえた予算配分の実施						財政課 行政改革・情報推進課
統一的な基準による地方公会計制度の実施						会計課 財政課 関係各課
税や使用料など、総合的な収納率向上対策の強化						収納対策課 関係各課
山口県企業局への工業用水卸供給事業の実施	準備				供給開始	企画調整課 水道局
基金の造成と活用						財政課 関係各課

【成果指標】

指標名	近況値	目標値(H33)
①◆市税収納率(年度)	95.4%	95.8%
②◆実質公債費比率(年度)	9.9%	18.0%未満
③将来負担比率(年度)	56.3%	350.0%未満
④財政調整基金の額	25.2億円	20億円

※近況値出典【年度】：①収納対策課【27】

②③財政課【27】

④財政課【28】

重点目標 2 接続可能な都市経営のために

政策 4 公有財産の管理と活用

【現状と課題】

- 本市では、昭和40年代から50年代にかけて、高度経済成長に伴う急激な人口増加を背景に、小・中学校や市営住宅など多くの公共施設を整備しており、建築後30年以上が経過した老朽化施設が約6割にのぼっています。
- 人口減少や少子高齢化が進行する中、将来的な財政負担を軽減し、次世代に多大な負担を強いることのないよう、公共施設の計画的な再編や効率的な利用を進めるとともに、市有財産の有効活用を図るなど、既存ストックの戦略的かつ効率的な活用が求められています。
- こうした中、本市では、行政需要等に応じた公共施設の量・質の最適化などを進める「公共施設マネジメント」に取り組んでおり、平成26年7月には、公共施設の現状をまとめた「光市公共施設白書」を作成するとともに、平成29年3月には、公共施設マネジメントを推進するための指針となる「光市公共施設等総合管理計画」を策定しました。
- 今後は、この「光市公共施設等総合管理計画」に基づき、まちづくりとの連携のもと、将来を見据えた長期的な視点での公共施設の適正規模・適正配置を実現していく必要があります。
- また、活用予定のない遊休財産については、計画的な処分等を進める必要があります。

【基本方針】

市民ニーズや公共としての施設の役割等を多角的な視点から調査・分析するなど総合的な検討を重ね、「光市公共施設等総合管理計画」に基づいた再編や統廃合を含めた公共施設の適正配置を進めます。

また、遊休財産については、計画的な処分を進めるとともに、民間事業者への貸付など、有効な活用に努めます。

【施策展開の方向】

(1) 公共施設マネジメントの推進

費用対効果やコスト情報など効率性だけでなく、市民ニーズや公共施設としての役割等を多角的な視点から調査・分析し、総合的に検討したうえで、「光市公共施設等総合管理計画」に基づき、公共施設の適正配置等を進めるとともに、新たな基金を創設し、公共施設の更新等に係る財政負担の軽減や平準化を図りつつ、計画的な改修・更新に努めます。

(2) 遊休財産の処分と活用

市が保有する遊休財産の計画的な処分を行うとともに、民間事業者などへの貸付を行うことにより、維持管理費の削減や賃料収入の確保に努めます。

【主要な事業例】

	年度					担当
	H29	H30	H31	H32	H33	
公共施設マネジメント事業の推進						行政改革・情報推進課 関係各課
	➡					
遊休財産の処分・有効活用の推進						財政課 関係各課
	➡					

【成果指標】

指標名	近況値	目標値(H33)
①公共施設等のうち建物の総延床面積	206,060.81 m ²	206,060.81 m ² 未満
②市有地の売却額(累計)	817 万円	7,000 万円

※近況値出典【年度】：①行政改革・情報推進課【26】
②財政課【27】、目標値は29-33の累計